

登別市総合計画第2期基本計画 中間点検結果報告書

平成22年12月

登別市

第2期基本計画中間点検について

1 中間点検の目的

登別市総合計画第2期基本計画（以下「基本計画」という。）は、平成8年に策定した登別市総合計画基本構想に定める「人が輝き まちがときめく ふれあい交流都市のぼりべつ」の実現を図るため、市民ニーズアンケート調査の実施や、市民検討委員会の設立など、市民等の意見を交えながら様々な議論を得て、第1期基本計画に引き続き、平成18年度を初年度としながら、平成27年度までの10年間に推進していくべき施策の基本的な方向を示す計画として策定されたものです。

基本計画策定から5年が経過し、中間地点である平成22年度において、基本計画の進捗状況や施策等の課題、今後の方向性などを整理するために中間点検を行ったものです。

2 中間点検の実施

(1) 中間点検の際の着眼点

基本計画の中間点検にあたっては、

目標への接近度を計る指標の進捗状況の確認

指標の確認による目標値の達成状況の把握、目標値修正の検討等

主要な施策及び具体的な内容の記載事項の確認

方向性の確認、現状にあった表現への追記・修正等の検討等

施策実現に向けた事業内容等の確認

施策を実現するための事務や事業等が実施されているかの確認

その他の計画等との整合性

「中期財政見通し」、「登別市行財政改革プラン2010」など各種計画等と整合性がとれているかの確認

を主な視点として、中間点検を実施したものです。

(2) 中間点検の実施方法

中間点検は、第6章からなる基本計画を各章ごとに区分したうえで、全章で44からなる施策ごとに点検を行なったものです。

調整部署である総務部政策推進室企画グループにおいて、各担当部署に確認及び調整を行いながら、市全体としての情報の共有化と基本計画の方向性に係る意思統一を図りながら点検を行ったものです。

また、基本計画策定時の基本計画策定市民検討委員会委員あてに中間点検結果報告書（原案）等を送付し、意見等の照会を行っております。

第 2 期基本計画の進捗状況

1 基本計画の指標管理

基本計画では、施策ごとに目標への接近度を計る指標を設定し、基本計画の最終年度である平成 27 年度の目標値に向けた進捗状況を計ることとしております。

この施策ごとに設定している「目標への接近度を計る指標」における進捗状況の評価を、「達成」、「進展」、「維持」、「遅延」の 4 区分で検証したところです。

「達成」は既に目標値に達成している状況として、「進展」は目標値に向けて推進している傾向が見られる状況として、「維持」は基準値を維持している状況として、「遅延」は基準値を下回る状況として、区分したものです。

なお、今回の指標値の検証は、平成 21 年度の指標値を基準としつつ、平成 16 年度(基準値)との比較検証、平成 17 年度から平成 21 年度までの指標の推移を総合的に勘案して、判断したものです。

ただし、今回の中間点検においては、当該指標の進捗状況とあわせて、事業内容等を加味しつつ総合的に評価していくことが必要と考えるところです。

また、指標によっては、達成している状況にある中でも、その指標を維持していくもの、目標値を変更し、より高みを目指すものなどがあることや、指標が現行市政を進めるにあたって適当でないもの、事業自体が終了して指標値としてでてこないものなどがあったことから、それらの指標を精査しつつ、指標の見直し等を行なう必要があると考えられるものです。

目標への接近度を計る指標（115 指標）の評価分布

『達成』	・・・・・・・・・・・・・・・・	34 件
『進展』	・・・・・・・・・・・・・・・・	30 件
『維持』	・・・・・・・・・・・・・・・・	20 件
『遅延』	・・・・・・・・・・・・・・・・	27 件
データなし（事業終了等）	・・・	4 件

2 「目標への接近度を計る指標」の進捗状況

章	節	番号	指 標	達成	進展	維持	遅延	備 考
第1章	第1節		子育て支援センター数					
			子育てに不安と負担を感じる保護者の割合					
			児童相談所等への送致児童数					
	第2節		基本健康診査における健康な人の割合					・事業終了のため数値無し
			基本健康診査の受診率					・事業終了のため数値無し
			乳幼児健診の受診率					
			予防接種率					
	第3節		小児救急医療体制					
			休日等の歯科医院の開院日数					
			広域救急医療対策の日数					
			救急救命士の養成者数					
			普通救命講習の受講者数					
	第4節		ボランティアセンター等におけるボランティアの登録数					
			小地域ネットワークの参加町内会等の数					
			自立高齢者(元気老人)の割合					
			老後に不安を持っている人の割合					
			自立支援受給者実人員数					
	第5節		相談支援事業所数					
			自立支援教育訓練講座受講件数					
			男女共同参画に関する言葉を見たり聞いたりしたことのない人の割合					
	第6節		民間シェルター(配偶者や恋人などからの暴力被害者の緊急避難施設)利用者の市民の人数					
		女性の審議会や委員会への登用率						
小 計			(22)	7	5	2	6	

章	節	番号	指 標	達成	進展	維持	遅延	備 考	
第2章	第1節		環境保全活動に取組む人数						
			環境家計簿の活用に取り組む世帯の割合						
			環境調査における環境基準を超えた項目						
			家庭系ごみの市民一人・1日当り排出量						
			事業系ごみの年間排出量						
			最終処分場の年間埋立て量						
			不法投棄件数						
			下水道処理人口普及率						
			汚水処理人口率						
			水洗化率						
			浄化槽の設置率						
			し尿の年間汲み取り量						
		第2節		自然環境学習指導者の人数					
				環境関連イベント等への参加人数					
				野生生物データベースの利活用件数					
	都市計画区域内の市民一人当たりの緑地面積								
	第3節		防災訓練の実施回数						
			防災意識向上のための勉強会や研修会の開催回数						
			自主防災組織の世帯加入率						
			建物火災の発生件数						
			火災による死傷者の割合						
			交通事故件数						
			交通事故死亡者数						
			消費生活展の参加者数						
			消費生活相談件数						
			消費生活相談の解決率						
			市内の犯罪発生件数(年間)						
			相談可能人数						
小 計			(28)	13	10	3	2		

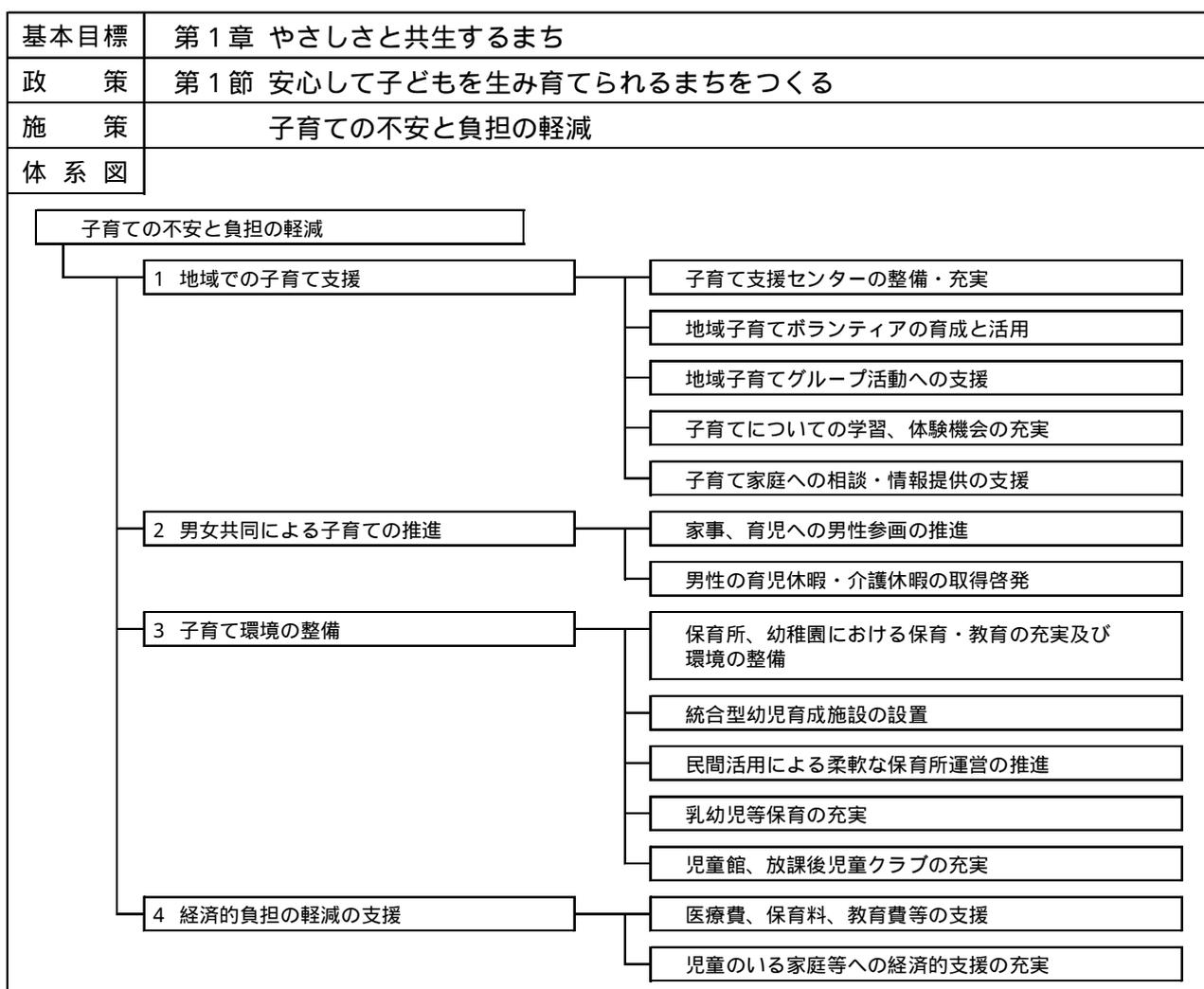
章	節	番号	指 標	達成	進展	維持	遅延	備 考	
第3章	第1節		観光客数(年間)						
			温泉宿泊者数(年間)						
			温泉宿泊率(年間)						
			2日以上宿泊をする観光客数(年間)						
			起業件数						
			登別市起業化支援事業申請件数						
			特産物開発件数						
			商業販売額(卸・小売販売額)						
			製造品出荷額等						
			融資制度(設備資金)利用件数						
			登別市新産業創造活動事業申請件数						
			法人市民税納付対象企業数						
			有効求人倍率						
			事業所従業者数						
			新規高等学校卒業者管内就職率						
		高校生企業見学会・インターンシップ実施人数							
		市内事業所における正規従業員の女性の割合							
		第2節		肉用牛等飼養数					
				ほ場整備面積					
				登別漁港水揚量					
				登別漁港係船岸壁充足率					
				農村地区の水洗化率					
小 計			(22)	3	3	4	12		

章	節	番号	指 標	達成	進展	維持	遅延	備 考	
第4章	第1節		地区計画決定箇所						
			地域地区の見直し率						
			区域区分の見直し率						
			まちなみ景観に対する満足度						
	第2節		一人当たりの公園面積						
			市内の公園数						
			街路樹の植栽本数(国道・道道含む)						
			街路樹の整備路線(国道・道道含む)						
			上水道石綿セメント管の更新						
			上水道配水管の延長密度						
			テレビ難視聴地域の世帯数						
			バリアフリー(障がいのある社会生活をしてゆく上で障壁となるものを除去)の公営住宅の割合						
	第3節		公営住宅の戸数						
			生活道路の舗装率						
			歩道の整備率(市道)						
			幹線道路(都市計画道路、国道・道道を含む)の整備率						
			車での移動のしやすさ(道路の状況・混雑具合)の満足度						
			歩道の歩きやすさの満足度						
	小 計			(18)	3	9	4	2	

章	節	番号	指 標	達成	進展	維持	遅延	備 考
第5章	第1節		生涯学習人材バンク登録者数					
			図書年間貸出冊数					
	第2節		不登校児童生徒の割合(小学校)					
			不登校児童生徒の割合(中学校)					
			不登校児童生徒数の復帰率					
			教育実践研究校の指定率					
			一斉公開参観日の参加率					
			学校開放事業の利用者数					
			地域との交流件数					
			児童・生徒のボランティア活動参加率					
		児童・生徒の街頭補導(指導)件数						
	第3節		文化振興事業への参加者数					
			文化に関心がある市民の割合					
			文化・芸術団体やサークル等への加入率					
			歴史や文化講座の参加者数					
			歴史文化施設(郷土資料館・埋蔵文化施設等)入館者数					
	第4節		月に1回以上、スポーツ(ウォーキングを含む)をしている人の割合					
			市民プールの利用者数					
小 計			(18)	6	1	6	5	

章	節	番号	指 標	達成	進展	維持	遅延	備 考
第6章	第1節		市民自治推進委員会開催回数					
			地区懇談会等開催回数					
			地域担当職員協議回数					・データなし
			パブリックコメント発議回数					・未実施
	第2節		げんきかい等における参加者数					
			外国人との交流の場における市民参加者数					
			ホームページ情報などに対する相談件数					
小 計			(7)	2	2	1	0	
合 計			(115)	34	30	20	27	

第 2 期基本計画の中間点検【施策別評価】



< 目標 >

安心して子どもを生き、健やかに育てることのできるまちづくりを目指して子育てする人の不安と負担を解消する。

目標への接近度を計る指標

	区 分	H16[基準]	H17	H18	H19	H20	H21	H27[目標]	達成度
1	子育て支援センター数	1 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	4 か所	50%
2	子育てに不安と負担を感じる保護者の割合	44.1%	-	67.3%	-	66.7%	-	29%	-

これまでの主な取組状況

地域での子育て支援として、

- ・「子育て支援センター運営事業」による週3日（月・水・金）を開放日に、週2日（火・木）を行事日に設定し、子育てに関する相談全般や遊びなどの指導を、中央・登別の子育て支援センターの2か所で実施
- ・「日胆はまなす里親会補助金」による児童福祉法に基づく里親制度の普及啓発などを進める日胆はまなす里親会の活動を支援（里親制度普及啓発、研修会等）
- ・「特別保育事業（あそびの広場）」による就学前の乳幼児とその保護者を対象として、子育て支援センターにてあそびを通じた親子のふれあいや親子同士の交流の場を提供
- ・「仕事と家庭両立支援（ファミリーサポートセンター）事業」による仕事と育児の両立のため、育児の相互援助会員組織である登別ファミリーサポートセンター設置し、安心して働ける環境を整える（業務は登別市社会福祉協議会に委託）。
- ・「産後子育てママ派遣事業」による産後間もない母親の体力的・精神的負担の軽減を図るため、家庭へのヘルパーの派遣

これまでの主な取組状況

・「家庭児童相談室・母子自立支援員経費」による母子家庭の親及び寡婦の自立支援と児童福祉の向上の相談等を実施
など行ってきたところです。

男女共同による子育ての推進として、男女共同基本計画の策定や、啓発活動としては、「男女共同参画フォーラム2008」の開催、講演会やセミナーの開催など、男女共同参画社会の実現に向けた普及・啓発に努めてきたところです。

子育て環境の整備として、

- ・「特別保育事業（交流事業）」による高齢者や異年齢児との交流事業の開催
- ・「広域入所（他市町村への保育委託）」による他市町村の保育所に入所を希望する保護者の利便性を確保するため、他市町村と委託契約を結び児童を保育
- ・「普通保育所運営事業」による共働きや病人の介護などで、家庭での保育が困難な世帯の児童を保育所で保育
- ・「私立幼稚園学校給食指導経費」による市内の私立幼稚園に通園する5歳児を対象に、10日間程度、学校給食指導を実施
- ・「登別保育所運営業務委託」による幼保一元化施設を構成する幼稚園、学校法人をパートナーに選定し、保育所の運営については、公設民営方式を採用
- ・「特別保育事業（障がい児保育）」による心身に障がいのある児童の発達を促すため、健常児とともに保育
- ・「放課後児童クラブ運営事業」による就労などにより、昼間保護者のいない家庭の児童が安心して過ごせる場所として設置
- ・「児童館（児童センター）管理・運営事業」による児童の健全育成を推進するため、各地区に児童館を設置
- ・「放課後子ども教室推進事業」による鷺別小学校において空き教室や体育館を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て様々な体験活動や交流活動などの取組を推進し、放課後児童クラブと連携した事業展開を図る

など行ってきたところです。

経済的負担の軽減の支援として、

- ・「児童入所施設措置費（助産施設分）」による経済的理由により、入院助産を受けることのできない妊産婦の援助
- ・「こどもショートステイ事業」による病気などにより、児童の養育が一時的に困難になった家庭の児童を児童養護施設（わかすぎ学園・室蘭市母恋南町）で養育
- ・「私立幼稚園就園奨励費補助金」による私立幼稚園に通園する園児の保護者の経済的負担の軽減を図るため、補助金を交付
- ・「ひとり親家庭等医療費助成事業」によるひとり親家庭の母（父）と児童の医療費の一部を助成
- ・「乳幼児等医療費助成事業」による就学前の乳幼児と小学校就学児童の医療費の一部を助成
- ・「災害遺児手当」による父母などが、交通事故等で死亡もしくは重度の障がい状態となったとき、その児童を養育する保護者を支援

・児童手当、児童扶養手当及び子ども手当の支給
など行ってきたところです。

中間点検結果

指標の「子育てに不安と負担を感じる保護者の割合」は、平成16年の基準年に比べると増加の傾向にあります。これは、景気の悪化などによる経済的不安、共同体（地域社会）の解体や核家族化による親の孤立化などの精神的不安などによるものと考えられるところです。市としても、これらの解消に向けて、子育て支援センターの運営など各種事業の展開に努めてきたところであり、全体としては、概ね『進展』していると評価するものです。

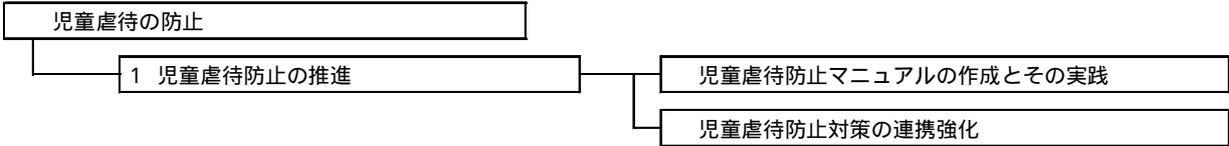
今後の推進事項等

「登別市次世代育成支援行動計画」に位置付けた、鷺別地区（若草・美園地区を含む）の地域センターについては、栄町1丁目に完成した子育て支援住宅の集会所に、平成25年度の開設を目標として、自治会との協議を行い、平行して運営手法を検討します。

今後の公立保育所のあり方については、民間運営（民間移譲等）を基本に推進するとともに、民間主導（民設・民営）による「認定子ども園」の取り組みを関係機関に対し働きかけを行います。

また、国が「認定子ども園」制度（平成18年度）の制度設計の見直しを行っており、今後の制度見直しの動向（内容）を踏まえ「認定子ども園」への移行を行います。

児童館・放課後児童クラブは、老朽化施設の整備を行なうとともに、児童クラブ未設置校区となっている「登別小学校区」、「幌別東小学校区」の整備を鷺別小学校でモデル事業として実施している「放課後子どもプラン」による取り組みも視野に行動計画期間内に整備を行います。また、放課後子ども教室との連携を強め、子どもたちの安全な居場所づくりを進めていきます。

基本目標	第1章 やさしさと共生するまち
政 策	第1節 安心して子どもを生き育てられるまちをつくる
施 策	児童虐待の防止
体系図	

<目標>

安心して子どもを生き、健やかに育てることのできるまちづくりを目指して子どもの安全を確保する。

目標への接近度を計る指標

区 分	H16[基準]	H17	H18	H19	H20	H21	H27[目標]	達成度
1 児童相談所等への送致児童数	2件	1件	0件	1件	0件	0件	0件	100%

これまでの主な取組状況

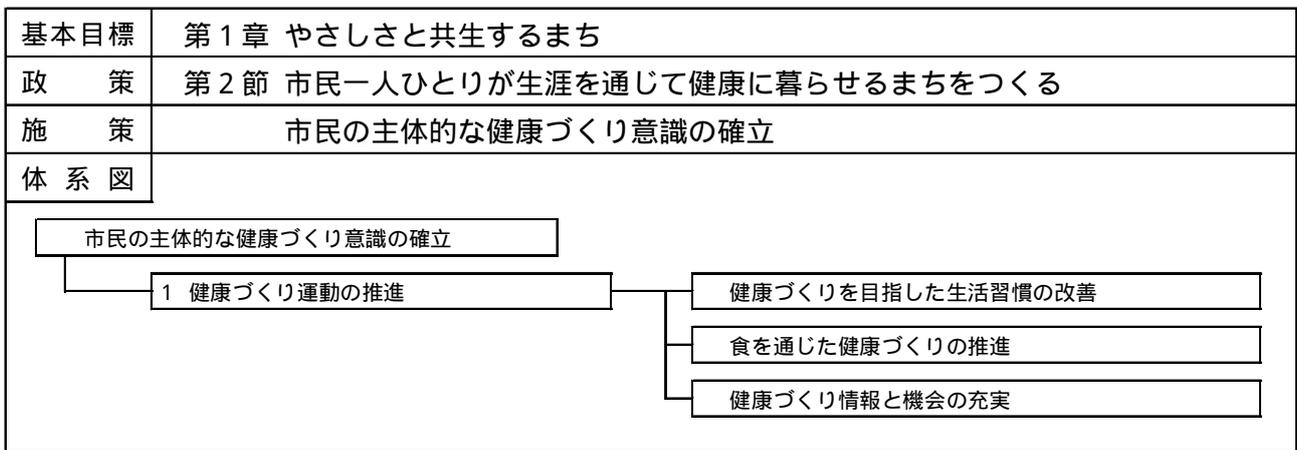
児童虐待防止の推進として、平成19年4月に「児童虐待対応の手引き（児童虐待防止マニュアル）」を作成し、その実践に努めるとともに、児童虐待防止対策会議の開催による関係機関の連携強化などを行ってきたところです。

中間点検結果

指標の「児童相談所等への送致児童数」は、平成20～21年度において「0件」と目標に達成している状況であり、平成19年4月には「児童虐待対応の手引き（児童虐待防止マニュアル）」の作成や、関係機関による連携強化など、全体としては、概ね『**達成**』していると評価するものです。ただし、これは現行の指標基準等に基づき判断した評価であり、「達成」＝「終了」ということではなく、現行の指標基準を維持、もしくは指標基準をより高度な数値に変更のうえ、引き続き当該施策を推進していくものです。

今後の推進事項等

「保育所・学校からの定期的な情報提供に関する基本方針」により、要保護児童、虐待が危惧される児童の把握に努めると共に、通告体制の強化を図ります。また、民生・児童委員との懇談会を定期的開催し、地域における支援が必要な家庭を把握し、適切な支援策を講ずると共に、「児童虐待防止マニュアル改訂版」を関係機関・関係者に配布し、虐待の発生要因・早期発見のチェックポイント等の理解を深め、虐待の未然防止を図ります。



<目標>

自らの健康は自らが守るという意識を醸成し、市民が主体的に健康づくりに取り組むことにより健康で元気に生活できる期間(健康寿命)」を伸ばす。

目標への接近度を計る指標

区 分	H16[基準]	H17	H18	H19	H20	H21	H27[目標]	達成度
1 基本健康診査における健康な人の割合	14.7%	9.5%	11.2%	11.9%	-	-	15.0%	-

これまでの主な取組状況

健康づくり運動の推進として、

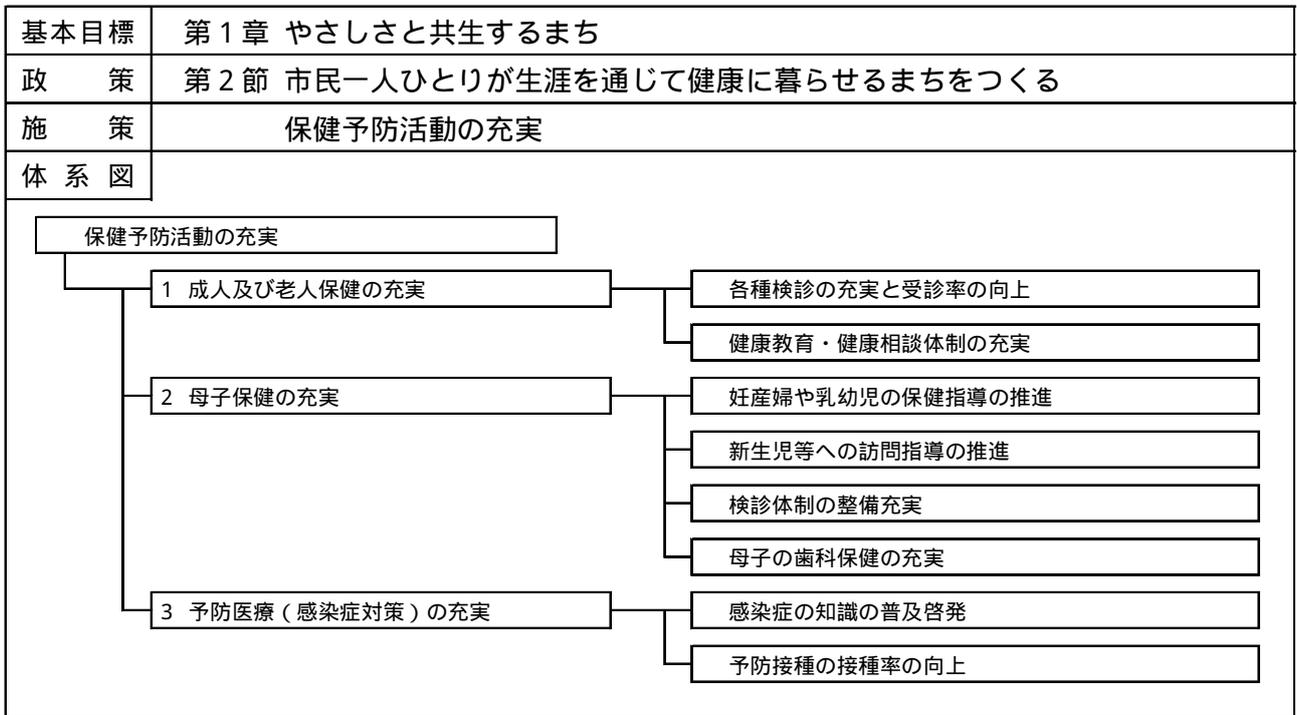
- ・「健康づくり推進協議会経費」による市民の健康づくり推進のため、健康増進法と母子保健法に基づいた実施計画の策定や運営について協議
 - ・「生活習慣病予防対策事業」による40～74歳までの登別市国民健康保険加入者を対象に実施する特定健康診査の平成20年度未受診者に対し、アンケート調査・分析を行い、受診勧奨の実施
 - ・「食育事業」による子育て中の若い世代に講話や調理実習を実施(もぐもぐ食育広場・食育料理教室等)し、正しい食習慣を身につける
 - ・「家族DE食育 健康のぼりべつ」による子育て世代の食生活の改善により、健康・生活習慣病の予防を図るため各種事業の実施、家族で楽しい!食育フェスタ in のぼりべつの開催
 - ・「北海道難病連運営事業助成金」による難病患者と家族の育成援助、患者や家族の療育指導及び相談活動などを行う財団法人北海道難病連への助成
 - ・「健康づくり事業」による40歳以上の市民を対象に、市民の健康づくりを目的に健康教育・健康相談・健康手帳の配布
 - ・健康通信「きらり」の発行(隔月発行)
- など健康づくりに係る情報発信と機会の充実を図ってきたところです。

中間点検結果

指標の「基本健康診査における健康な人の割合」は、老人保健法の廃止に伴い基本健康診査が終了となったことから、別の指標の検討が必要であるが、基準である平成16年度の翌年度に数値が下がったものの、それ以降、上昇傾向にあることや、健康づくり運動の推進として、正しい食習慣を身につける食育事業の実施など健康づくりに係る各種事業を実施してきたところであり、全体としては、概ね『進展』していると評価するものです。

今後の推進事項等

市民の健康の保持増進のため、ライフサイクルに応じた健康づくり事業を推進する中、特に子育て中の若い世代に対し、正しい食習慣を身につける食育事業(へるしー講座・食育料理教室等)を実施し、食を通じた健康づくりの推進を行っていきます。
市民の健康づくりを目的に健康教育・健康相談・健康手帳の配布や、健康通信「きらり」(隔月発行)に健康情報の提供・実践への啓発、検診から分析した結果の周知、健康増進計画中間評価の公表等テーマを決めて、市民が主体的に健康づくりに取り組むような対策を行っていきます。



< 目標 >

市民が生涯にわたり心身の健康を確保できるよう、生涯各期に応じた適切な保健予防活動を推進する。

目標への接近度を計る指標

区 分		H16[基準]	H17	H18	H19	H20	H21	H27[目標]	達成度
1	基本健康診査の受診率	33.1%	31.0%	27.5%	29.6%	-	-	38.0%	-
2	乳幼児健診の受診率	86.3%	89.5%	91.2%	90.6%	99.5%	90.2%	95.0%	45%
3	予防接種率	50.7%	56.4%	55.4%	59.9%	60.8%	53.3%	70.0%	163%

これまでの主な取組状況

成人及び老人保健の充実として、

- ・「女性の健康づくり事業（女性のための健康診査）」による19歳～39歳までの女性を対象にメタボリックシンドロームの予防・早期発見を目的として健康診査の実施
- ・「ヘルスバイオニアタウン事業」による短期人間ドック、脳ドック、各種がん検診の助成
- ・「健康診査事業」による40歳以上の市民（ただし、子宮がん検診のみ20歳以上の女性）を対象に各種がん検診（胃がん・大腸がん・肺がん・子宮がん・乳がん・前立腺がん）、肝炎ウィルス検査、歯周疾患検診の実施

など行ってきたところです。

母子保健の充実として、

- ・「母と子の健康づくり事業（母子栄養管理事業経費）」による8か月児を対象に栄養士・保健師・看護師・保育士による、離乳食相談・育児相談・身体測定・遊びの紹介などの育児支援
- ・「母と子の健康づくり事業（妊婦健康診査）」による妊娠届出のあった妊婦に対し、母子手帳の交付と健診費用が助成される妊婦一般健康診査票・超音波検査票を交付し、妊婦中の母子の健康管理と健診にかかる経済的負担の軽減を図る
- ・「母と子の健康づくり事業（すこやかマタニティ教室）」による妊婦やその家族などを対象に、妊婦疑似体験や先輩ママとの交流等の実施
- ・「母と子の健康づくり事業（母子訪問指導）」による新生児・乳児・幼児・妊産婦を対象に保健師・助産師等が家庭を訪問し、母子の育児支援の実施
- ・「母と子の健康づくり事業（乳児健康診査経費）」による乳児の健全な成長・発達を促すため、小児科医・保健師・栄養士等により、疾病及び異常の早期発見・早期支援
- ・「母と子の健康づくり事業（1歳6か月児健康診査経費）」による1歳6か月児の健全な成長・発達を促すため、小児科医・歯科医師・看護師・保健師・栄養士等により、疾病及び異常の早期発見・早期支援

これまでの主な取組状況

- ・「母と子の健康づくり事業（3歳児健康診査）」による3歳児の成長・発達における疾病や障害を小児科医・歯科医師・看護師・保健師・栄養士等により早期発見し、早期支援
- ・「母と子の健康づくり事業（幼児歯科保健対策経費）」によるむし歯予防と歯質強化のため、1歳6か月児健康診査にあわせて、希望者にフッ素塗布しその後4歳未満までに6か月おきに4回塗布を実施など行ってきたところです。

予防医療（感染症対策）の充実として、

- ・「エキノコックス症予防対策」による肝機能に障がいを引き起こすエキノコックス症の感染予防の周知や血清検査などの実施
- ・「新型インフルエンザ対策経費」による市内における新型インフルエンザの感染拡大を防止するために公共施設に感染予防用の消毒液を備えるとともに、患者発生時の対応に従事する職員用として感染防護用具の購入を図る
- ・「予防接種事業」によるBCG予防接種や3種混合予防接種の実施など行ってきたところです。

中間点検結果

指標の「基本健康診査の受診率」については、老人保健法の廃止に伴い基本健康診査が終了となったところだが、基準である平成16年度の数値に比べるとやや下がっている傾向が見られますが、指標の「乳幼児健診の受診率」及び「予防接種率」は進展しております。

また、「ヘルスパイオニアタウン事業」による各種検診の実施や、母子検診などの育児支援、予防接種の実施など保健予防活動を推進してきたところであり、全体としては、概ね『進展』していると評価するものです。

今後の推進事項等

市民の健康保持を高めていくために各種がん検診の実施や、母子保健の充実として、育児力の低下、育児支援体制の脆弱化による母親の育児不安への支援や、これまで個性の範囲とされていた子どもの特徴や育てにくさの問題が発達障がいを疑う事例として急増しており、全体的に要支援児が増加の傾向にあるため、早期支援に取り組んでまいります。

母子保健活動は核家族化による育児不安・育児負担などから虐待の未然防止などの育児支援の視点で、妊娠期からの継続した支援(母子健康手帳交付時の妊婦保健指導・マタニティ教室)、新生児・乳児訪問(乳児家庭全戸訪問事業)、低体重児の出生を把握して未熟児訪問を実施するほか、各予防接種の接種率の向上にも努めます。

基本目標	第1章 やさしさと共生するまち
政 策	第2節 市民一人ひとりが生涯を通じて健康に暮らせるまちをつくる
施 策	地域医療の充実
体系図	<pre> graph TD A[地域医療の充実] --> B[1 地域医療体制の確保] A --> C[2 救急医療体制の整備] B --> D[地域医療体制の確保] B --> E[包括的な医療サービスの提供] C --> F[救急医療体制の整備] C --> G[救急救命体制の整備] </pre>

<目標>

市民がいつでも適切な医療サービスを受けることができるよう地域医療体制の確保と救急医療体制を整備する。

目標への接近度を計る指標

区 分	H16[基準]	H17	H18	H19	H20	H21	H27[目標]	達成度
1 小児救急医療体制	未実施	未実施	24時間体制	24時間体制	24時間体制	24時間体制	24時間体制	100%
2 休日等の歯科医院の開院日数	24日	24日	24日	24日	24日	24日	24日	100%
3 広域救急医療対策の日数	24時間体制	24時間体制	24時間体制	24時間体制	24時間体制	24時間体制	24時間体制	100%
4 救急救命士の養成者数	16人	17人	18人	18人	18人	19人	18人	150%
5 普通救命講習の受講者数	1,973人	2,576人	3,175人	3,939人	4,708人	5,454人	4,000人	172%

これまでの主な取組状況

地域医療体制の確保として、地域医療対策事業による年末年始等における歯科医療体制の充実や厚生年金病院の公的病院存続の国への要望実施などに努めてきたところです。

救急医療体制の整備として、

- ・「救急医療対策事業（小児救急医療支援事業）」による西胆振医療圏の3病院において、小児重傷救急患者を対象とした休日・夜間における診療の実施
- ・「応急手当普及啓発活動資器材整備事業」による救急講習会を開催するにあたり、救急蘇生用人形やAEDトレーナーの購入
- ・「救急医療対策事業（救急医療啓発普及事業）」による登別・室蘭市内の5病院において輪番制で休日及び夜間の診療体制を整え、一次救急患者の診療を確保するための事業に対して負担金の支出
- ・「救急医療対策事業（広域救急医療対策事業）」による登別・室蘭市内の5病院と西胆振の2病院を加えた7病院において、輪番制で休日及び夜間の診療体制を整え二次救急患者の診療を確保するため事業についての負担金の支出
- ・「高規格救急自動車更新事業」による高規格救急車の購入
- ・「救命救助資器材整備事業（地域活性化・経済危機対策臨時交付金）」による地域住民の防災意識の向上と救急・救助活動の効率的な推進及び消防力の充実強化を目指すため、救急・救助活動の資器材整備など行ってきたところです。

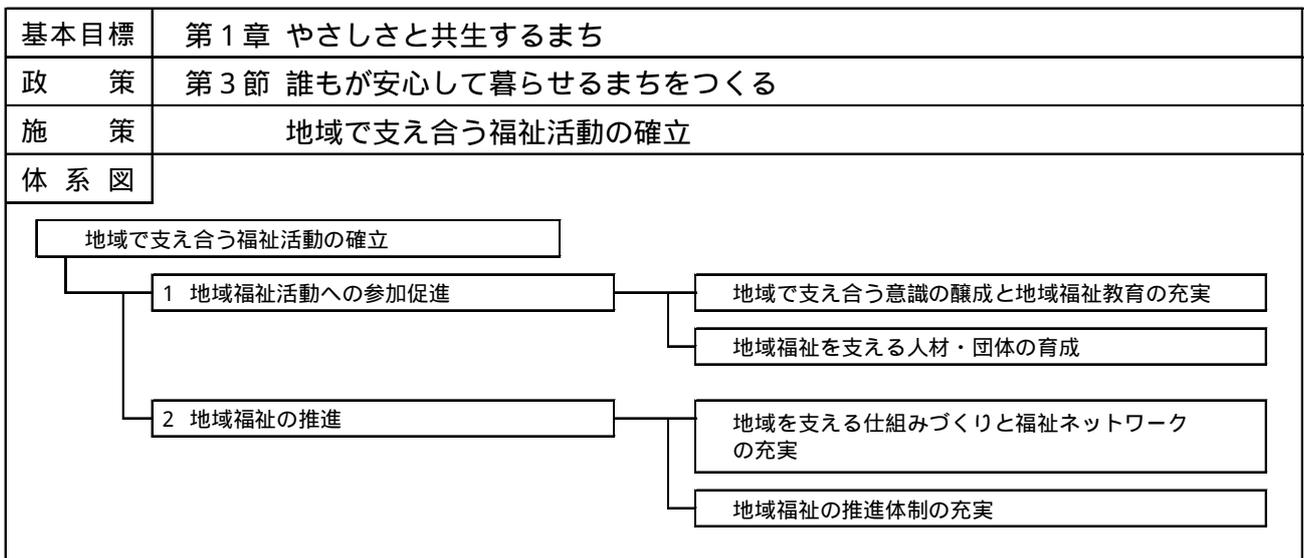
中間点検結果

指標全てが達成している状況にあることや、救急医療体制の整備として、救急医療体制の確保のための支援・構築や救急資器材の購入など行っていることから、全体としては、概ね『**達成**』していると評価するものです。

ただし、これは現行の指標基準等に基づき判断した評価であり、「達成」＝「終了」ということではなく、現行の指標基準を維持、もしくは指標基準をより高度な数値に変更のうえ、引き続き当該施策を推進していくものです。

今後の推進事項等

医療・地域医療体制の確保として、引き続き地域医療対策事業による年末年始等における歯科医療体制の充実や厚生年金病院の公的病院存続の国への要望実施などに努めるとともに、救急医療対策事業による西胆振医療圏の3病院による小児重傷救急患者の休日・夜間診療や、登別・室蘭市内の5病院と西胆振の2病院を加えた7病院において、輪番制で休日及び夜間の診療体制を整え二次救急患者の診療の確保、救助資機材など救急救命体制の整備を引き続き行います。



<目標>

誰もが地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、地域で共に支え合う福祉の基盤をつくる。

目標への接近度を計る指標

区 分	H16[基準]	H17	H18	H19	H20	H21	H27[目標]	達成度
1 ボランティアセンター等におけるボランティアの登録数	380人	380人	319人	269人	269人	269人	700人	0%
2 小地域ネットワークの参加町内会等の数	53町内会	53町内会	44町内会	53町内会	53町内会	53町内会	60町内会	0%

これまでの主な取組状況

地域福祉活動への参加促進として、

- ・「福祉啓蒙経常事業」による福祉の啓蒙及び啓発を図るために「福祉のしおり」の作成
- ・「地域福祉活動促進事業費補助金」による登別市社会福祉協議会が行う地域福祉活動促進事業の支援など行ってきたところです。

地域福祉の推進として、

- ・「登別市民生委員児童委員協議会補助金」による市内6地区の民生委員児童委員協議会の相互連携と活動を支援
- ・「民生委員児童委員活動事業」による市内各地区の民生委員児童委員の活動を推進するための支援
- ・「社会福祉事業推進補助金」による登別市社会福祉協議会が行う地域福祉活動促進事業の支援など行ってきたところです。

中間点検結果

指標の「ボランティアセンター等におけるボランティアの登録数」は、基準である平成16年度から数値が減少しており、「小地域ネットワークの参加町内会等の数」は維持していること、「福祉のしおり」の作成による啓発活動や民生委員児童委員会協議会との相互連携などにより、地域で支えあう福祉活動を推進してきたところであり、全体としては、概ね『維持』と評価するものです。

今後の推進事項等

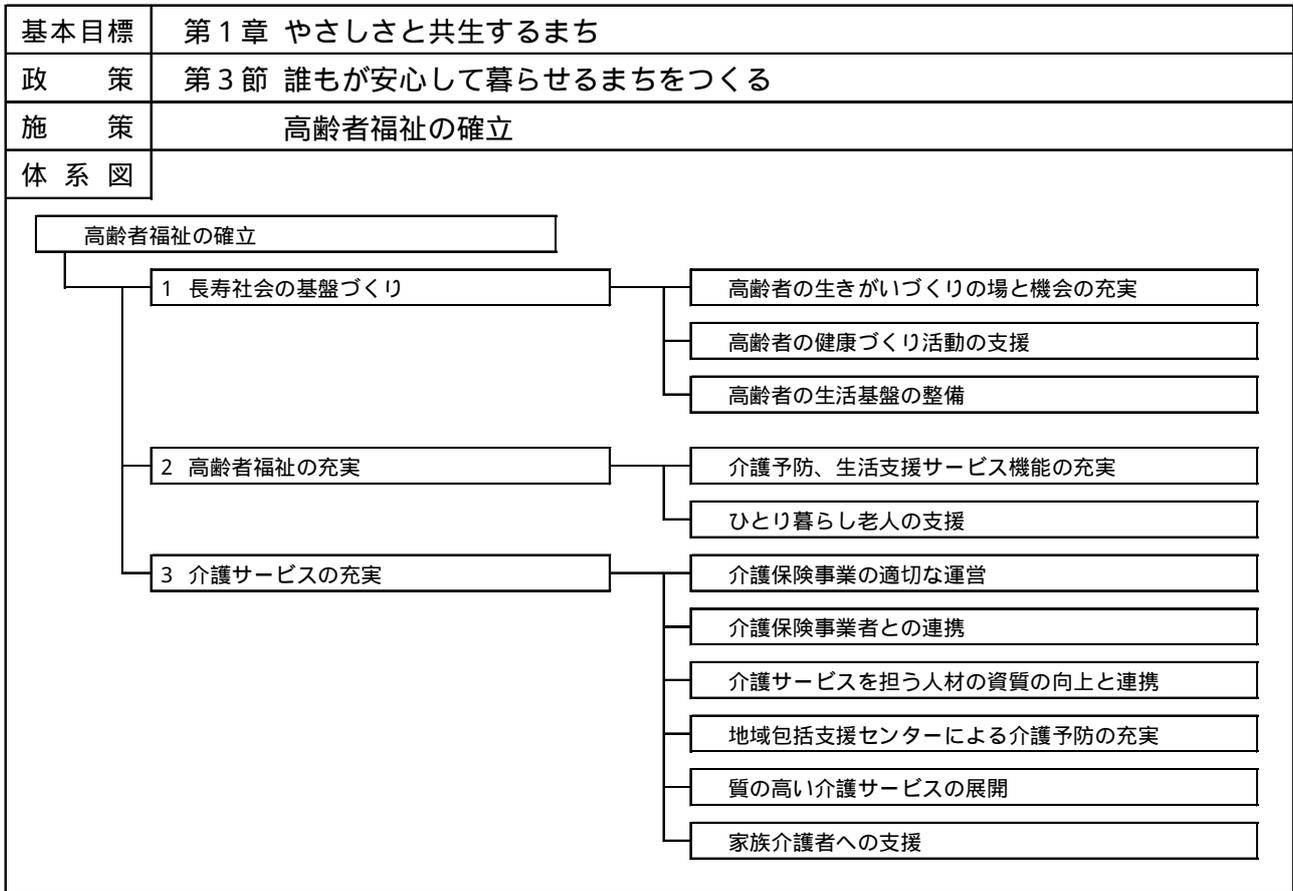
市民誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らしていけるまちづくりの実現を図るために「(仮称)福祉のまちづくり条例」を制定し、地域福祉の推進を図ります。
また、この条例の策定にあたっては多くの市民や各種団体の参画のもと、登別市総合計画における地域福祉分野に関連する施策を具現化するための理念等の確立を図ることとして平成23年度を目途に策定する予定です。

今後の推進事項等

福祉のまちづくり条例のまちづくり理念を市民と共有した中で、その理念の具現化を図るために、条例策定後の早い時期に地域福祉計画を策定し、登別市社会福祉協議会が策定している「登別市地域福祉実践計画（愛称：きずな）」と相互に連携したうえで、地域における生活課題や地域福祉の理念を共有しながら地域福祉の推進を図ります。

社会環境の変化や市民ニーズの多様化、社会福祉制度の変革などへの対応として、庁内の連携体制の強化を行いながら、福祉のまちづくり条例及び地域福祉計画の進捗管理、重層的福祉サービスの進展並びに登別市社会福祉協議会などの社会福祉関係団体との連携強化を図ります。

登別市社会福祉協議会との連携を重視しながら、登別市社会福祉協議会の事務局体制や事業等について、登別市社会福祉協議会と協議・検討し、市助成金等のあり方について検討を進めます。



< 目標 >

住み慣れた地域でいきいきとした生活を送る高齢者を増やす。

目標への接近度を計る指標

区分	H16[基準]	H17	H18	H19	H20	H21	H27[目標]	達成度
1 自立高齢者（元気老人）の割合	85.0%	85.7%	85.9%	86.4%	86.1%	85.6%	85.0%	101%
2 老後に不安を持っている人の割合	79.0%	-	74.6%	-	84.6%	-	50.0%	-

これまでの主な取組状況

長寿社会の基盤づくりとして、

- ・「登別市老人クラブ連合会補助金」による高齢者福祉活動の中心的役割を果たす老人クラブ連合会が行う事業の支援
- ・「老人クラブ運営費補助金」による地域社会に貢献する老人クラブの行う事業の支援
- ・「敬老会補助金」による地域に貢献してきた高齢者を祝福するため、町内会などが行う72歳以上の方を対象とした敬老行事への支援
- ・「シルバー人材センター補助金」による高齢者が長年培ってきた知識や経験、技術などを活かし、就業機会の確保や生きがいの充実、社会参加を図る事業に取り組んでいる同センターへの支援
- ・「老人趣味の作業所運営事業」による高齢者の趣味を通じた生きがいづくりのため設置された同作業所の運営費の支出
- ・「老人憩の家整備事業」による老朽化した「老人憩の家」の維持や補修について、町内会などに委託し整備を実施
- ・「一般高齢者事業」による65歳以上の健康な高齢者を対象に行う、かるやか教室や健康教室・健康相談の出前講座などを実施し介護予防を行う
- ・「外国人高齢者・障害者福祉給付金支給事業」による国民年金制度上、無年金にならざるを得なかった在日外国人高齢者・障がい者の安定した生活の支援
- ・「高齢者等介護用品給付事業」による概ね65歳以上の在宅高齢者で、介護認定審査会において要介護4又は要介護5と判定された市民税非課税世帯に属する者に対し、介護用品の購入に要する費用の一部を給付し経済的負担の軽減を図るなど行ってきたところです。

これまでの主な取組状況

高齢者福祉の充実として、

- ・「特定高齢者事業」による65歳以上の方を対象に、要介護状態になる恐れのある「特定高齢者」を把握するとともに、特定高齢者を対象に、訪問型介護予防事業、通所型介護予防事業を実施
- ・「安心生活創造事業」による事業実施地区を設定し、そこに居住している一人暮らし世帯等のうち、支援が必要な方を対象とし、訪問員による見守りなどの活動を実施
- ・「高齢者等緊急通報機器設置」による緊急通報端末機器を常時注意が必要な高齢者宅に設置し、体調不良等で手助けが必要な場合は民生委員等の協力員に駆けつけ要請を行ったり、救急車の出動要請を行うなどの支援をするほか、相談ボタンにより身体等の相談を受け付け、不安を解消する
- ・「電話・移送サービス事業」による老人福祉センターを利用する高齢者に対し、送迎用バスによる移送サービスや、高齢者に定期的に電話をかけ、安否確認、健康状態や生活状況を聞き孤独感の解消を図るなど行ってきたところです。

介護サービスの充実として、

- ・介護保険事業計画に基づく「介護保険事業」の実施
- ・「社会福祉法人利用者負担軽減助成金」による介護サービスを提供する社会福祉法人などが、生計の特に困難である方の利用者負担額を減免したときに費用の一部助成
- ・「地域包括支援センター運営事業」による高齢者を介護や健康などさまざまな面から総合的に支援
- ・「家族介護慰労事業」による重度(要介護度4・5)で低所得(市民税非課税世帯)の在宅高齢者を介護している家族に慰労金を支給など行ってきたところです。

中間点検結果

指標の「自立高齢者(元気老人)の割合」は、ほぼ達成(その状況を維持)している状況にあるが、「老後に不安を持っている人の割合」は、昨今の年金問題や孤独死、経済不安などにより老後に不安を抱いている方が増加している傾向が見られます。市としても、高齢者福祉の確立として、一般高齢者事業や特定高齢者事業、国の指針に基づく介護保険事業の実施など行っていることから、全体としては、概ね『維持』していると評価するものです。

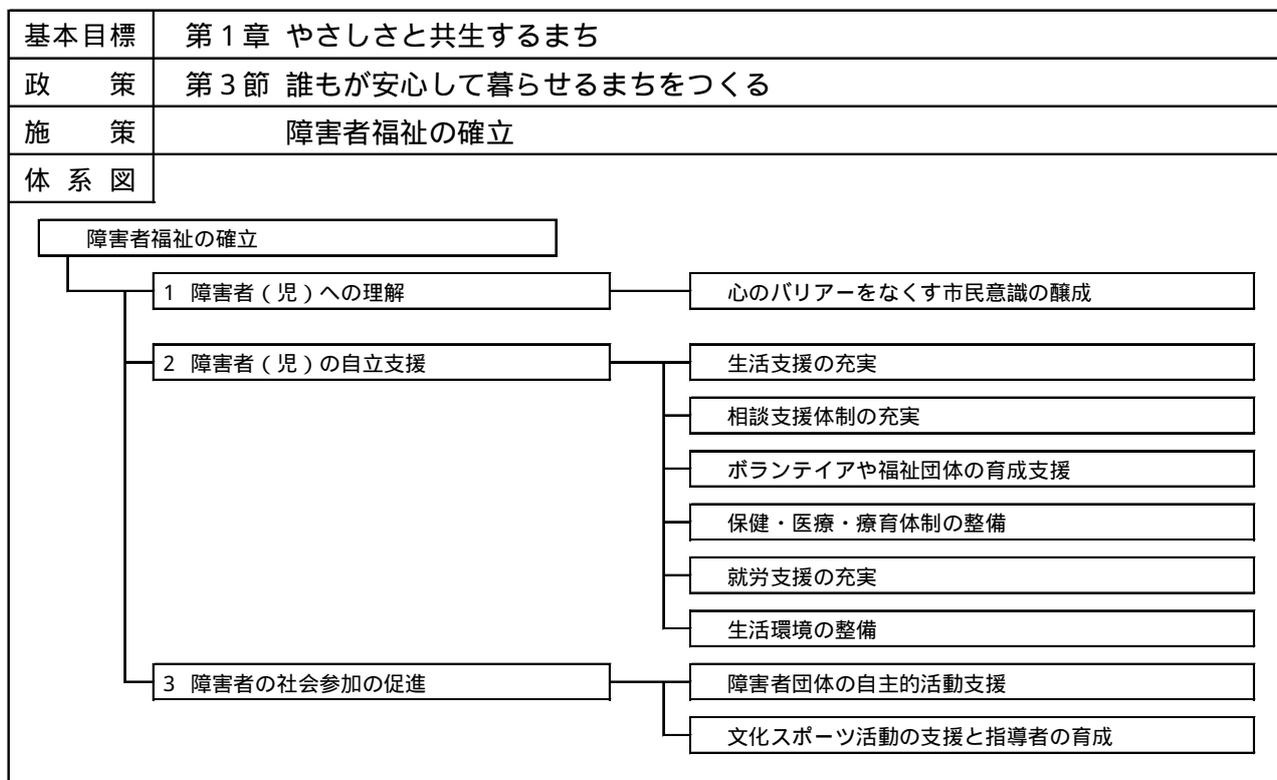
今後の推進事項等

近年の多様化する価値観等から、老人クラブ入会者やクラブ活動参加者の減少などが見受けられており、老人クラブ関係者や市内高齢者、関係団体等とともに、老人クラブのあり方等について検討し、高齢者の生きがいづくりの場と機会の拡充に向けた体制整備に努めます。

市内高齢者の活動拠点である老人福祉センターの利用等について、老人クラブ連合会や利用者、関係団体等とともに、高齢者福祉や地域福祉の拠点としての役割などを検討します。

外国人高齢者・障害者福祉給付金支給事業、高齢者等介護用品給付事業などの展開により高齢者の生活基盤の整備に努めます。

二次予防事業(旧:特定高齢者施策)による二次予防事業対象者の把握や訪問型介護予防事業、通所型介護予防事業の実施、介護保険事業計画に基づく介護保険事業の実施や、高齢者の介護や健康など様々な面から総合的に支援する地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、社会福祉協議会や民生委員、町内会などと連携・協力しながら高齢者福祉の充実と推進を図ります。



< 目標 >

住み慣れた地域で自立した生活を送る障害者を増やす。

目標への接近度を計る指標

区 分	H16[基準]	H17	H18	H19	H20	H21	H27[目標]	達成度
1 自立支援受給者実人員数	412人	426人	401人	408人	436人	462人	864人	11%
2 相談支援事業所数	0 箇所	0 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	3 箇所	33%

これまでの主な取組状況

障害者（児）への理解として、障がい者への理解促進を図るため、「広報のぼりべつ」や「社会福祉協議会だより」などにより、啓発に努めてきたところです。

障害者（児）の自立支援として、

- ・「重度心身障害者医療費助成事業」による重度心身障がい者の医療費の一部助成
- ・「重度心身障害児介護手当給付費」による心身に重度の障がいのある20歳未満の方を介護している保護者の経済的負担を軽減するため手当の支給
- ・「障害者（児）日常生活用具給付等事業」による在宅の障がい者（児）に対し、日常生活用具の給付等の実施
- ・「社会参加促進事業（社会参加事業）」による声の広報及び点字広報等を作成し、視覚又は聴覚障がいのある人に配布等を行い、障がい者への情報提供及び社会参加活動情報を提供
- ・「総合相談支援事業」による障がい者等の地域生活における各種相談の実施
- ・「コミュニケーション支援事業」による聴覚等の障がい意思疎通に支障のある人の仲介をするため、手話通訳等の派遣
- ・「移動支援事業」による屋外での移動が困難な障がい児・者の社会参加の外出時にヘルパーを派遣し、外出の支援
- ・「児童デイサービスセンターのぞみ園運営事業」による障害者自立支援法支給申請に基づき、小集団指導・個別指導・日常生活訓練のサービス提供の実施
- ・「小規模通所授産施設（すずかけ作業所）運営事業」による在宅の障がい者が「すずかけ作業所」に通い、軽作業を通じて社会参加及び自立訓練等の実施
- ・「障害者自立更正促進助成事業」による在宅の障がい者の自立更生に要する経済的負担を軽減するために、自動車改造及び自動車運転免許並びに盲導犬の取得に係る経費の一部を助成
- ・本庁舎に係る玄関ドアの自動ドア化など公共施設の整備など行ってきたところです。

これまでの主な取組状況

障害者の社会参加の促進として、

- ・「肢体不自由児（者）父母の会補助金」による肢体不自由児（者）の自立更生と社会参加を目的に活動する父母の会を支援
- ・「重度障害者（児）福祉タクシー事業」による重度の身体障がい者等でバスなどの公共交通機関の利用が困難な方へのタクシーチケットの交付
- ・「身体障害者自動車燃料費助成事業」による身体障がい者が市から車いすを支給されている場合、日常生活に使用する自動車の燃料費のうち、税額相当分の助成
- ・「登別身体障害者福祉協会助成事業」による身体障がい者の文化活動やスポーツなどを通し、障がい者の社会参加を促進する同協会の支援
- ・「登別視力障害者協会助成事業」による視覚障がい者に対する理解やボランティア活動などの福祉啓蒙を図り、視力障がい者の自立更生と社会参加活動を図る同協会の支援
- ・「登別市手をつなぐ育成会補助金」による知的障がい者に対する理解やボランティア活動などの福祉啓蒙を図り、知的障がい者の自立更生と社会参加活動を図る同育成会の支援
- ・「社会参加促進事業（社会参加等事業補助金）」による障がい者の社会参加活動等をボランティアにより支援する奉仕員等の養成及び精神障がい者のボランティア活動促進を図るため、養成経費の一部助成
- ・「地域活動支援センター事業」による障がい者等を対象に、地域活動支援センターで地域の実情に応じた創作的活動又は生産活動の機会の提供など行ってきたところです。

中間点検結果

指標である「自立支援受給者実人員数」及び「相談支援事業所数」ともに「進展」している状況にあること、障害者福祉の確立として各種事業の展開など行っていることから、全体としては、概ね『進展』していると評価するものです。

今後の推進事項等

障がい者週間事業やふれあい広場等を通して障がい者（児）の理解促進が図られるよう支援を行っているところですが、多様化するニーズをあらゆる市民のニーズと捉え、だれにもやさしいまちづくりをめざし、市民参画による「登別市福祉のまちづくり条例」が策定されるよう関係部署との連携を図っていきます。地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を利用し、障がい者（児）が子どもやお年寄りなど市民みんなと広く交流できることを目的に平成22年度・平成23年度に共生サロン事業所が開設されることから、各事業所の特性を生かした交流が活発に行われるよう推進・支援していきます。

基本目標	第1章 やさしさと共生するまち
政 策	第3節 誰もが安心して暮らせるまちをつくる
施 策	自立した暮らしへの支援
体系図	

< 目標 >

生活基盤の弱い立場にある市民の生活安定と経済的自立の促進を図る。

ひとり親家庭等の社会参加機会の拡大及び生活の安定を図る。

目標への接近度を計る指標

区 分		H16[基準]	H17	H18	H19	H20	H21	H27[目標]	達成度
1	自立支援教育訓練講座受講件数	3件	0件	2件	1件	1件	2件	6件	0%

これまでの主な取組状況

自立した暮らしへの支援として、

- ・「低所得者等援護対策・たすけあい金庫事業」による低所得者世帯などに応急援護や高額療養費などの資金を貸し付けし、その世帯の自立更生と生活安定を図る登別市社会福祉協議会を支援
- ・「災害見舞金」による災害により、大きな被害を受けた市民に見舞金を支給
- ・「母子家庭等自立支援事業（自立支援教育訓練給付金）」による母子家庭の自立を支援するため、母子家庭の母親が職業能力訓練行う際、その訓練終了後に給付金を支給など行ったところです。

中間点検結果

指標の「自立支援教育訓練講座受講件数」は、基準である平成16年度から数値が減少してはいますが、自立した暮らしへの支援として各種事業の展開など行っていることから、全体としては、概ね『維持』していると評価するものです。

今後の推進事項等

自立した暮らしを支援するため、低所得者等援護対策・たすけあい金庫事業による低所得者世帯などに応急援護や高額療養費などの資金を貸し付けし、その世帯の自立更生と生活安定を図る登別市社会福祉協議会への支援などを引き続き行います。また、母子家庭の自立支援として、家庭児童相談室に家庭相談員兼母子自立支援員による個々のケースの相談や支援などに努めます。

基本目標	第1章 やさしさと共生するまち
政 策	第4節 男女共同参画社会の実現
施 策	男女の人権が尊重される社会の実現
体系図	<pre> graph TD A[男女の人権が尊重される社会の実現] --> B[1 男女平等の条件づくり] A --> C[2 女性の人権保護] B --> D[家庭、学校、地域、職場での男女平等意識の啓発] B --> E[家庭生活への男性の参画促進] C --> F[配偶者からの暴力に関する相談及び支援体制の充実] </pre>

<目標>

男女共同参画社会の実現を図るため、男女の人権が尊重される社会を実現する。

目標への接近度を計る指標

区 分	H16[基準]	H17	H18	H19	H20	H21	H27[目標]	達成度
1 男女共同参画に関する言葉を見たり聞いたりしたことのない人の割合	14.20%	-	19.40%	-	18.30%	-	0%	-
2 民間シェルター（配偶者や恋人などからの暴力被害者の緊急避難施設）利用者の市民の人数	3人	7人	4人	6人	4人	5人	2人	0%

これまでの主な取組状況

男女共同参画の条件づくりとして、男女共同参画社会づくり事業による市民会館での講演会、学習会などの開催や、小学4年生を対象とした男女共同参画啓発冊子「男らしく？女らしく？自分らしく！」（男女平等の意識づくりは幼いうちから家庭や学校で行われることが大切であるため）の配付やその保護者宛にアンケートの協力を依頼し、家庭でも考えるきっかけとしてもらう他、男女共同参画を推進する市民団体の活動支援などにより男女共同参画意識の啓発活動を行ってきたところです。

また、国等が実施している講演会の周知や、男性職員の育児休暇の配慮、市内の女性団体が市民会館や「のぼりん」などで主催する講演会では、男性の家庭生活への参画促進を目指すことをテーマとしたものや町内会での学習会として老人憩いの家等で開催している出前講座の中では、地域の方を巻き込んで行った「おれのパンツどこ？」の紙芝居を行なうなど地道な草の根活動により家庭生活への男性の参画促進に努めてきたところです。

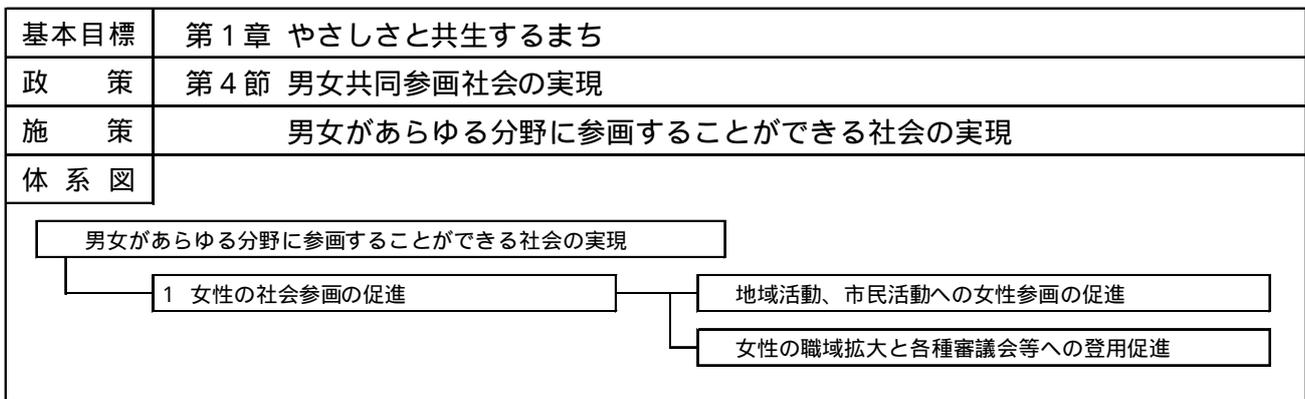
女性の人権保護として、「男女共同参画社会づくり事業（民間シェルター運営補助金）」による、夫や恋人などの暴力から逃れる女性の心身の安全確保や自立のための支援を行っている民間シェルターの運営支援を行ってきたところです。

中間点検結果

指標である「男女共同参画に関する言葉を見たり聞いたりしたことのない人の割合」は、基準である平成16年度の数値から微増しており、「民間シェルター利用者の市民の人数」は年度ごとの変動はあるものの人数増加の傾向が見られます。しかしながら、男女共同参画意識の啓発活動の実施や、男女の人権が尊重される社会の実現として出前講座など各種事業の展開、女性の人権保護として民間シェルターの運営支援など行っているところであり、全体としては、概ね『維持』していると評価するものです。

今後の推進事項等

登別市男女共同参画基本計画の第3次実施計画に基づきながら、家庭の中での男性の参画促進として、男女ともに仕事と生活が調和する社会を目指し、男性が育児・介護、家事等に参画できる環境整備を推進するため、広報紙や情報誌「アンダンテ」による情報や出前講座などによる学習機会の提供を行います。男女共同参画社会づくり事業による講演会、学習会などの開催や、男女共同参画を推進する市民団体の活動支援などによる男女共同参画意識の啓発活動を引き続き行うとともに、女性の人権保護として、夫や恋人などの暴力から逃れる女性の心身の安全確保や自立のための支援を行なっている民間シェルターの運営支援などを行います。



<目標>

男女共同参画社会の実現を図るため、男女があらゆる分野に参画することができる社会を実現する。

目標への接近度を計る指標

区 分	H16[基準]	H17	H18	H19	H20	H21	H27[目標]	達成度
1 女性の審議会や委員会への登用率	29.0%	30.8%	32.3%	31.3%	30.7%	30.3%	40.0%	12%

これまでの主な取組状況

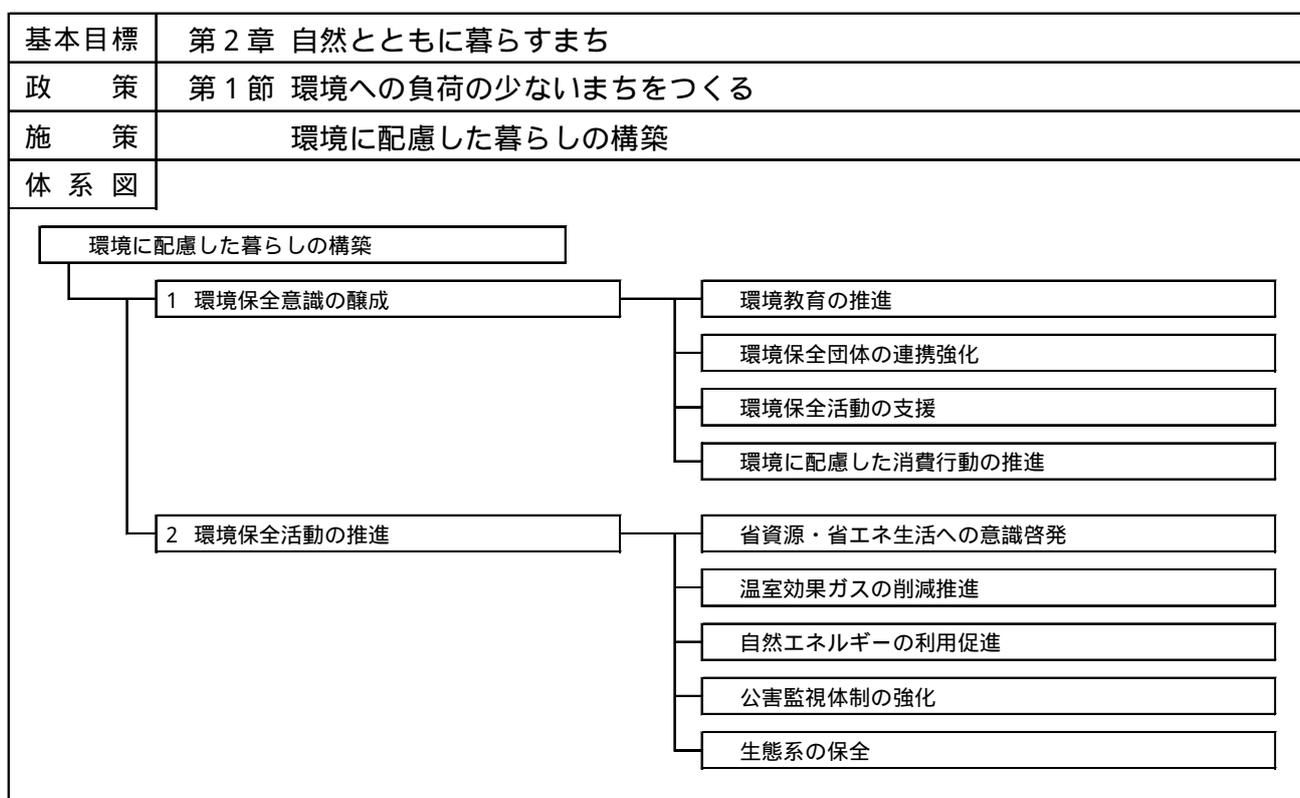
女性の社会参画の促進として、「三市合同女性国内派遣研修事業（登別・室蘭・伊達の三市合同事業）」により、地域で活動している女性を先進地に派遣し、全国各地における女性の社会参加や地域活動について、研修を行なうなど、地域活動等への女性参画の促進に努めてきたところです。また、審議会委員等の公募においては、積極的な女性の登用について市各部署へ呼びかけを行なうなど、女性の職域拡大と各種審議会等への登用促進に努めてきたところです。

中間点検結果

指標の「女性の審議会や委員会への登用率」は基準である平成16年度から比べると、年度ごとの変動はあるものの、現状を維持していること、地域で活動している女性の先進地派遣や審議会委員等の公募など行ってきたところであり、全体としては、概ね『維持』していると評価するものです。

今後の推進事項等

女性の社会参画の促進については、独立行政法人国立女性教育会館（ヌエック）で実施しているフォーラムなどに参加した市民が女性団体「プラタナス」の会員として地域で活躍しており、このプラタナスと連携し、学習した成果やこれからの思いについて、いきいきと発表する場として、小さな座談会とする場を設けるなど、登別市男女共同参画基本計画の第3次実施計画に基づき、地域活動等への女性参画を促進します。審議会委員等の公募において、引き続き積極的な女性の登用を市各部署へ呼びかけを行なうなど、女性の職域拡大と各種審議会等への登用促進に努めます。



<目標>

一人でも多くの市民が環境問題に理解と関心を持ち、それぞれの立場で環境に配慮した暮らし方を構築する。

目標への接近度を計る指標

区 分	H16[基準]	H17	H18	H19	H20	H21	H27[目標]	達成度
1 環境保全活動に取組む人数	525人	516人	537人	557人	612人	633人	630人	103%
2 環境家計簿の活用に取り組む世帯の割合	1.0%	-	3.1%	-	0.8%	3.3%	10.0%	26%
3 環境調査における環境基準を超えた項目	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	100%

これまでの主な取組状況

環境保全意識の醸成として、小学校での夏・冬休み期間を利用した「こども環境家計簿」の取組や、小中学校での夏休み期間中を利用した「環境ポスターの作成と表彰・展示会」などを実施してきたところです。また、登別市温暖化対策推進実行計画、登別市環境配慮指針（事務・事業編）及びグリーン購入法に基づく環境物品等の調達方針の全庁周知を行い、毎年これらに示された数値目標に対する検証を行っています。さらに事務用品を納入する業者に対しては、グリーン購入法の変更内容について、文書により通知するなど、環境に配慮した消費行動の推進を図ってきたところです。

環境保全活動の推進として、

- ・「総合的な環境保全の推進」による登別市役所における温室効果ガス削減の取組、省資源対策、廃棄物の減量化・リサイクル及び環境配慮製品の調達状況の進行管理
- ・平成18年度には「登別市温暖化対策推進実行計画」を策定し、温室効果ガスの削減推進
- ・「公害対策事業」による河川水質調査や自動車交通騒音調査の実施
- ・「有害大気汚染物質調査事業」による大気中のダイオキシン類の測定の実施
- ・「野犬掃討等業務委託事業」による野犬掃討、カラスの巣及び蜂の巣の除去業務を専門業者への委託など行ってきたところです。

中間点検結果

指標の「環境保全活動に取り組む人数」及び「環境調査における環境基準を超えた項目」は、目標に達成しており、「環境家計簿の活用に取り組む世帯の割合」については進展の傾向が見られます。また、平成18年度には登別市温暖化対策推進実行計画を策定するなど環境に配慮した暮らしの構築を図ってきたところであり、全体としては、概ね『進展』と評価するものです。

今後の推進事項等

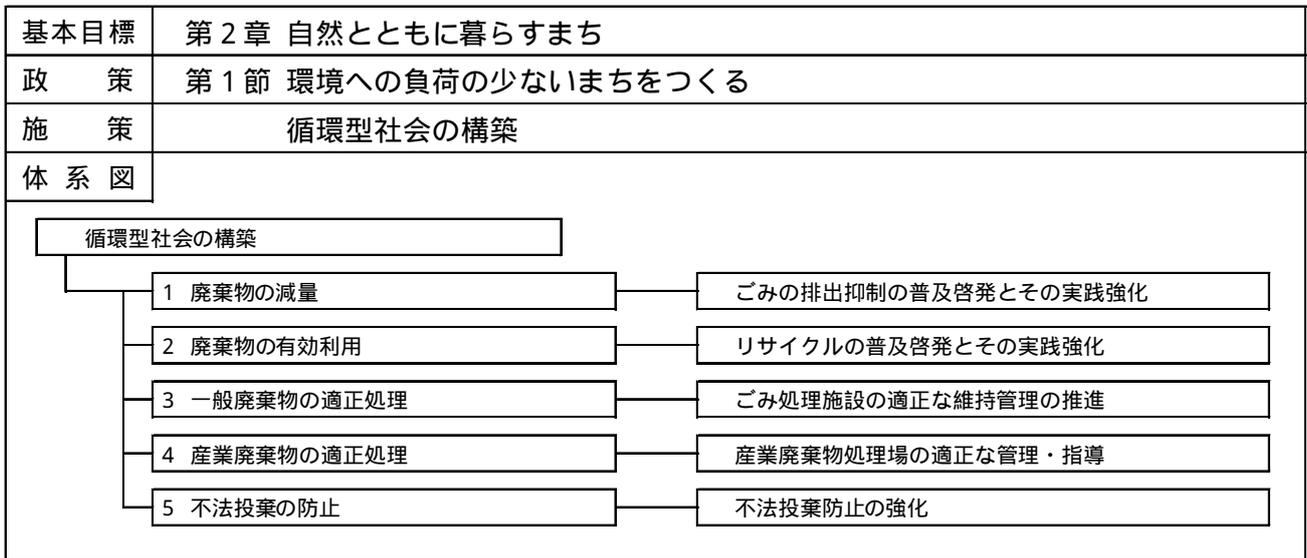
西いぶり定住自立圏形成において、中心市と各市町による地域環境活動の推進、再生可能エネルギー導入の促進について、連携して取り組みます。

登別市、室蘭市、伊達市の三市環境保全部会による「廃家電の適正処理」、「ノーレジ袋運動の推進」及び三市と関係機関が連携した「不法投棄の防止対策」に取り組みます。

温室ガス削減のため、平成16年度を基準年とし、平成22年度を達成年度、以後2年間は増加させないとした「登別市温暖化対策推進実行計画」、「登別市環境配慮指針」及びグリーン購入法に基づく環境に配慮した「環境物品等の調達方針」のそれぞれの目標値に既に達している項目については継続して取り組み、一部目標に達していない項目については、達成に向け取り組みます。

また、今後、国から示される削減目標値や市及び市民の役割等、新たな「登別市温暖化対策推進実行計画」を策定し、市民と協働で温室効果ガス削減の推進を図ります。

教育委員会や小学校と連携して、夏・冬休み期間の「こども環境家計簿」の取組や、小中学生の「環境ポスターの作成と表彰・展示」を行い地球環境保全について子供の時からの習慣を付けてもらうよう推進します。公害対策事業や有害大気汚染物調査事業により、引き続き公害監視体制の強化に努めます。



<目標>

循環型社会の構築を目指し、ごみの減量化やリサイクル活動の促進と廃棄物の適正な処理を行う。

目標への接近度を計る指標

区 分	H16[基準]	H17	H18	H19	H20	H21	H27[目標]	達成度
1 家庭系ごみの市民一人・1日 当り排出量	570g	589g	589g	596g	573g	582g	550g	0%
2 事業系ごみの年間排出量	9,388t	9,532t	10,491t	9,320t	8,614t	8,299t	8,700t	158%
3 最終処分場の年間埋立て量	2,234t	2,205t	2,151t	2,172t	2,085t	2,452t	2,000t	0%
4 不法投棄件数	48件	46件	38件	49件	50件	63件	0件	0%

これまでの主な取組状況

廃棄物の減量として、

- ・循環型社会の形成を図るには、減量化やリサイクル化を推進し、分別排出を徹底し市民意識を高め、ごみ処理費に対する負担の公平化を図るため、平成12年度からごみの有料化を行う
- ・ごみの排出を抑制し、リサイクルを推進するため、新聞紙や金属類、びんなどの再商品化や再利用が可能な資源回収を行う町内会や子ども会などの登録団体に奨励金を支給し、ごみの減量化と有効利用を図る
- ・ごみの分別排出など、地区の実践活動を促し、清潔で美しいまちづくりを進めるとともに、ごみの減量とリサイクルの啓発活動、クリーンリーダー育成事業を行う登別市衛生団体連合会の運営に対して補助を行う
- ・登別市・室蘭市・伊達市の三市と三市の消費者協会、量販店の間でレジ袋削減に関する協定を締結し、広域での取り組みを行なう
- ・市民一人一人がわかりやすいよう、ごみ分別辞典や家庭ごみ収集カレンダーを配布し、周知徹底を図るなどしてきたところです。

廃棄物の有効利用として、「ごみ減量化推進事業（リサイクルの状況）」によるリサイクル講習会の開催や、リサイクルまつりの実施など、リサイクルの普及啓発とその実践強化に努めてきたところです。

一般廃棄物の適正処理として、家庭から排出されるごみの収集運搬業務の効率化を図るため民間に委託したところです。

また、ごみ収集業務の効率化を図り、ごみステーション周辺の美観や衛生を保持するため、ごみステーションのネット化を推進する町内会に対し、ごみネット購入費の一部助成を行ったところです。さらに、搬入されたごみは、クリーンセンターにおいて、再分別を行い、破碎や焼却し、残渣を廃棄物管理型最終処分場で埋立処分し、廃棄物の適正な処理に努めてきたところであり、清掃施設の整備については、計画的な整備を行い延命化を図って、施設の維持管理に努めてきたところです。

これまでの主な取組状況

産業廃棄物の適正処理として、関係機関と連携を図り、環境汚染防止の指導・監督に努めてきたところです。

不法投棄の防止として、広報等による市民周知を行うとともに、市内の不法投棄多発地域を重点に巡回パトロールを実施してきたところです。

また、町内会やクリーンリーダーのほか、関係機関等との連携による市内街頭啓発事業を実施し、更には、啓発用看板の設置や進入防止バリケードの設置などを行ってきたところです。

中間点検結果

指標の「事業系ごみの年間排出量」は、目標に達成している状況にあるが、「家庭系ごみの市民一人・1日当り排出量」及び「不法投棄件数」は、平成16年度の基準から比べると増加の傾向が見られ、「最終処分場の年間埋立て量」は、平成21年度の数値は悪化していますが、平成21年度までの平均値で見ると平成16年度の基準値を維持している状況にあります。

また、ごみ減量化推進事業や、関係機関との連携による環境汚染防止の指導・監督、不法投棄等防止事業による巡回パトロールなど循環型社会の構築に取り組んでおり、全体としては、概ね『維持』していると評価するものです。

今後の推進事項等

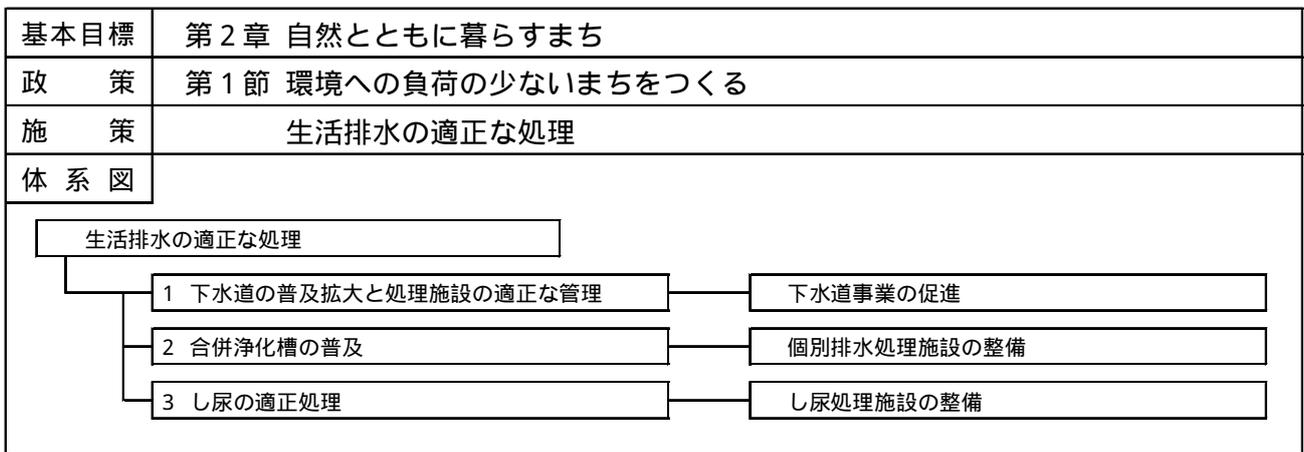
ごみの排出抑制や有効利用に係る普及啓発とその実践強化に努めるとともに、ごみ処理量の減少に伴い、焼却運転方法の改善を図り、2炉交互運転など効率的、効果的な焼却処理を行います。

また、クリンクルセンターは、平成12年度の供用開始から10年が経過し、日常の補修や定期整備に加え、コンサルタントによる調査等をしながら、計画的な大規模修繕を実施し、施設の延命を図ります。

生ごみを利用した堆肥の製造においては、民間事業者と共同で品質向上を図り、付加価値を高める研究を進めます。

産業廃棄物への正しい理解の促進と適正処理の誘導を図り、不法投棄防止に努めます。

推進に当たっては、町内会や各種団体のほか、関係機関と連携して、市民・事業者・行政が一体となって、廃棄物の適正処理に努めます。



<目標>

生活排水等を適正に処理することにより水質汚濁を防ぎ、環境負荷を軽減する。

目標への接近度を計る指標

区 分	H16[基準]	H17	H18	H19	H20	H21	H27[目標]	達成度
1 下水道処理人口普及率	84.00%	86.70%	88.10%	90.50%	92.30%	95.00%	96.00%	92%
2 汚水処理人口率	63.67%	68.05%	71.43%	74.83%	77.40%	80.10%	93.00%	56%
3 水洗化率	73.40%	75.90%	78.30%	80.00%	81.30%	82.00%	100.00%	32%
4 浄化槽の設置率	6.67%	12.31%	15.90%	17.95%	20.00%	22.56%	100.00%	17%
5 し尿の年間汲み取り量	13,844kl	12,359kl	10,803kl	9,613kl	9,013kl	8,097kl	2,960kl	53%

これまでの主な取組状況

下水道の普及拡大と処理施設の適正な管理として、

- ・「公共下水道事業」による計画的な整備
- ・「水洗便所改造等融資あっせん及び補助金」による水洗化工事を行う個人に対し融資等を行い、水洗化率の向上を図る
- ・「公共施設水洗化事業」による下水道計画区域内の公共施設については下水道への接続、区域外は浄化槽による水洗化の実施など行ってきたところです。

合併浄化槽の普及として、「登別市個別排水処理施設整備事業」による浄化槽の設置を行い、下水道計画区域外の市民の生活環境の向上を図ってきたところです。

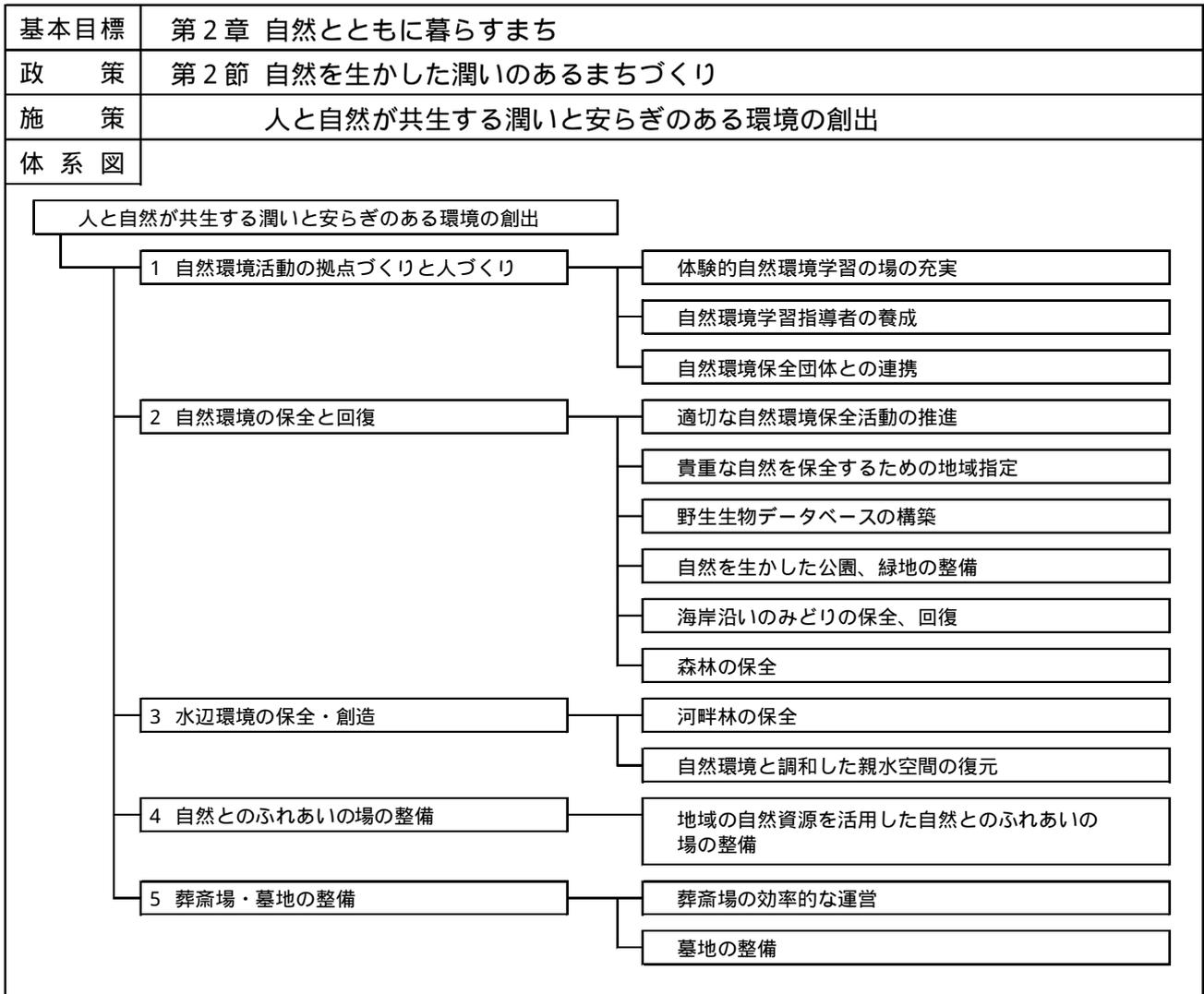
し尿の適正処理として、「し尿処理施設整備事業」の実施や、「し尿処理業務（し尿処理・収集量）」による市内のし尿の汲み取り又は浄化槽を設置している世帯や事業者のし尿又は浄化槽汚泥を、良好な生活環境に維持するため適正な収集及び処理を行うし尿処理業務の民間委託など行っているところです。

中間点検結果

各指標ともに下水道整備等に伴い、年々普及率等が上昇しているなど進展していることや、下水道事業の計画的な整備や下水道計画区域外の合併浄化槽の普及促進など行ってきたことから、全体としては、概ね『**進展**』していると評価するものです。

今後の推進事項等

生活排水の適正な処理として、計画的な下水道の普及と処理施設の維持管理に努めるとともに、下水道計画区域外の市民の生活環境向上のための合併浄化槽の普及や、し尿の適正な処理に努めます。平成23年4月から、し尿投入施設を供用開始し、若山浄化センターでし尿及び浄化槽汚泥を下水と併せて一元的な処理を行います。また、運転を停止した、し尿処理施設を閉鎖致します。



<目標>

自然環境学習を充実し、自然や緑の保全に努める。

目標への接近度を計る指標

区 分	H16[基準]	H17	H18	H19	H20	H21	H27[目標]	達成度
1 自然環境学習指導者の人数	50人	38人	59人	74人	114人	160人	75人	440%
2 環境関連イベント等への参加人数	4,200人	6,000人	6,000人	6,144人	4,395人	-	8,400人	-
3 野生生物データベースの利活用件数	0件	0件	0件	1件	2件	-	17件	-
4 都市計画区域内の市民一人当りの緑地面積	1,421㎡	1,448㎡	1,452㎡	1,470㎡	1,478㎡	1,489㎡	1,452㎡	219%

これまでの主な取組状況

自然環境活動の拠点づくりと人づくりとして、「ネイチャーセンター運営管理経費」による自然体験学習施設であるネイチャーセンターの運営管理や、「通学合宿 みんなで学ぶ『子ども村』」による市内小学校4～6年生を対象に、ネイチャーセンターで支援ボランティアとともに生活し、家事をはじめ自然体験や学習活動をしながら学校へ通う「通学合宿」の実施や、きらり健康ふれあいウォーキング事業の展開など、自然環境活動の推進に取り組んできたところです。

自然環境の保全と回復として、

- ・キウシト湿原を平成20年4月に特別緑地保全地区として都市計画決定し、告示
- ・「キウシト湿原緑地保全事業」によるキウシト湿原の保全と活用に向け、必要な用地の取得と施設整備

これまでの主な取組状況

- ・「歩いてみませんか「わが家の散歩道」」による登別に生息するといわれている貴重な野生生物104種のホームページでの紹介
- ・「緑化推進経費」による町内会などへ花苗や樹木を提供し公園などの緑化、主要幹線道路への沿線住民による植栽、学校敷地内へ新入学児童による記念植樹の実施
- ・「幌別鉄南地区海浜地緑化事業」による地域のみどりの環境づくりを進めるため、地域住民と協働で海浜地への植樹の実施
- ・「森林整備地域活動支援交付金事業」による森林所有者による計画的な森林施業が適切に行われるようその活動を支援
- ・「登別市民有林造林推進事業」による植栽や間伐のほか、幼木を保護するための草刈りを行う森林所有者への支援
- ・「登別市森林愛護啓発事業補助金」による山火事、遭難防止のための巡視活動や啓発チラシの配布を通じて、入山者へのマナー遵守の呼びかけや看板などの設置を行う森林愛護組合連合会への支援などを行ってきたところです。

水辺環境の保全・創造として、亀田記念公園の整備など自然環境と調和した親水空間の復元に努めてきたところです。

自然とのふれあいの場の整備として、自然とのふれあいや高齢者の生きがいづくりなどの場として市民農園の開園や、ネイチャーセンター等で各種イベントの実施を行ってきたところです。

葬斎場・墓地の整備として、

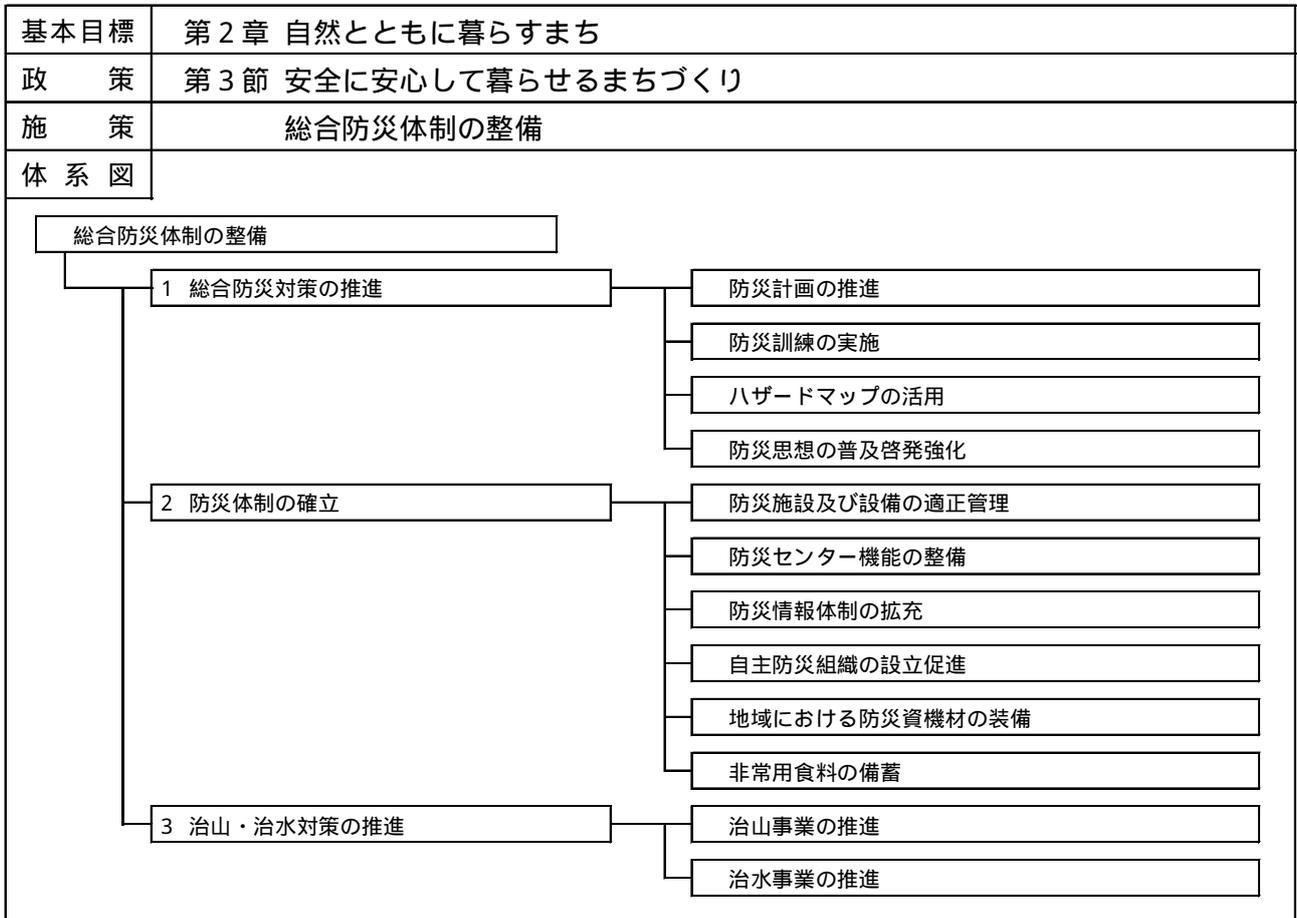
- ・「葬斎場運営管理事業」による葬斎場の機械設備等の維持・管理
 - ・「墓地管理経費」による墓地内の環境及び景観の整備を行うため、草刈、支障木の伐採、トイレの修理
 - ・「墓地管理システム導入事業」による登別市内の墓地及び墓地使用者をシステムにより管理し事務の改善を図る
- など行ってきたところです。

中間点検結果

指標の「自然環境学習指導者の人数」及び「都市計画区域内の市民一人当りの緑地面積」は、既に達成しており、「環境関連イベント等への参加人数」及び「野生生物データベースの利活用件数」は、進展の数値を示していることや、ネイチャーセンターの運営管理や自然環境保全に係る各種事業の実施など行ってきたところであり、全体としては、概ね『進展』していると評価するものです。

今後の推進事項等

ネイチャーセンター「ふおれすと鉱山」を活用し、自然や環境をテーマとした研修や調査などのプログラムを提供するほか、ふるさとの自然を学ぶ講座の開催などを通じて、環境学習の推進に努めます。特別緑地保全地区であるキウシト湿原の適正な保全及び利活用に向けて必要な施設整備を推進するとともに、管理体制の構築に努めます。海岸における良好な景観及び環境の保全を図るため、不法投棄の防止対策や海岸漂流物の調査除去について、関係機関との相互協力体制づくりや地域住民の協力を得て取り組みます。葬斎場の効率的な運営として指定管理者制度を導入するとともに、葬斎場及び墓地について市民ニーズにあった効率的な運営・整備を検証していきます。



< 目標 >

万が一の災害に備えた心構えなどの普及啓発や防災機材の整備や地域防災組織の整備促進、非常用食糧の適正な備蓄、未整備河川の改修整備を進める。

目標への接近度を計る指標

区 分	H16[基準]	H17	H18	H19	H20	H21	H27[目標]	達成度
1 防災訓練の実施回数	1/2回 隔年実施	1回	0回	1回	0回	1回	1/2回 隔年実施	100%
2 防災意識向上のための勉強会 や研修会の開催回数	22回	40回	63回	84回	106回	126回	112回	116%
3 自主防災組織の世帯加入率	21.8%	51.0%	52.0%	52.0%	54.0%	68.1%	50.0%	164%

これまでの主な取組状況

総合防災対策の推進として、防災関係機関及び地域住民が一体となり、隔年で訓練を実施する「総合防災訓練実施事業」の実施や、「登別市ハザードマップ作成事業」による自然災害による被害予測や避難所等を掲載したハザードマップの作成として、平成17年度は、火山噴火、土砂災害、洪水・津波について、危険個所の実態調査や実地調査に基づく科学的な分析を行い、平成18年度についてはその資料を基に印刷し全戸配布を行ったところです。また、町内会、自主防災組織が主催する防災研修会、防災訓練において、市職員の派遣依頼があれば参加し協力することにより、防災に係る啓発活動の推進に努めているところです。

防災体制の確立として、「全国瞬時警報システム整備事業」による災害発生時に国から通信衛星を通じて瞬時に緊急情報を受信するシステムの構築や、室蘭まちづくり放送株式会社（FMびゅー）との防災協定を平成21年度に締結し、災害時、災害発生のおそれがある場合、放送を通じて情報伝達を行うこととしたところです。

また、「防災資機材購入費補助事業」による自主防災組織への防災資機材の購入費補助の実施や、山間部など災害時に孤立する可能性がある地域に非常用食糧及び日用品の備蓄を行ってきたところです。

治山・治水対策の推進として、森林資源の保護や巡視活動などによる林野火災予防の啓発、治山施設の維持などを実施する「林業振興経費」の実施や、「河川維持補修事業」による河川築堤草刈や、河川防護柵設置事業による河川防護柵の設置などを行ってきたところです。

中間点検結果

各指標の数値は、平成27年度の目標値に達成していることや、総合防災訓練や防災ハザードマップの作成、全国瞬時警報システムの設置など総合防災体制整備などを図ってきたところであり、全体としては、概ね『**達成**』していると評価するものです。

なお、これは現行の指標等を総合的に判断した評価であり、「達成」=「終了」ということではなく、現行の指標基準を維持、もしくは基準をより高度な数値に変更のうえ、引き続き当該施策を推進してところです。

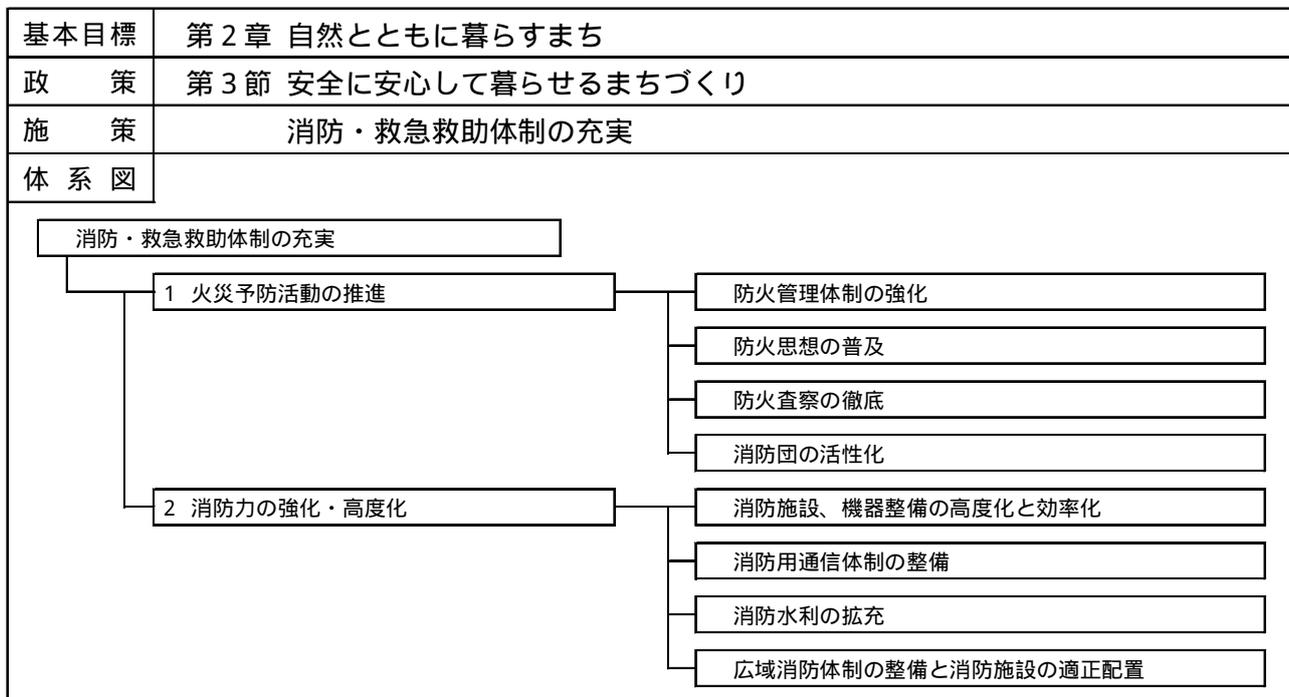
今後の推進事項等

総合防災訓練（隔年実施）の実施、全戸配布したハザードマップ（災害予想区域図）を万が一の自然災害に備えた日頃の心構えや非常持ち出し品の備え、自宅周辺における危険個所の把握などへの活用を図るとともに、津波・地震に対する避難所や避難経路の周知などの啓発や訓練に努めます。

防災体制の確立として、防災資機材の購入費補助や災害に弱い立場に置かれている高齢者や障がい者のいわゆる「災害時要援護者」が災害時に大きな被害を受けることが多いことから、町内会で進めている小地域ネットワーク活動事業などと連動しながら避難支援対策の充実・強化を図ります。

また、近年、集中豪雨が頻発し、道路冠水を引き起こしていることから、原因を調査し、減災のための対策を講じて行きます。

林野火災予防の啓発、治山施設や河川の維持管理・安全対策など引き続き治山・治水対策の推進を行います。



<目標>

火災予防活動の強化や消防団の活性化など総合的な消防力を強化し、火災発生や被害を防ぐ。

目標への接近度を計る指標

区 分	H16[基準]	H17	H18	H19	H20	H21	H27[目標]	達成度
1 建物火災の発生件数	13件	10件	14件	12件	7件	7件	8件	120%
2 火災による死傷者の割合	18.5%	8.7%	13.6%	8.7%	15.8%	7.7%	0.0%	58%

これまでの主な取組状況

火災予防活動の推進として、春及び秋の火災予防運動期間中に広報車による広報（住宅用火災警報器の普及啓発及び防火意識の向上）の実施や、住宅用火災警報器展示パネルを各事業所等への設置、防火管理講習会を実施しているところです。また、指定されている規模の大きな対象物(1,000㎡以上の不特定多数の者が出入する施設)の査察を毎年全箇所消防本部にて実施、その他の対象物については、各署で4月から9月末までの間、年計画により実施しており、11月より翌年2月末まで70歳以上の独り暮らし世帯の査察を行うなど防火査察の徹底に努めているところです。

消防力の強化・高度化として、「水難救助資器材等購入事業」による水難救助資器材の更新整備や、高規格救急自動車を火災原因調査車としての再利用(改修)、はしご付消防ポンプ自動車オーバーホールなど実施してきたところです。また、消防通信施設の共同運用や消防救急デジタル無線の整備を含め、西胆振圏（室蘭市、西胆振、登別市の3消防本部）で検討を行っているところです。

中間点検結果

指標の「建物火災の発生件数」は目標に達成しており、「火災による死傷者の割合」は年ごとの変動はあるものの進展していることや、火災予防の推進として、啓発活動の実施や防火査察の徹底、財政不足の中での火災原因調査車としての再利用や消防機器類の整備など行ってきたところであり、全体としては、概ね『進展』していると評価するものです。

今後の推進事項等

消防力の向上や効率的な体制強化を図るため、「市町村の消防の広域に関する基本方針」に基づき、平成28年度運用開始の消防救急無線のデジタル化を含め、西いぶり圏での広域連携の検討を行います。また、これら広域連携での検討を見据えつつ、組織体制や消防施設等を含めた消防機能のあり方について、具体的に計画します。

消防資機材の整備を順次進めるとともに、早急に必要とする場合は、速やかな対応に努めます。登別市消防創設100周年を迎える平成25年度に向けた各種記念事業を実施し、更なる防火意識の高揚や消防活動の充実により市民の理解・協力を努めます。

基本目標	第2章 自然とともに暮らすまち
政 策	第3節 安全に安心して暮らせるまちづくり
施 策	交通安全の推進
体系図	<pre> graph TD A[交通安全の推進] --> B[1 交通安全意識の高揚] A --> C[2 交通安全施設の整備] B --> D[交通安全に関する意識啓発の強化] C --> E[交通安全施設の増設] </pre>

< 目標 >

交通安全意識の高揚と交通安全施設の整備を進め、交通事故を防止する。

目標への接近度を計る指標

区 分	H16[基準]	H17	H18	H19	H20	H21	H27[目標]	達成度
1 交通事故件数	202件	221件	232件	215件	201件	193件	180件	41%
2 交通事故死亡者数	4人	1人	4人	3人	7人	4人	0人	0%

これまでの主な取組状況

交通安全意識の高揚として、「交通安全推進事業」による人と旗の波・レッド駐留等街頭啓発運動の実施や、「交通安全協会交付金」による交通安全思想の普及高揚のための指導教育活動や広報活動など交通安全協会が行う活動の支援を行ってきたところです。また、「市民交通傷害保険事業」を実施してきたところです。

交通安全施設の整備として、「カーブミラー設置事業」による見通しの悪いカーブや交差点での交通事故防止を図ったり、車両通行の安全を確保するため、市道の路面上にセンターラインなどの表示を行う「ロードマーク設置事業」により交通事故の防止に努めてきたところです。

中間点検結果

指標の「交通事故件数」は、年々減少と進展している状況にあり、「交通事故死亡者数」については、年度ごとの変動はあるものの、概ね維持していることや、交通安全推進事業などによる交通安全意識の高揚や、カーブミラーの設置など交通安全施設の整備を行ってきたところであり、全体としては、概ね『**進展**』していると評価するものです。

今後の推進事項等

登別市交通安全計画に基づく各種啓発活動のほか、幼稚園児や小学校低学年生を対象とした交通安全青空教室、高齢者を対象とした交通安全教室、各老人クラブでの交通安全講習会など子供や高齢者に重点をおいた意識啓発に努めるなど交通安全の推進を継続的に実施します。民間保険会社等により数多くの保険制度が提供されていることを踏まえ、市民交通傷害保険事業のこれまで果たしてきた役割や問題点を改めて検証し、見直しを行います。交通安全環境の確保のため、町内会や地域住民からの信号機等の交通安全施設の整備要望に対し、現地確認を行い、より現状把握に努めて情報の共有を図ります。また、その情報を基に関係機関と連携を図り、継続的に要望等を行います。

基本目標	第2章 自然とともに暮らすまち
政 策	第3節 安全に安心して暮らせるまちづくり
施 策	安全な消費生活の確保
体系図	<pre> graph TD A[安全な消費生活の確保] --> B[1 消費者対策の充実] A --> C[消費者意識の啓発及び学習機会の充実] B --> D[消費者相談機能の拡充] </pre>

< 目標 >

市民の消費生活の安全と安定の確保を図る。

目標への接近度を計る指標

区 分		H16[基準]	H17	H18	H19	H20	H21	H27[目標]	達成度
1	消費生活展の参加者数	450人	450人	564人	300人	600人	800人	500人	700%
2	消費生活相談件数	401件	346件	325件	261件	198件	183件	360件	432%
3	消費生活相談の解決率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

これまでの主な取組状況

消費者対策の充実として、

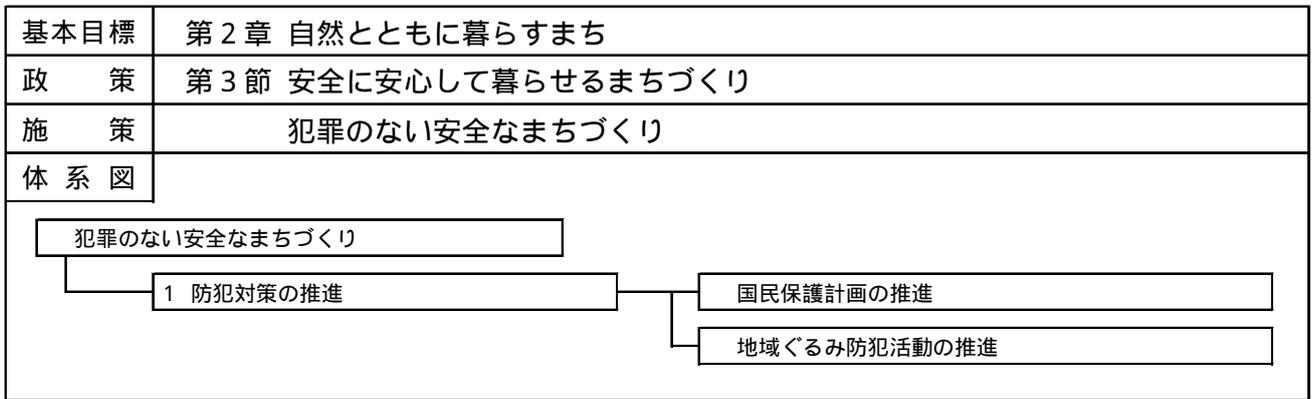
- ・「消費者行政推進事業」による消費生活相談員の設置や物価調査結果の集計、量目の調査を行い、市民生活の安定と向上を図る
- ・「消費生活展開催補助金」による商品の安全性やリサイクルなどを実演や展示で紹介し、正しい知識の普及や啓発を図る消費生活展を支援
- ・「消費生活モニター関係経費」による市が委嘱する消費生活モニター（10名以内）が生鮮食料品、日用雑貨など35品目について、月1回、価格変動、商品陳列の状況（商品供給状況）、産地表示の状況などを調査
- ・「登別消費者協会運営助成金」による物価の調査や監視、消費生活相談など、消費者の擁護のため活動する登別消費者協会への支援
- ・平成21年10月に消費生活に関する相談窓口として、消費生活センターを設置。また、「消費者行政活性化事業」による消費生活相談室の増改築をはじめ、専門図書の購入や相談員及び担当職員のスキルアップを図るための研修会への参加を支援することにより、相談体制の機能強化を図り、消費生活センター（相談窓口）の周知及び消費者被害防止のための啓発活動等の実施など行ってきたところです。

中間点検結果

各指標ともに目標に達成している状況にあること、消費者行政推進事業や登別消費者協会運営助成など各種事業を実施してきているところであり、全体としては、概ね『**達成**』していると評価するものです。ただし、これは現行の指標基準等に基づき判断した評価であり、「達成」=「終了」ということではなく、現行の指標基準を維持、もしくは指標基準をより高度な数値に変更のうえ、引き続き当該施策を推進していくものです。

今後の推進事項等

消費者相談は個人情報に関わることが多いことから、プライバシーの確保に努めるなど、市役所内に設置する消費生活センターとしての機能強化を図ります。消費者行政を推進していくためには、消費者協会と行政は車の両輪として、より強く連携を図ることが肝要であり、これまででも出前講座や街頭啓発等を共同で実施し、市民の皆様への啓発活動を行ってきたところです。今後も、各町内会に消費生活相談窓口の電話番号を記載した回覧板を配付する等、市民に広く消費生活相談窓口の周知を図り、消費者協会と消費生活センターをより身近な相談場所として認識するべく努めます。



<目標>

犯罪のない安心・安全なまちをつくり、市民の生命、身体及び財産を保護する。

目標への接近度を計る指標

区 分	H16[基準]	H17	H18	H19	H20	H21	H27[目標]	達成度
1 市内の犯罪発生件数(年間)	732件	577件	428件	453件	472件	458件	500件	118%

これまでの主な取組状況

防犯対策の推進として、

- ・ 国民保護法の規定に基づき、各事項を定め、武力攻撃事態等において、国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するとともに、市の区域内で関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進することを目的として、平成19年1月に「登別市国民保護計画」を策定
 - ・ 「登別防犯協会連合会助成事業」による各種犯罪の未然防止と市内から一切の暴力を追放し、安全で安心して暮らせるまちづくりの実現に向けて活動する室蘭登別防犯協会連合会への支援
 - ・ 「登別市暴力追放運動推進団体連絡協議会助成事業」による市内から暴力団を追放・排除し、安全で安心して暮らせる明るいまちづくりの実現に向けて活動する登別市暴力追放運動推進団体連絡協議会への支援
 - ・ 「防犯灯設置費補助事業」による町内会などが地域の安全を確保するために設置・改修する防犯灯の工事費の補助
 - ・ 「社会を明るくする運動登別地区実施委員会負担金」による社会を明るくする運動登別地区実施委員会が行う街頭啓発、公開ケース研究会など犯罪防止啓発事業を支援
 - ・ 「登別地区保護司会補助金」による過去に罪を犯した方の更生を助けるとともに、犯罪予防の啓発に努め、個人や公共の福祉に寄与し明るい社会を実現するため活動する登別地区保護司会を支援登別地区保護司会への支援
- など犯罪のない安全なまちづくりに努めてきたところです。

中間点検結果

指標の「市内の犯罪発生件数」は年度ごとの変動はあるものの、目標に達成している状況にあること、平成19年1月に登別市国民保護計画を策定したことや、登別市防犯協会連合会への助成など防犯対策の推進を行ってきていることから、全体としては、概ね『達成』していると評価するものです。ただし、これは現行の指標基準等に基づき判断した評価であり、「達成」＝「終了」ということではなく、現行の指標基準を維持、もしくは指標基準をより高度な数値に変更のうえ、引き続き当該施策を推進していくものです。

今後の推進事項等

室蘭登別防犯協会連合会による支援など、街頭犯罪等の更なる抑止と自主防犯活動の強化や振り込め詐欺の予防と撲滅活動の推進等を重点事業として、室蘭・登別両市をはじめとする関係機関・団体と緊密な連携を図り、「安全で安心な地域社会の実現」をめざして住民による自主的な各種防犯活動を積極的に推進するなど今後も当該施策の推進に努めます。また、防犯灯設置費補助事業による町内会などが地域の安全を確保するために設置・改修する防犯灯の工事費の補助、社会を明るくする運動の実施や、登別地区保護司会への支援など、引き続き犯罪のない安全なまちづくりに努めます。

基本目標	第2章 自然とともに暮らすまち
政 策	第3節 安全に安心して暮らせるまちづくり
施 策	心配ごと・困りごとの解消
体 系 図	<pre> graph TD A[心配ごと・困りごとの解消] --> B[1 市民相談の充実] B --> C[市民相談体制の充実] </pre>

<目標>

専門家による相談の機会を増やし、より多くの困りごとの解消に努める。

目標への接近度を計る指標

区 分	H16[基準]	H17	H18	H19	H20	H21	H27[目標]	達成度
1 相談可能人数	144人	144人	144人	144人	144人	71人	160人	0%

これまでの主な取組状況

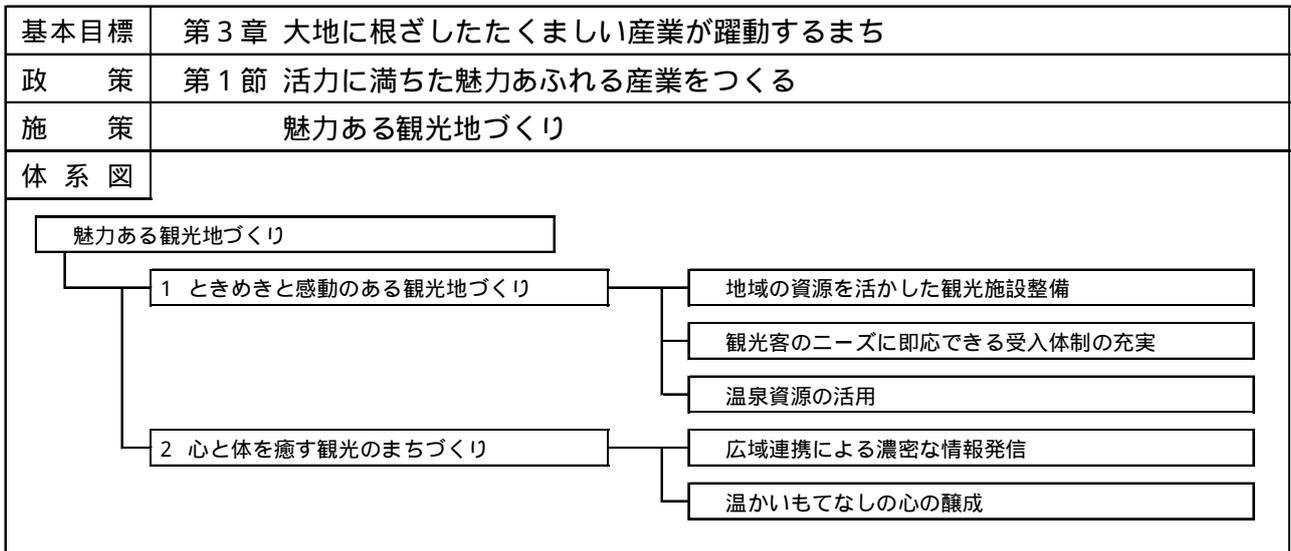
市民相談の充実として、「無料法律相談委託業務」による交通事故や金銭貸借、損害賠償などの法律問題を解決するため、鉄南ふれあいセンターと弁護士事務所で弁護士による相談を行うなど、市民相談体制の充実を図ってきたところです。

中間点検結果

指標の「相談可能人数」は、平成21年度の値の相談可能人数は都合により減少しているが、144人は維持してきており、今後も維持していく予定のため、全体としては、概ね『維持』していると評価するものです。

今後の推進事項等

電話や来庁等で市民相談があった際には、市役所として横断的に適切な対応に努めるとともに、法律上のトラブルが増加してきている中、特に多重債務等の金銭トラブルの悩みを抱えている市民に対しては、相談内容によっては無料法律相談を勧めるなど、引き続き法律問題に悩むより多くの市民救済に努めます。



< 目標 >

他の観光地との差別化を意識し、豊かな温泉に加え、自然、農業、漁業、文化、スポーツなどの地域資源を活用した魅力ある観光地をつくる。

目標への接近度を計る指標

区 分	H16[基準]	H17	H18	H19	H20	H21	H27[目標]	達成度
1 観光客数(年間)	320万人	308万人	309万人	330万人	306万人	302万人	400万人	0%
2 温泉宿泊者数(年間)	140万人	135万人	131万人	130万人	129万人	116万人	180万人	0%
3 温泉宿泊率(年間)	43.75%	43.95%	42.39%	33.39%	42.10%	38.08%	45.00%	0%
4 2日以上宿泊をする観光客数(年間)	1.0万人	0.7万人	0.6万人	0.5万人	1.2万人	0.9万人	2.0万人	0%

これまでの主な取組状況

ときめきと感動のある観光地づくりとして、

- ・「国立公園内観光施設維持管理事業」による国立公園にある各種観光施設の美化清掃及び維持補修
 - ・「カルルス温泉サンライバスキー場事業」によるカルルス温泉サンライバスキー場の運営
 - ・「(社)登別観光協会運営事業助成金」による観光協会の安定運営のための支援
 - ・「国立公園清掃活動事業補助金」による国立公園内の清掃活動の委託
 - ・「登別フラワーファンタジーロード維持管理事業」による道道洞爺湖登別線の分離帯および植樹帯に植栽した野草等についての適切な維持管理
 - ・「登別温泉コンシェルジュサービス運営事業」による観光客のニーズや外国人観光客に対応し、滞在型観光を目指すため、通訳できるコンシェルジュを配置した案内所を開設するとともに、地域の特産品を備えたアンテナショップの運営
 - ・「温泉供給施設維持管理事業」による上登別地区に安定した温泉を供給するために、施設の維持管理(定期点検)や補修などの実施
- など行ってきたところです。

心と体を癒す観光のまちづくりとして、

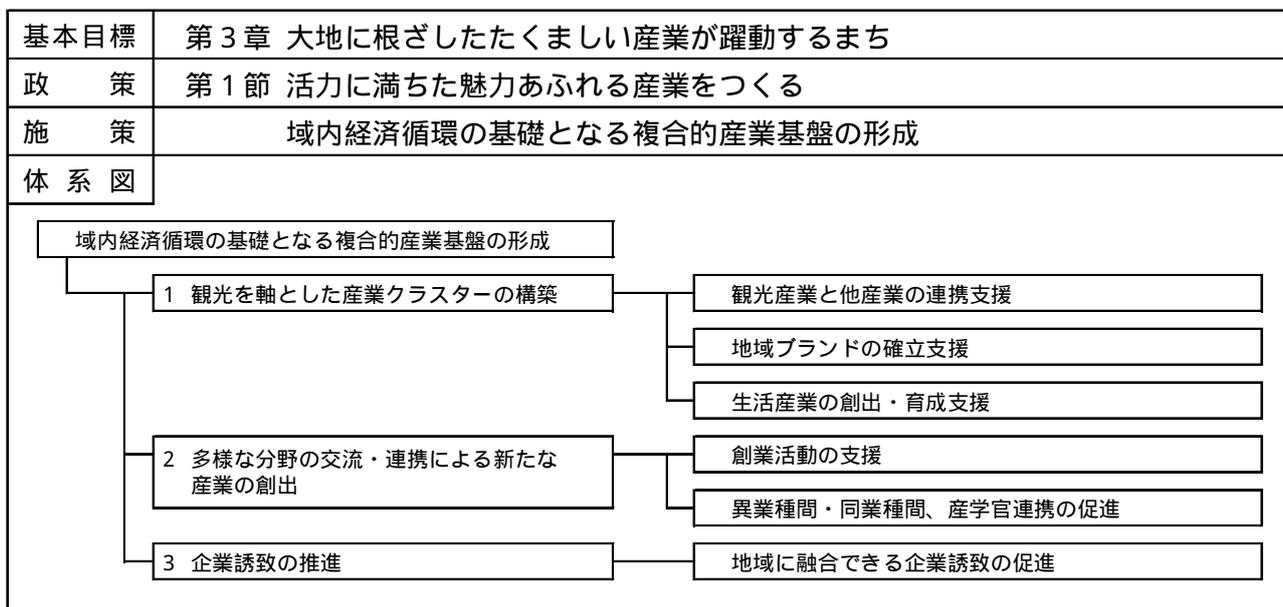
- ・「登別観光振興特別対策事業補助金」による登別観光協会が行う国内外の誘客宣伝や修学旅行誘致道外キャンペーン、誘客イベントなどの事業への支援
 - ・「登別市・白老町観光連絡協議会負担金」による観光産業の育成と強化を図るため、広域で誘客事業に取り組む同協議会への支援
 - ・「観光客誘致促進事業」による観光客誘致に係る各種イベントへ参加、パンフレット(4カ国語)及びリーフレットの作成
 - ・「緊急誘客対策事業補助金(地域活性化・経済危機対策臨時交付金)」による観光関連企業の経営安定化と雇用確保の観点から、国内外へのプロモーション活動の実施、テレビ・新聞等のマスメディアを活用したPR活動の実施。
 - ・「観光ホスピタリティ推進事業補助金」による観光ボランティアガイドの養成や活動(約180日間)への支援や観光ホスピタリティの啓発活動の実施
- など行ってきたところです。

中間点検結果

各指標ともに基準値より減少の傾向が見られますが、外国人観光客は増加の傾向にあり、全体では「32,165人(H16) 210,228人(H20)」と増加しており、その中でも中国と韓国の観光客の伸び率は大きく、それぞれ5.3倍(中国)と2.3倍(韓国)の伸びを示しているところです。また、当該外国人観光客に対応するため、通訳ができるコンシェルジュを配置した案内所の設置など各種事業を展開しているところであり、全体としては、概ね『維持』していると評価するものです。

今後の推進事項等

リピーターや連泊などによる宿泊客延数を増やしていくことが今後必要とされており、多様化する観光客のニーズにあった体験型の観光資源やメニューの創出、ホスピタリティの観点から桜並木や観光施設等の環境整備、さらに観光客をまちぐるみで温かく迎える体制づくりなど着地型観光を推進するとともに、近隣市町と連携を図り、地域の魅力をより増幅して積極的な広域での取り組みを推進します。近年、アジア諸国からの観光旅行者が増加しており、大きな期待を寄せるところです。こうした外国人観光客の対応に向けた事業として、パンフレットやホームページの整備、さらに7市町(室蘭市、登別市、伊達市、白老町、壮瞥町、洞爺湖町、豊浦町)での各種事業を推進します。



< 目標 >

観光産業を軸に複合的産業基盤を形成し、域内の経済循環を構築する。

目標への接近度を計る指標

区 分		H16[基準]	H17	H18	H19	H20	H21	H27[目標]	達成度
1	起業件数	20社	16社	26社	8社	0社	19社	20社	95%
2	登別市起業化支援事業申請件数	0件	1件	0件	0件	0件	1件	5件	20%
3	特産物開発件数	1件	1件	3件	3件	1件	0件	3件	0%

これまでの主な取組状況

観光を軸とした産業クラスターの構築として、

- ・「産業クラスター構築支援事業」による地域の特性や資源を活用した、体験型、選択型、保養型、長期滞在型の新しい観光モデルを構築するとともに、「観光」と環境、文化、教育、福祉、医療などの分野との交流、連携を深め、地場の様々な産業を集積し、生活産業やコミュニティビジネスの創出を図るなど、自立的発展を可能とする地域市場の創出
- ・「いいモノ発見「のぼりべつ」」による市内の既存資源や商品・製品の発掘を行なうほか、「登別ブランド」推奨制度を創設し、発掘した商品や市内業者が開発した新商品・新製品に推奨マークを交付する。また、当該商品の宣伝や販売促進、販路開拓等に向けて重点的に支援を行うことによって、優良商品の製造・開発を助長するとともに、登別市内の特産品に対する信頼や知名度を高める。なお、平成21年11月に登別商工会議所、登別観光協会、まちづくり団体などで構成する「登別ブランド推進協議会」の設置
- ・市内経済の活性化等を進めるため、観光産業への取組の一つとして地域資源を活用した地域ガイドなど、地域観光コンシェルジュサービス事業を行う会社等や事業を推進するための各種協議会の設立など行ってきたところです。

多様な分野の交流・連携による新たな産業の創出として、

- ・「登別市起業化支援事業補助金」によって、市内における地域の資源や技術を活用した地場産品の創出や新たな技術の事業化、新たなサービスの提供を行う起業家事業への支援
- ・「ものづくり創出支援事業負担金」による室蘭テクノセンターが行う「ものづくり創出支援事業」に対し、市内中小企業などが活用した経費への負担など行ってきたところです。

企業誘致の推進として、「企業立地振興補助金」により、市内に新たに事業場を設置又は増設する者（物の製造又は加工を行う施設及び先端技術関連施設）を対象に補助金を交付し、製造業や先端産業の誘致を促進してきてきたところです。

中間点検結果

指標の「起業件数」は年ごとのバラツキはあるものの、中間値は維持しています。「登別市起業化支援事業申請件数」は維持、「特産物開発件数」の指標は、平成21年度0件ですが、一時期、目標達成している時期も見込まれ、概ね維持していることや、事業としては、「のぼりべつブランド」の創設や各種企業(起業)に係る支援など行っていることから、全体としては、概ね『維持』していると評価するものです。

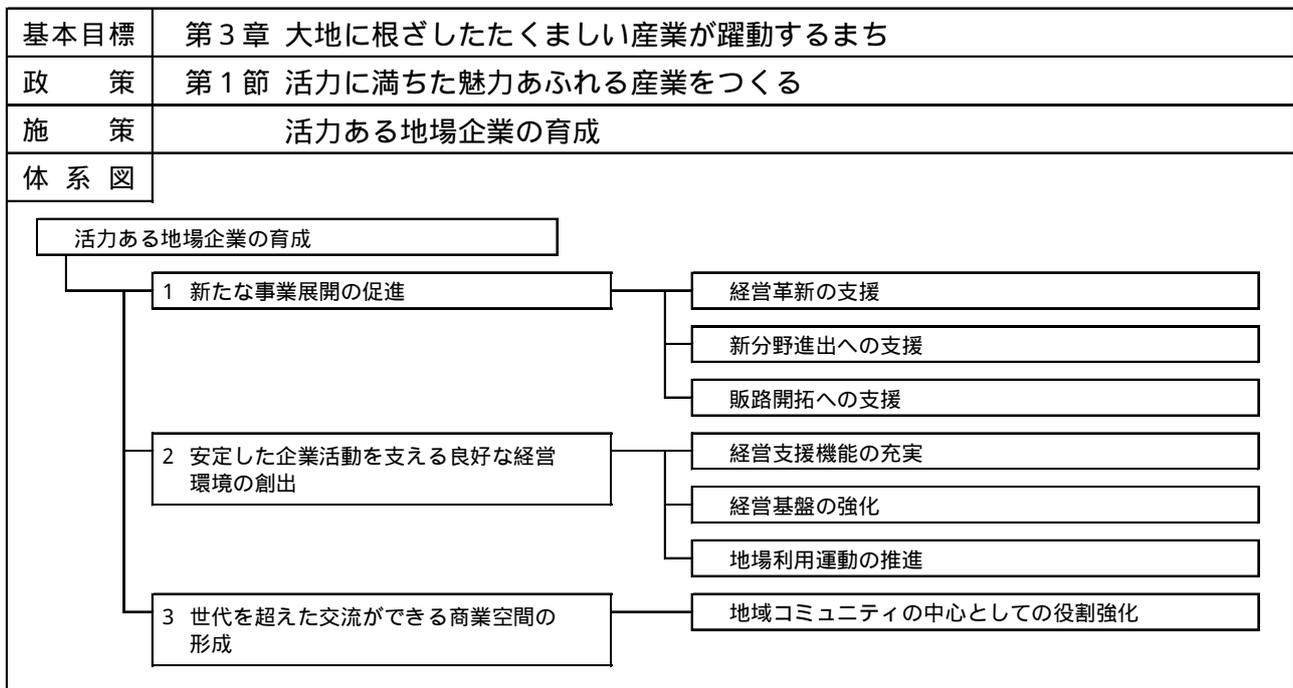
今後の推進事項等

各自治体や関係団体と広域的な連携し、道内・国内及び国外諸国との交流等を推進することで、更に「観光振興」「健康増進」「産業創出」などを目的とした事業等の展開が図られ、ひいては地域経済の活性化に繋がるものと考えられることから、産業クラスターの形成を構築するため各種協議会や関係団体等と連携を図り、各種ビジネスモデル(事業計画)の事業化に向けた取組を支援します。

また、食クラスター連携協議体への参画メリットを生かし、食の高付加価値に向けた取り組みや販路拡大に取り組むとともに、食と関連産業による新たなクラスターの形成を図ります。

市内経済の活性化や観光客の誘客に向け、地域資源の循環による土づくりや地域の気候に合った野菜づくり等の研究・開発に取り組み、新たな観光資源の創造と特産品の創出を推進し、生産から加工・販売の各分野への経済的波及効果を図ります。

なお、当該事業化にあたっては、その事業展開に対応する支援として起業化補助制度等も活用し、地域経済の活性化と雇用の創出に努めます。



< 目標 >

地場企業の経営体質の改善、経営基盤の強化、経営の多角化、業種転換等を支援し、活力ある地場企業を育成する。

目標への接近度を計る指標

区 分	H16[基準]	H17	H18	H19	H20	H21	H27[目標]	達成度
1 商業販売額(卸・小売販売額)	62,912,920 千円	62,912,920 千円	62,912,920 千円	62,426,160 千円	56,822,020 千円	56,822,020 千円	70,000,000 千円	0%
2 製造品出荷額等	15,702,890 千円	14,999,570 千円	14,999,570 千円	14,039,210 千円	13,907,480 千円	13,984,580 千円	17,500,000 千円	0%
3 融資制度(設備資金)利用件数	1件	0件	1件	3件	0件	0件	5件	0%
4 登別市新産業創造活動事業申請件数	1件	1件	0件	0件	0件	0件	3件	0%
5 法人市民税納付対象企業数	1,003社	986社	972社	978社	977社	980社	1,100社	0%

これまでの主な取組状況

新たな事業展開の促進として、

- ・「新産業創造活動事業補助金」による地域の特性や技術などを活用した新技術、新製品、新サービスなどの研究・開発事業を行う団体への支援
- ・「物産展参加補助金」による地場製品の紹介や宣伝、販路拡大のため、姉妹都市白石市の農業祭や各都市で開催されるイベントなどへ出展する事業への支援
- ・「札幌のぼりべつ交流プラザ」による札幌のぼりべつ会と市内企業とのネットワークを構築し、札幌圏との経済交流の促進など行ってきたところです。

安定した企業活動を支える良好な経営環境の創出として、

- ・「中小企業相談事業補助金」による商工業者の経営の安定化や健全化を目的に登別商工会議所中小企業相談所が行う金融や経営などの相談事業への支援
- ・「登別商工会議所事業推進職員設置補助金」による登別商工会議所が行う各種事業の推進と関係機関との連携強化のため、当該経費の一部を補助
- ・「登別商工会議所事業推進補助金」による登別商工会議所が、市の施策と連携して行う市内経済の活性化事業を推進するため、その事業を取扱う職員の人件費を補助
- ・「中小企業者事業資金利子補給金」による中小企業特別融資制度の団体事業資金及び小口事業資金の借入(残高)に対して利子補給の実施
- ・「中小企業特別融資積立金」による中小企業者の資金調達の円滑化や資金確保の環境づくりを進めるため、低利の融資の実施

これまでの主な取組状況

- ・「登別市住宅改良促進特別融資積立金」による市民の住環境の向上と地場における住宅関連産業の振興育成を図るため、住宅の改良を行う方を対象に、低利の融資の実施
- ・「プレミアム商品券発行事業補助金」による消費の拡大・市内経済の活性化を図るため、市内の店舗で使用できる商品券を発行する登別商工会議所に対し、発行総額の10%の補助
- ・「地域応援商品券発行事業補助金」による登別商工会議所が実施する地域応援商品券（プレミアム商品券及びプレミアム建設券）の発行事業に係る補助など行ってきたところです。

次代を超えた交流ができる商業空間の形成として、

- ・「商店街近代化融資積立事業」による商店街近代化事業に取組む商店街振興組合などの団体や事業者に対し、低利融資の実施
- ・「登別市商業活性化イベント補助金」による商店会等の団体が主催するイベントのうち、企画内容から商店街の振興に特に効果があると認められるものに対し、予算の範囲内において、その経費の一部を補助など行ってきたところです。

中間点検結果

全ての指標は、遅延している状況にあります。

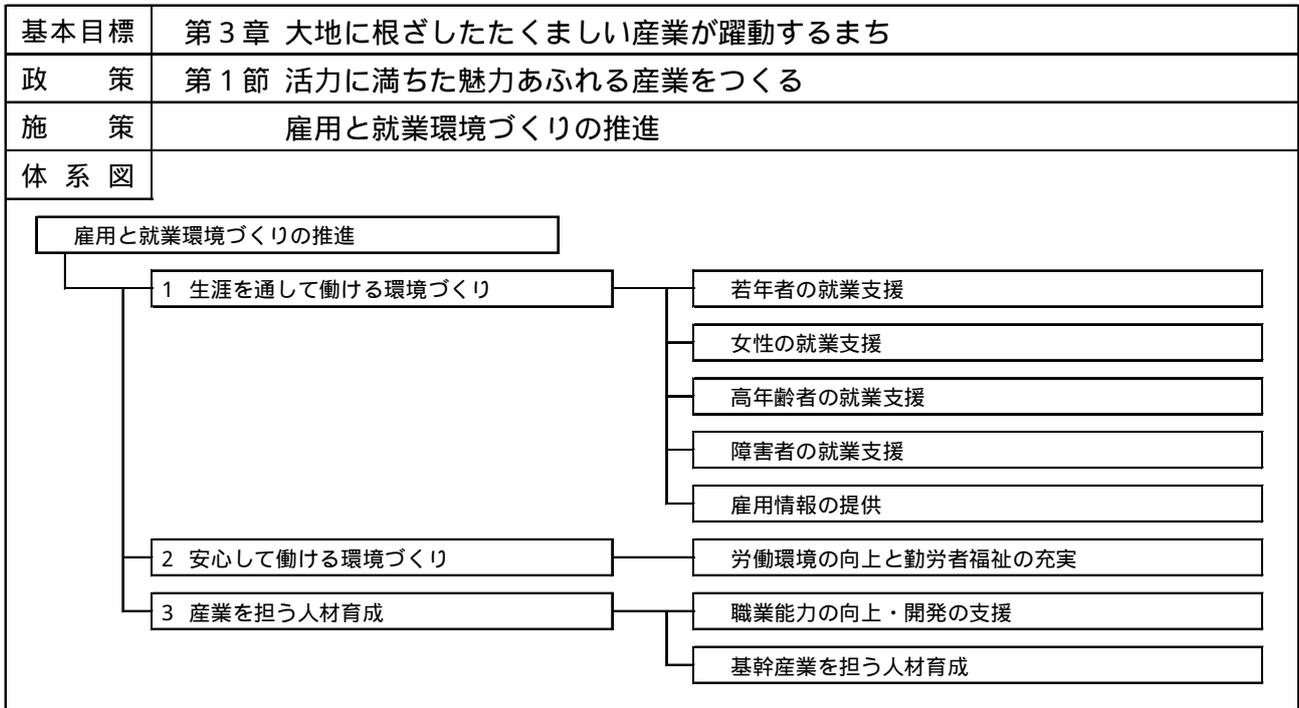
しかしながら、新産業の開発等への支援、登別商工会議所への支援や連携などによる相談業務や市内経済の活性化に向けた各種事業の展開など行なってきたところであり、全体としては、概ね『維持』していると評価するものです。

今後の推進事項等

市内経済の活性化等を推進するため、地域の資源や技術を活用した新たな地場製品の創出、新技術の事業化及び新サービスの提供等を促し、今後も新たなビジネスの事業性を確保するために、新分野等の事業展開に対応する支援として起業化補助制度等を活用するなど起業化への意欲の向上を図り、地域経済の活性化と雇用の創出に努めます。

今後、地域の特色を生かした省エネ・新エネを推進する取り組みで、CO₂の削減と地域経済の活性化等につながる具体的な効果が見込まれる事業を支援し、環境と成長が両立する低炭素化社会の実現を目指す。

平成21年度より『いいもの発見「のぼりべつ」事業』を展開し、地場企業で作られた登別を代表する商品を「登別ブランド推奨品」として認定し、PRや販路開拓に向けて支援することによって、市民の地元商品購入を促し、購買力の市外流出を防げるほか、観光客にお土産品として登別ブランド推奨品を購入してもらうことにより、引き続き地場製品の消費推進を促すとともに、新たな商品等の開発を行い、更なる地場利用の推進を図ります。



< 目標 >

観光産業を軸に複合的産業基盤を形成し、雇用と就業の場をつくる。

目標への接近度を計る指標

区 分	H16[基準]	H17	H18	H19	H20	H21	H27[目標]	達成度
1 有効求人倍率	0.56倍	0.65倍	0.77倍	0.82倍	0.46倍	0.47倍	0.80倍	0%
2 事業所従事者数	18,389人	15,553人	15,553人	16,513人	16,513人	16,513人	20,000人	0%
3 新規高等学校卒業者管内就職率	62.8%	87.8%	94.4%	96.6%	97.7%	90.7%	70.0%	388%
4 高校生企業見学会・インターシップ実施人数	288人	165人	183人	179人	183人	150人	250人	60%
5 市内事業所における正規従業員の女性の割合	37.0%	36.4%	36.4%	35.1%	35.1%	39.1%	47.0%	21%

これまでの主な取組状況

生涯を通して働ける環境づくりとして、

- ・「高校生のための就職支援事業」による厳しい就職状況におかれている高校生の就職活動を支援するため、登別・室蘭・伊達の3市が合同で管内の企業見学会の実施
- ・「再就職準備講座」による妊娠や出産等で退職した女性の再就職を支援する講座の開催
- ・「雇用対策支援事業」による季節労働者の雇用の場を確保するため、公共施設の清掃や通学路などの除雪作業の実施
- ・「地域職業相談室運営管理経費」によるハローワークと連携して、求職者の求職受理・職業相談・職業紹介などを行う同施設の運営管理など行ってきたところです。

安心して働ける環境づくりとして、「労働相談事業助成金」による厳しい雇用環境の中で、登別地区労働者の生活向上や職場環境の改善を図るため、市内労働者等の労働相談事業を実施する連合北海道登別地区連合会に対し助成金の交付など行ってきたところです。

産業を担う人材育成として、

- ・「事業所内職業訓練助成金」による登別地方高等職業訓練校で行う木造建築科やOAシステム科など6科目の訓練事業への助成
- ・「室蘭・登別地域通年雇用促進協議会負担金」による室蘭市と協議会を設立し、季節労働者の通年雇用化を促進するため、就労拡大支援セミナーや就労支援強化カウンセリングなどの事業の実施など行ってきたところです。

中間点検結果

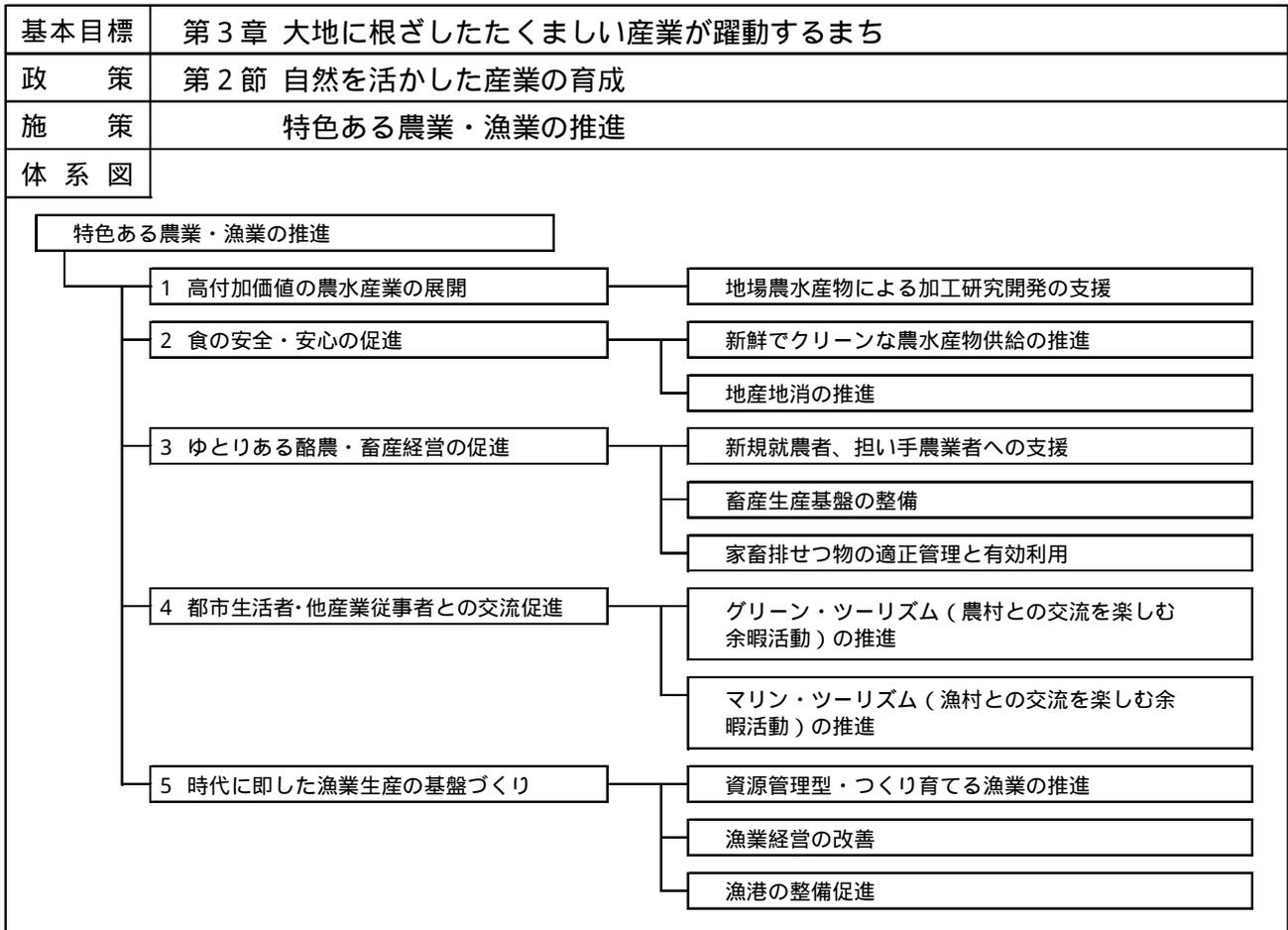
指標の「新規高等学校卒業生管内就職率」は目標に達成、「市内事業所における正規従業員の女性の割合」は進展、その他の指標については、遅延している現況にあります。登別・室蘭・伊達の3市の合同による企業見学会や、ハローワークとの連携による職業相談などを実施していることから、全体としては、概ね『維持』していると評価するものです。

今後の推進事項等

高校生のための就職支援事業による3市合同での企業見学会の実施や、再就職に向けた講座等の開催、高齢者や季節労働者等の安定した生活を目指した就業機会の確保について関係機関と連携を強化し、支援に努めるとともに労働相談事業助成金による労働相談事業の実施や、勤労者特別融資制度による資金融資など、施策に対応した事業の展開を引き続き推進します。

登別市の基幹産業である観光をはじめとする各産業のニーズの把握に努め、国・道の補助メニューを活用しながら、雇用の創出と必要な人材の育成を推進します。

職業能力開発促進法に基づく認定訓練や就業に必要な技能訓練を実施している登別職業訓練協会への支援に努めます。



< 目標 >

観光産業と連携した特色ある農業・漁業を推進する。

目標への接近度を計る指標

区 分	H16[基準]	H17	H18	H19	H20	H21	H27[目標]	達成度
1 肉用牛等飼養数	1,683頭	2,101頭	2,381頭	2,433頭	2,512頭	2,625頭	2,256頭	164%
2 ほ場整備面積	328.1ha	343.8ha	364.2ha	395.9ha	395.9ha	395.9ha	583.0ha	27%
3 登別漁港水揚量	9,792t	13,314t	15,361t	18,145t	10,706t	15,745t	15,000t	117%
4 登別漁港係船岸壁充足率	30.0%	30.0%	30.0%	30.0%	30.0%	30.0%	47.0%	0%
5 農村地区の水洗化率	4.5%	5.9%	10.1%	15.5%	16.2%	17.6%	34.0%	44%

これまでの主な取組状況

高付加価値の農水産業の展開として、「札内高原館運営管理経費」による札内高原館の運営経費の支出。なお、平成18年度より株式会社のぼりべつ酪農館が指定管理者となり、地場の農畜産物を使用したアイスクリームやバター造りの体験学習、体育館等コミュニティ施設の開放など行ってきたところです。

食の安全・安心の促進として、

- ・「胆振西部乳牛検定組合補助金」による胆振西部乳牛検定組合が実施する乳牛検定成績を活用することにより、乳質の向上と生産乳量の高い優良牛を確保し、酪農経営における生産性の向上を図る
- ・地元全酪農家の出資会社が地元の生乳から製造した牛乳が、地元及び白老町の学校給食の牛乳への採用、また、「登別・白老（虎杖浜）地域マリンビジョン」の具現化に向けた取り組みの一環で、登別漁港産水産物の直売によるPRや地産地消の拡大、都市と漁村の交流による地域活性化を目指すことを目的に「登別海鮮直市」の開催など行ってきたところです。

これまでの主な取組状況

ゆとりある酪農・畜産経営の促進として、

- ・「中山間地域等直接支払交付金」による急傾斜など地理的條件の不利な農地を保全する活動に対する交付金の交付
- ・「有害鳥獣駆除経費」による農林水産被害及び生活環境被害を及ぼす鳥獣の駆除の実施（キツネ、カラス、シカ、アライグマ等の駆除）
- ・「担い手育成総合支援協議会活動負担金」による認定農業者制度の普及・推進、農業経営改善計画の作成指導、認定農業者等の経営診断、農業経営の法人化相談・指導、集落営農の組織化に向けた合意形成活動の支援の実施
- ・「酪農ヘルパー事業補助金」による酪農ヘルパーの導入により酪農家の休暇取得を可能とし、ゆとりある酪農経営の確立と傷病などによる負担を軽減して、経営安定を図る
- ・「農地有効利用システム構築事業費」による農業生産基盤及び、生活環境基盤に関する農地基本データを整備し、農村振興に必要な地理情報システムのデータベースの更新
- ・「農業振興特別補助金」による土地改良事業の実施に伴う農業者の負担軽減のための補助金交付
- ・「畜産環境施設等整備事業（資源リサイクル畜産環境整備事業）」による北海道農業開発公社が実施主体となって進める事業に係る農家の負担軽減のための一部助成。なお、家畜排せつ物を堆肥化など適切な処理を施すことによって、土壤改良資材や肥料としての有効活用など行ってきたところです。

都市生活者・他産業従事者との交流促進として、

- ・「特定農山村地域市町村活動支援事業（都市農村交流促進事業）」による登別市のグリーン・ツーリズム推進に伴い、市街化調整区域への関係施設建設の特例を受けるため必要な農村休暇法による農村滞在型余暇活動機能計画（市町村計画）の策定
- ・「登別漁港まつり補助金」による運営費の一部助成により、地場水産物のPRと消費拡大、漁港愛護の普及促進、漁港を核とした地域の振興発展を図るなど行ってきたところです。

時代に即した漁業生産の基盤づくりとして、

- ・「漁業専門員配置補助金」による漁協や白老町との広域での専門員配置に係る補助
- ・「沿岸漁業構造改善対策事業（荷捌所併設製氷冷蔵施設建設事業）補助金」による荷捌所（製氷・冷蔵施設併設）の建設に対する補助
- ・「登別救難所運営事業補助金」による海難事故が発生した場合の救出や救助に備えた訓練などの活動の支援（出初式、夏季演習、定期訓練、水難救助出動）
- ・「漁業近代化資金利子補給金」による漁業経営の近代化促進のため、漁業者等の漁業資本装備資金を融資した金融機関に対して、借入金利子の1%補給
- ・「登別漁港維持管理事業補助金」及び「鷺別漁港維持管理事業補助金」による漁港の軽易な維持管理経費に対する補助（港内照明灯の電気代等）

など行ってきたところです。

中間点検結果

指標の「肉用牛等飼養数」及び「登別漁港水揚量」は達成、「ほ場整備面積」及び「農村地区の水洗化率」は進展、「登別漁港係船岸壁充足率」は維持であること、農業及び漁業の進展として各種事業の展開など行っていることから、全体的としては、概ね『進展』していると評価するものです。

今後の推進事項等

農業については、酪農を中心とした畜産経営が主であることから、地域の特徴を最大限生かした農業の持続的発展を図るため、引き続き乳牛の資質向上を目指す事業への助成や、ゆとりある酪農・畜産経営の安定化に向け、酪農ヘルパー事業や市牧場への預託放牧を促進し、労働軽減などを通じた省力化を進めるとともに、農畜産物の高付加価値化を図りながら農業経営の体質の強化を目指します。

また、農畜産物の地産地消に取り組みながら、都市住民と農村地域の交流を促進するため、グリーン・ツーリズムの推進に向けて関係者との連携を深めてまいります。

水産業については、水産物の安定供給を図り、力強い水産業と豊かで活力のある漁村を確立するために、水産資源の回復や管理はもとより、衛生管理の強化、地産地消推進による地場水産応援団の拡大、観光との相乗効果の発現が重要となります。

このため、「つくり育てる漁業」「資源管理型の漁業」の推進を中心課題としつつ、事業を継続するとともに、今後は、えりも以西栽培漁業振興推進協議会及び胆振太平洋域漁業振興協議会との連携によるマツカワガレイの付加価値向上のため、地域の宿泊施設などでの利用促進に向けた取り組みの支援や、登別漁港における衛生管理の取り組みを登別漁港ブランドとして認知してもらうためのPR促進、また、消費者に安全性や信頼性を兼ね備えた良質な水産物の供給体制の確立に向けた支援などにより、水産物の高付加価値化を実現し、漁業経営の安定と漁家所得の向上を図ることで、今後の安定的・継続的な漁業就労者の確保など、漁業の基盤づくりを目指します。

基本目標	第4章 調和の中でふるさとを演出するまち
政策	第1節 暮らしやすい快適なまちをつくる
施策	計画的な都市空間づくり
体系図	

<目標>

人口減少社会にふさわしいコンパクトで快適な都市空間をつくる

目標への接近度を計る指標

区分	H16[基準]	H17	H18	H19	H20	H21	H27[目標]	達成度
1 地区計画決定箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所	6 箇所	6 箇所	6 箇所	10 箇所	20%
2 地域地区の見直し率	0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%	0%
3 区域区分の見直し率	0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%	0%

これまでの主な取組状況

機能的で快適な都市空間づくりとして、登別市都市計画マスタープランなどに基づき、適正な土地利用の誘導や都市施設の適正配置に努めてきたところです。

中間点検結果

指標の「地区計画決定箇所」は進展、その他の指標は維持しているところであり、当該施策は第4章全体に関わる要素を持ち、登別市都市計画マスタープランに基づき、事業展開していることから、全体としては、概ね『維持』していると評価するものです。

今後の推進事項等

区域区分の見直しは、おおそ5年ごとに行われる都市計画の見直しであり、今回の定時見直しが平成22年度となっていることから、現在見直し事務を進めています。なお、見直しにあたっては、人口規模や産業規模の予測、特にコンパクトなまちづくりを進める上では重要な土地所有者の意向などをとくに検証しますが、結果として現状維持もありえます。また、地域地区の見直しについても、区域区分の見直し時に総合的に検証していることから同様な考えです。これらのことから、平成27年までの定時見直しは2回(H22、H27)と想定しております。

基本目標	第4章 調和の中でふるさとを演出するまち
政 策	第1節 暮らしやすい快適なまちをつくる
施 策	地域景観の形成
体系図	

<目標>

登別の地域特性に合った都市景観を創出する。

目標への接近度を計る指標

区 分		H16[基準]	H17	H18	H19	H20	H21	H27[目標]	達成度
1	まちなみ景観に対する満足度	57.0%	-	61.1%	-	61.8%	-	80.0%	-

これまでの主な取組状況

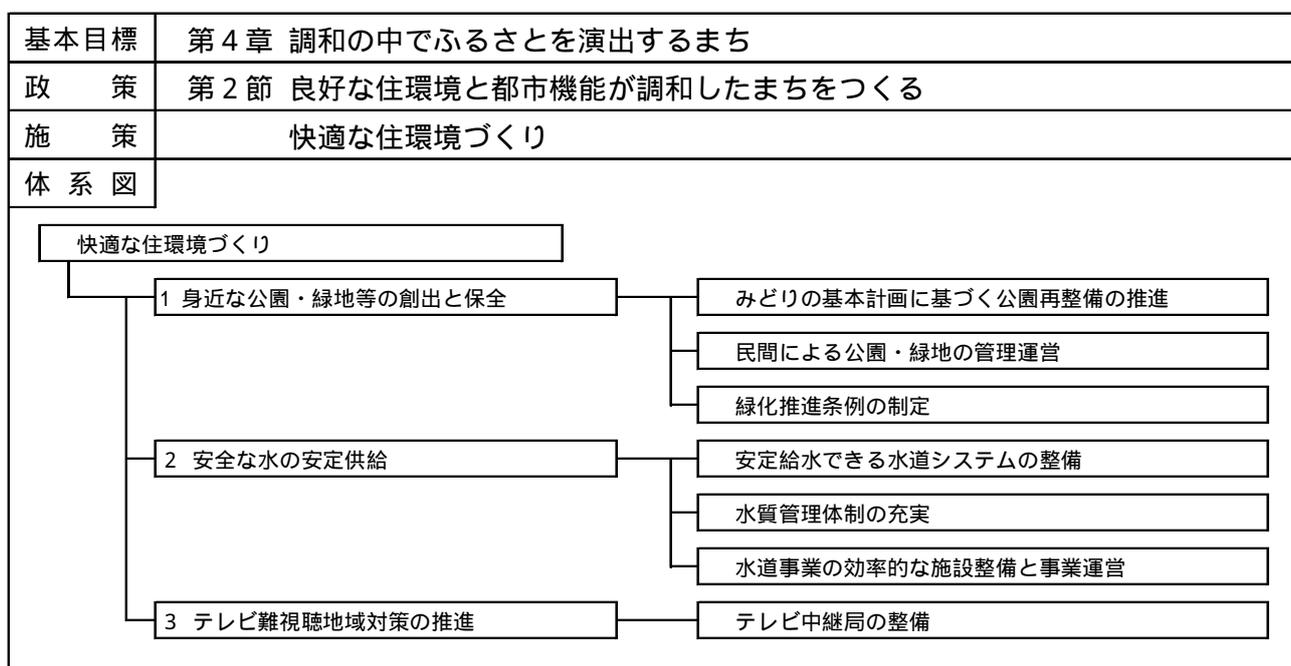
地域に根ざした景観形成として、平成15年3月に策定した「登別市景観形成基本計画」に基づき、自然とまちがとけあい「旅人」にもいやしを与えるふるさとの景観を目標像として、景観づくりに努めてきたところです。

中間点検結果

指標の「まちなみ景観に対する満足度」は進展していること、景観形成に係る事業展開は特にないが、みどりの形成など他施策で行なっている部分もあり、全体的な評価としては、概ね『維持』していると評価するものです。

今後の推進事項等

景観条例を制定し、市民等と協働で良好な景観形成に取り組みます。



<目標>

快適な居住環境を整え、日常生活にやすらぎや、うるおいのある生活環境の改善を目指す。

目標への接近度を計る指標

区 分	H16[基準]	H17	H18	H19	H20	H21	H27[目標]	達成度
1 一人当たりの公園面積	10.29m ²	10.27m ²	10.29m ²	10.49m ²	10.47m ²	10.54m ²	11.00m ²	35%
2 市内の公園数	43か所	43か所	43か所	43か所	43か所	43か所	46か所	0%
3 街路樹の植栽本数(国道・道道含む)	40,344本	40,344本	40,344本	40,639本	41,001本	41,031本	40,544本	344%
4 街路樹の整備路線(国道・道道含む)	29路線	28路線	29路線	30路線	30路線	30路線	31路線	50%
5 上水道石綿セメント管の更新	95.0%	95.1%	95.5%	95.9%	96.6%	96.6%	100.0%	32%
6 上水道配水管の延長密度	16.97 km/km ²	17.10 km/km ²	17.20 km/km ²	17.53 km/km ²	17.68 km/km ²	17.87 km/km ²	17.63 km/km ²	136%
7 テレビ難視聴地域の世帯数	113世帯	111世帯	111世帯	111世帯	111世帯	111世帯	20世帯	2%

これまでの主な取組状況

身近な公園・緑地等の創出と保全として、「登別市街区公園等清掃交付金事業」による公園・広場について、町内会等に維持管理業務の一部を協力いただき、その協力に対して清掃交付金の交付など行ってきたところです。

安全な水の安定供給として、

- ・「簡易水道送配水施設整備事業」による計画的な整備の実施
- ・「簡易水道管路調査事業(地域活性化・経済危機対策臨時交付金)」による簡易水道の埋設箇所が不明な導・配水管路の位置等の調査(試掘、管種調査、位置測量)の実施など行ってきたところです。

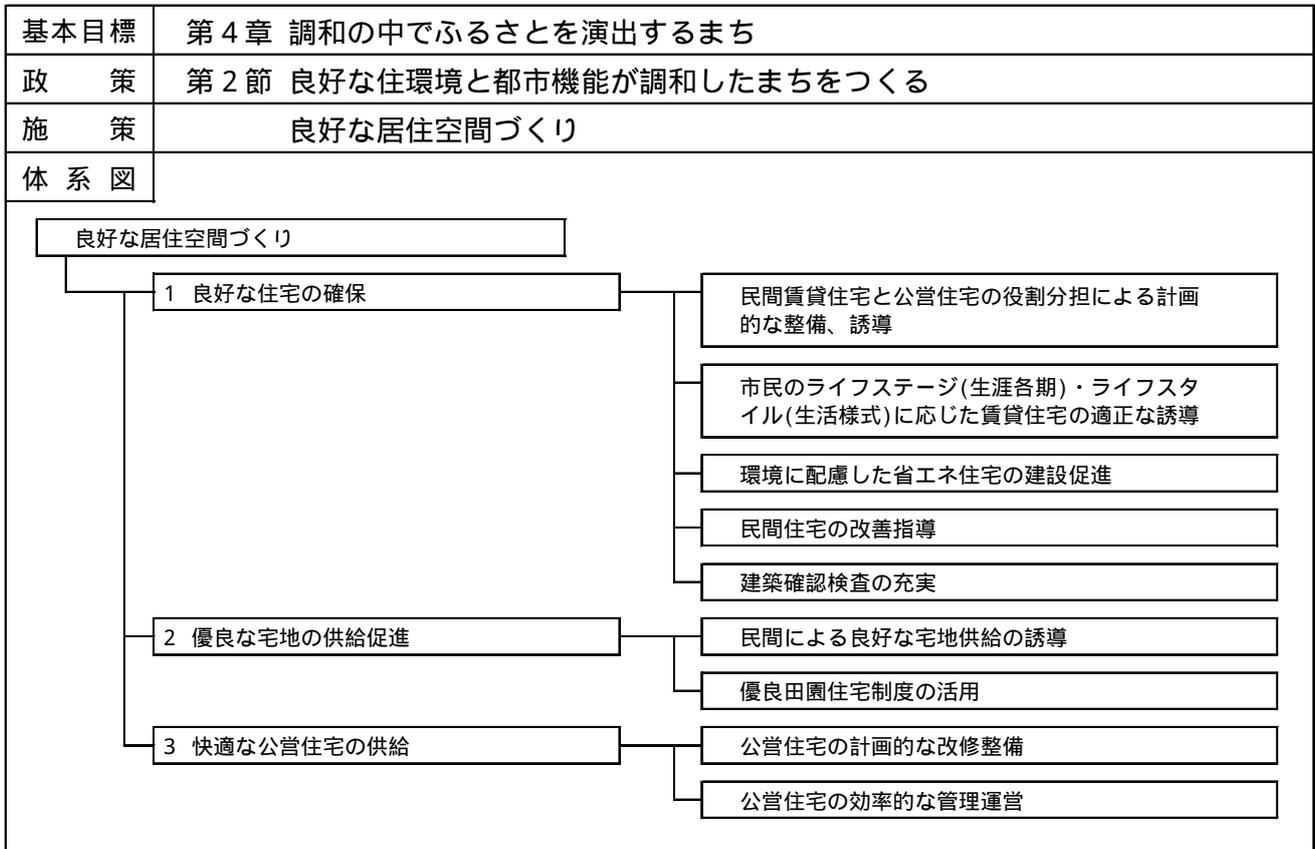
テレビ難視聴地域対策の推進として、地上デジタル放送の開始に伴い、登別市内では4か所の中継局(登別、登別東、幌別、鷺別)が整備されました。

中間点検結果

指標の「街路樹の植栽本数」及び「上水道配水管の延長密度」は達成、「一人当たりの公園面積」、「街路樹の整備路線」及び「上水道石綿セメント管の更新」は進展、「市内の公園数」及び「テレビ難視聴地域の世帯数」は維持であること、公園整備や簡易水道事業の実施など生活環境の改善に努めてきたところであり、全体としては、概ね『進展』と評価するものです。

今後の推進事項等

都市公園（４３か所）を対象に利用者の安全・安心の確保に向けた計画として、公園施設長寿命化計画を策定し、当該計画により公園施設の修繕や改築などを推進します。
水道料金の検針・徴収業務の民間委託の検討や、浄水場の管理業務について、より効率的で効果的な運営を図るため、室蘭市との分水解消や長期的な視点に立った施設配置等を検討し、施設更新計画、事業の運営形態等を含む将来ビジョンを描く中で浄水場の管理の手法の見直しについて検討を行います。
地上デジタル放送開始に伴う、テレビ難視聴地域の解消に努めます。



<目標>

地域の特性を活かした宅地の確保や、生活に合った暮らしやすい住宅建設を進め居住空間の改善に努めます。

目標への接近度を計る指標

区 分	H16[基準]	H17	H18	H19	H20	H21	H27[目標]	達成度
1 バリアフリー(障害のある社会生活をしてゆく上で障壁となるものを除去)の公営住宅の割合	27.57% (17.05)	28.03% (18.04)	28.03% (18.04)	28.90% (19.03)	30.17% (19.87)	30.17% (19.87)	40%	75%
2 公営住宅の戸数	1,962戸	1,962戸	1,962戸	1,986戸	1,902戸	1,902戸	1,860戸	59%

これまでの主な取組状況

良好な住宅の確保として、住宅施策の推進のための「登別市住生活基本計画」及び計画的な耐震化の推進のための「登別市耐震改修促進計画」を平成21年度に策定したところです。

優良な宅地の供給促進として、優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針を平成18年度に策定したところです。これは、優良田園住宅の建設の促進に関する法律に基づくもので、近年、生活様式が多様化する中、自然豊かな地域での生活が求められており、これに対応することを目的として設けられた優良田園住宅制度の活用を図ることとしたものです。なお、優良田園住宅とは、良好な自然環境を形成している地域にあり、一定の条件をみたした一戸建ての住宅のことをいいます。

快適な公営住宅の供給として、市営住宅に火災警報器を設置する「市営住宅等火災警報器設置事業費」や市営住宅改善事業などを行ってきたところです。

中間点検結果

指標の「バリアフリーの公営住宅の割合」及び「公営住宅の戸数」は進展していること、登別市住生活基本計画及び登別市耐震改修促進計画の策定や市営住宅の火災警報器の設置など良好な居住空間の改善に努めてきたところであり、全体としては、概ね『進展』していると評価するものです。

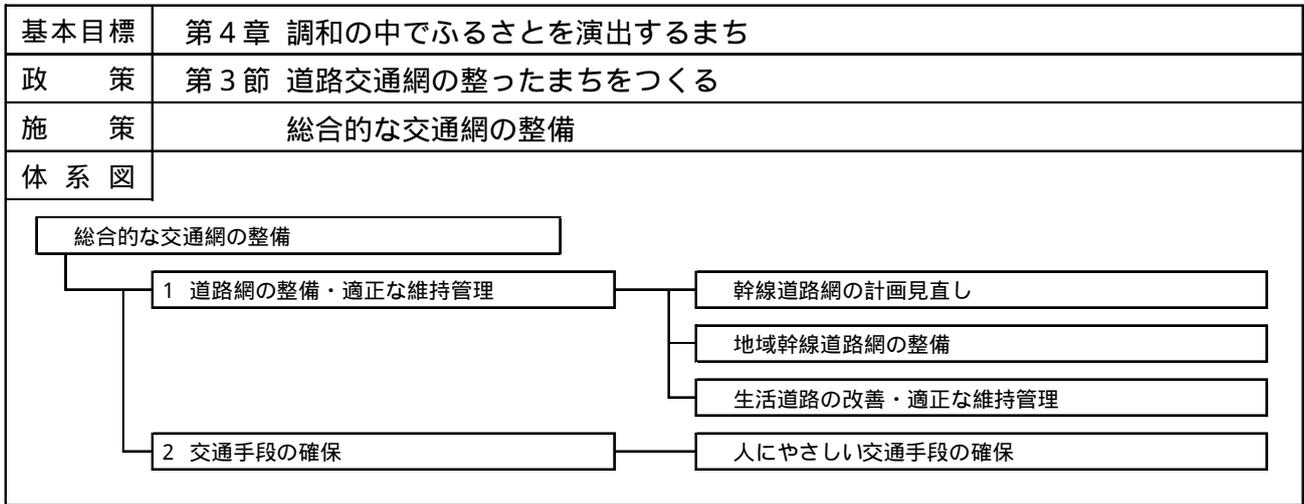
今後の推進事項等

良好な居住空間づくりを図るため、「登別市住生活基本計画」に基づき、誰もが安心して暮らすことができる住宅・住環境づくり、良質な住宅ストックの形成などに向けた施策を進めます。

建築物の耐震化を図るため、「登別市耐震改修促進計画」に基づき、住宅の耐震化を促進するために相談窓口の整備や、耐震診断・改修に関する支援の検討及び情報提供に努めます。

市営住宅の整備については、「市営住宅等長寿命化計画」に基づき、建替えや改修、用途廃止を進めるとともに、管理戸数の適正化を図ります。

市営住宅については、民間の活力や専門知識などを活用し、効率的な住宅管理体制の確立を図ると共に、入居者が安心して快適に暮らせるルールづくりに取り組みます。



<目標>

快適な交通網の整備を促進する。

目標への接近度を計る指標

区 分	H16[基準]	H17	H18	H19	H20	H21	H27[目標]	達成度
1 生活道路の舗装率	62.0%	63.0%	64.0%	64.8%	65.3%	66.4%	65.0%	147%
2 歩道の整備率(市道)	21.0%	22.0%	22.0%	22.5%	22.4%	22.8%	25.0%	45%
3 幹線道路(都市計画道路、国道・道道を含む)の整備率	45.0%	45.5%	46.6%	49.7%	50.2%	51.5%	55.0%	65%
4 車での移動のしやすさ(道路の状況・混雑具合)の満足度	73.0%	-	61.9%	-	46.3%	-	85.0%	-
5 歩道の歩きやすさの満足度	64.0%	-	56.5%	-	48.5%	-	80.0%	-

これまでの主な取組状況

道路網の整備・適正な維持管理として、

- ・近年の人口減少や公共工事の減退などの社会情勢の変化により、平成18年10月に「登別市都市計画道路見直し方針」を定め、都市計画道路の必要性について検証を行った結果、一部廃止等を含めると約半数の路線が見直しの対象となり、平成20年2月には鷲別南通を廃止
- ・「カルルス路線改良事業」、「富岸西路線改良事業」、「カルルス路線外1改良事業」など地域幹線道路網の整備改善
- ・「道路台帳整備事業」による新規認定及び変更認定した路線の現況測量及び台帳作成、また道路工事により整備された道路の台帳修正を行い市道管理のデータ整理の委託
- ・「市道用地確定測量事業」による道路と民地の正確な現況を把握し適切な管理の遂行
- ・「市道用地買収事業(未処理用地)」による適切な市道の管理を遂行するため、道路敷地で用地処理が未了となっている土地の買収を行うほか、取得後の登記事務の実施
- ・「地籍調査事業(地籍調査管理経費)」による地籍調査成果の地籍図及び地籍簿の閲覧により位置精度の高い土地情報の提供

など行ってきたところです。

交通手段の確保として、

- ・「地方生活バス路線維持費補助金」による乗合バス事業者に対し、国、北海道、市町村が分担して補助
- ・「鉱山地域住民タクシー経費」による鉱山地域生活バスの廃止に伴い、地域住民の交通手段を確保するため、タクシーチケットの交付(年48枚)

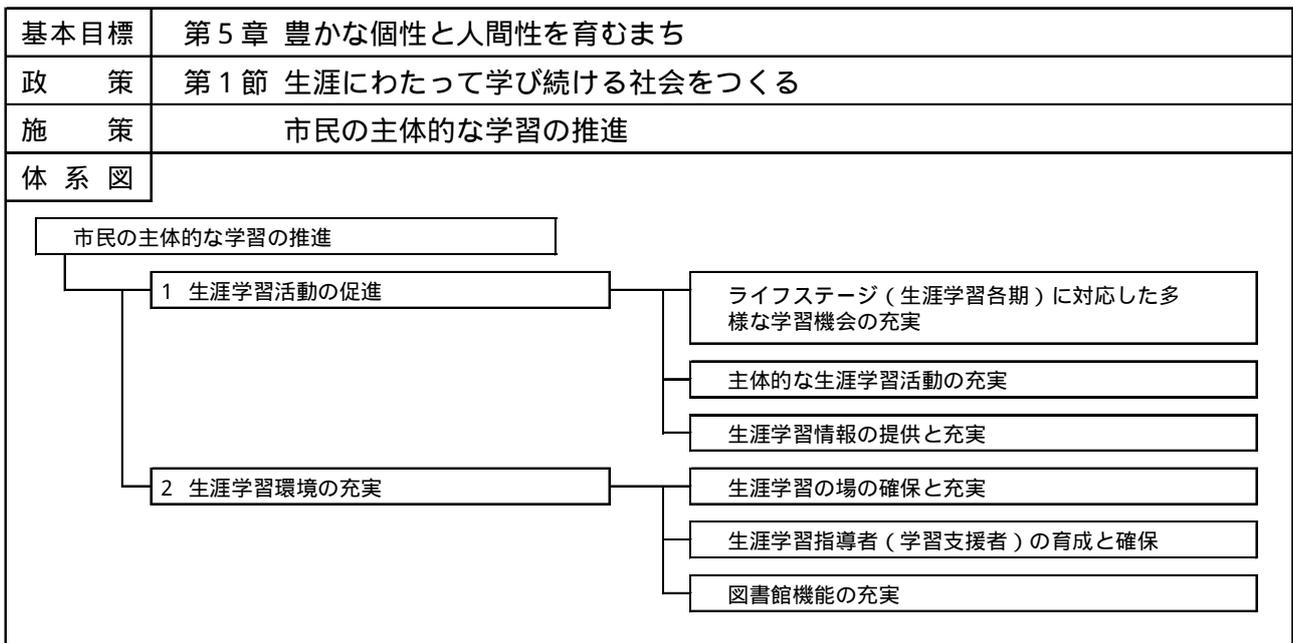
など行ってきたところです。

中間点検結果

指標の「生活道路の舗装率」は達成、「歩道の整備率」及び「幹線道路の整備率」は進展、「車での移動しやすさ」及び「歩道の歩きやすさの満足度」は遅延していること、計画的な道路網の整備や適正な維持管理など実施してきたところであり、全体としては、概ね『**進展**』していると評価するものです。

今後の推進事項等

道路網の計画的な整備や、道路の維持管理業務として、平成22年度より試行的に一部の道路の定期パトロール及び簡易的な道路補修の委託(5ヶ月間)を実施しておりますが、より効率的で効果的な維持管理業務とするため、委託の拡大に向け検討を行います。



< 目標 >

生涯にわたって学び続ける社会をつくるため、市民の主体的な学習を推進する。

目標への接近度を計る指標

区 分	H16[基準]	H17	H18	H19	H20	H21	H27[目標]	達成度
1 生涯学習人材バンク登録者数	262団体	262団体	262団体	262団体	262団体	344団体	300団体	216%
2 図書年間貸出冊数	200,487冊	199,602冊	213,040冊	198,843冊	219,662冊	241,869冊	210,000冊	435%

これまでの主な取組状況

生涯学習活動の促進として、

- ・「市民生涯学習推進講座（ときめき大学）」による60歳以上の市民を対象に、親ぶくを図り、生きがいのある人生観を持つことを目的にさまざまな知識や教養を身に付け、地域社会に役立ててもらうために学習講座の開設
- ・「市民生涯学習推進講座（婦人短期大学）」による女性が生きがいのある豊かな人生を築くための教養を深め、その知識を社会に役立ててもらうために学習講座の開設
- ・「市民生涯学習推進講座（家庭教育学級）」による家庭での教育力向上のため、幼稚園児や小学生をもつ親が自主企画して行う子育てに関する学習会などの支援
- ・「市民生涯学習推進講座（市民マイプラン講座）」による団体やサークルなどが自主的に行う学習会の支援
- ・市民の多様な生涯学習活動を支援するため生涯学習人材バンクのデータベース化によるHP掲載など行ってきたところです。

生涯学習環境の充実として、

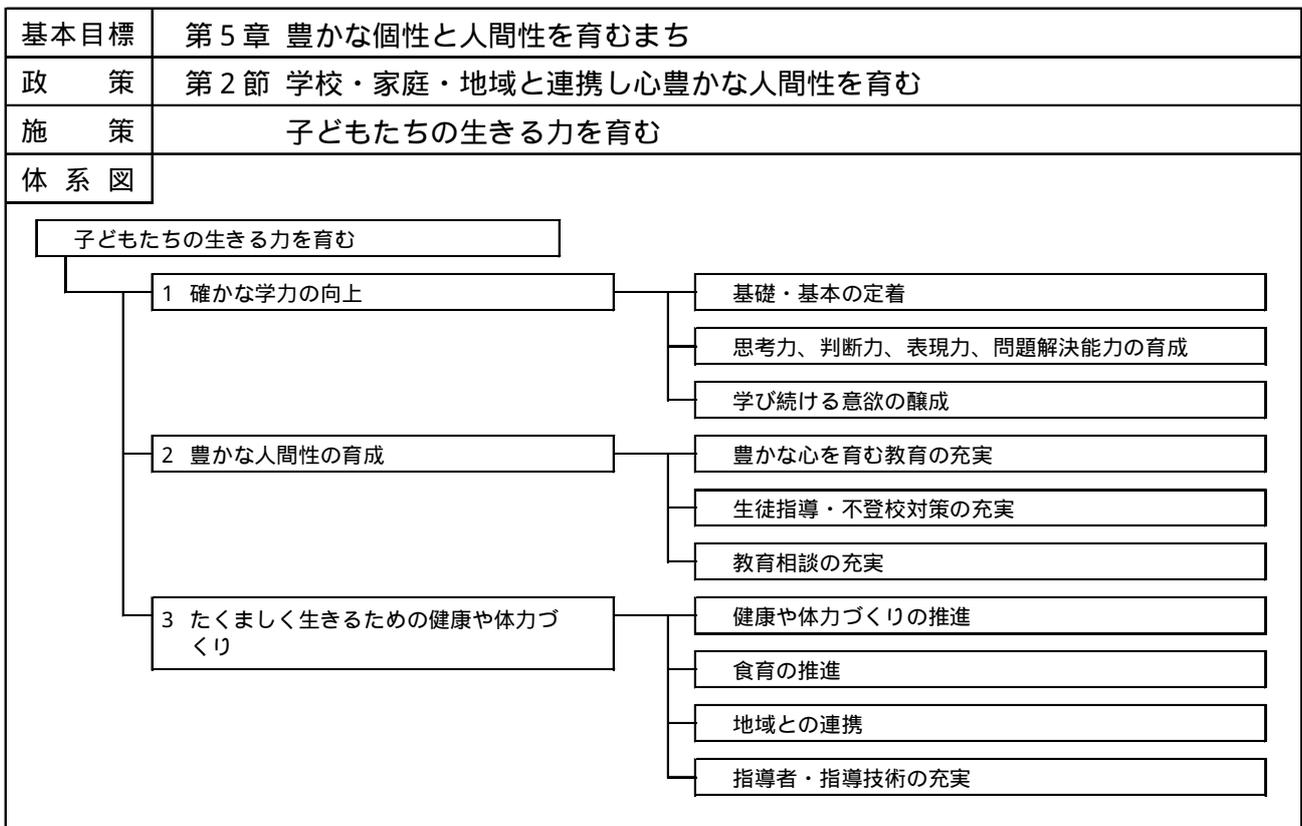
- ・「公民館運営管理経費」による公民館の運営管理
- ・「教育施設運営管理経費」による市民会館、鷲別公民館、総合体育館、市営陸上競技場の運営管理について、指定管理者制度により委託し、更なる効率的な運営・管理の実施
- ・「生涯学習の推進」による家庭、学校、団体等の相互連携を図り、生涯学習の推進として、生涯学習の実践発表や学習成果の活用の機会として、生涯学習フェスティバルを隔年で開催するほか、生涯学習情報誌を発行して学習機会や情報を提供
- ・「図書館運営管理事業」による図書購入など運営経費
- ・「移動図書館運行業務委託事業」による本の貸し出し、読書活動の推進を図るため、移動図書館車の民間委託の実施など行ってきたところです。

中間点検結果

指標の「生涯学習人材バンク登録者数」及び「図書年間貸出冊数」ともに目標値に達成している状況にあること、生涯学習活動の推進として、各種講座の展開や生涯学習環境の充実として、教育施設や図書館等の運営管理など行なってきたところであり、全体としては、概ね『**達成**』していると評価するものです。ただし、これは現行の指標基準等に基づき判断した評価であり、「達成」＝「終了」ということではなく、現行の指標基準を維持、もしくは指標基準をより高度な数値に変更のうえ、引き続き当該施策を推進していくものです。

今後の推進事項等

市民の多様な生涯学習ニーズに応えるため「ときめき大学」、「婦人短期大学」の統合を検討するとともに、学んだ成果を社会に還元し持続的な教育力の向上に貢献する「知の循環型社会」の構築に努めます。市民会館等の社会教育施設の適正な運営管理の推進や、図書館においては、図書の貸出はもとより、0歳児にあっては登別版ブックスタートの取組みや、高齢者の方には静かな憩いのひと時を感じるなど、情報が交流する場所として、多くの市民に親しみをもたれるような機能の充実に努めます。



<目標>

自ら学び、自ら考えるなど「生きる力」の育成に努める。

目標への接近度を計る指標

区 分	H16[基準]	H17	H18	H19	H20	H21	H27[目標]	達成度
1 不登校児童生徒の割合	小0.2% 中1.6%	小0.1% 中1.5%	小0.2% 中2.0%	小0.2% 中2.0%	小0.1% 中1.3%	小0.2% 中1.8%	小0.1% 中1.1%	小0% 中0%
2 不登校児童生徒数の復帰率	17.9%	20.8%	26.5%	0.0%	0.0%	6.9%	30.0%	0%
2 教育実践研究校の指定率	64.3%	64.3%	92.8%	107.6%	107.6%	115.4%	84.0%	259%

これまでの主な取組状況

確かな学力の向上として、

- ・「理科教育備品整備事業（小学校・中学校）（地域活性化・経済危機対策臨時交付金）」による新学習指導要領に対応した設備の整備
- ・校内研修の充実、公開研究会の開催、研修講座等への参加促進、教科との関連を図った「総合的な学習の時間」の充実等による指導方法の工夫改善や授業の改善
- ・学習評価や授業の充実による意識の醸成などに努めてきたところです。

豊かな人間性の育成として、

- ・「不登校・いじめ対策経費」による教育相談・いじめ相談、不登校・いじめ等対策会議、保護者向けの広報誌の発行、保護者との懇談などの実施
- ・「スクールカウンセラー活動経費」による小・中学校におけるいじめや不登校などの問題行動の対応について臨床心理士などの専門家を学校に配置し、児童・生徒へのカウンセリング体制の充実
- ・「心の教室相談員活動経費」による生徒たちの不安やストレスなどを和らげ、心のゆとりを持てるように、友人関係や進路、親子関係、登校拒否などについての相談に対する相談員の配置など行ってきたところです。

たくましく生きるための健康や体力づくりとして、

- ・「児童生徒健康診断等経費」による健康診断の実施

これまでの主な取組状況

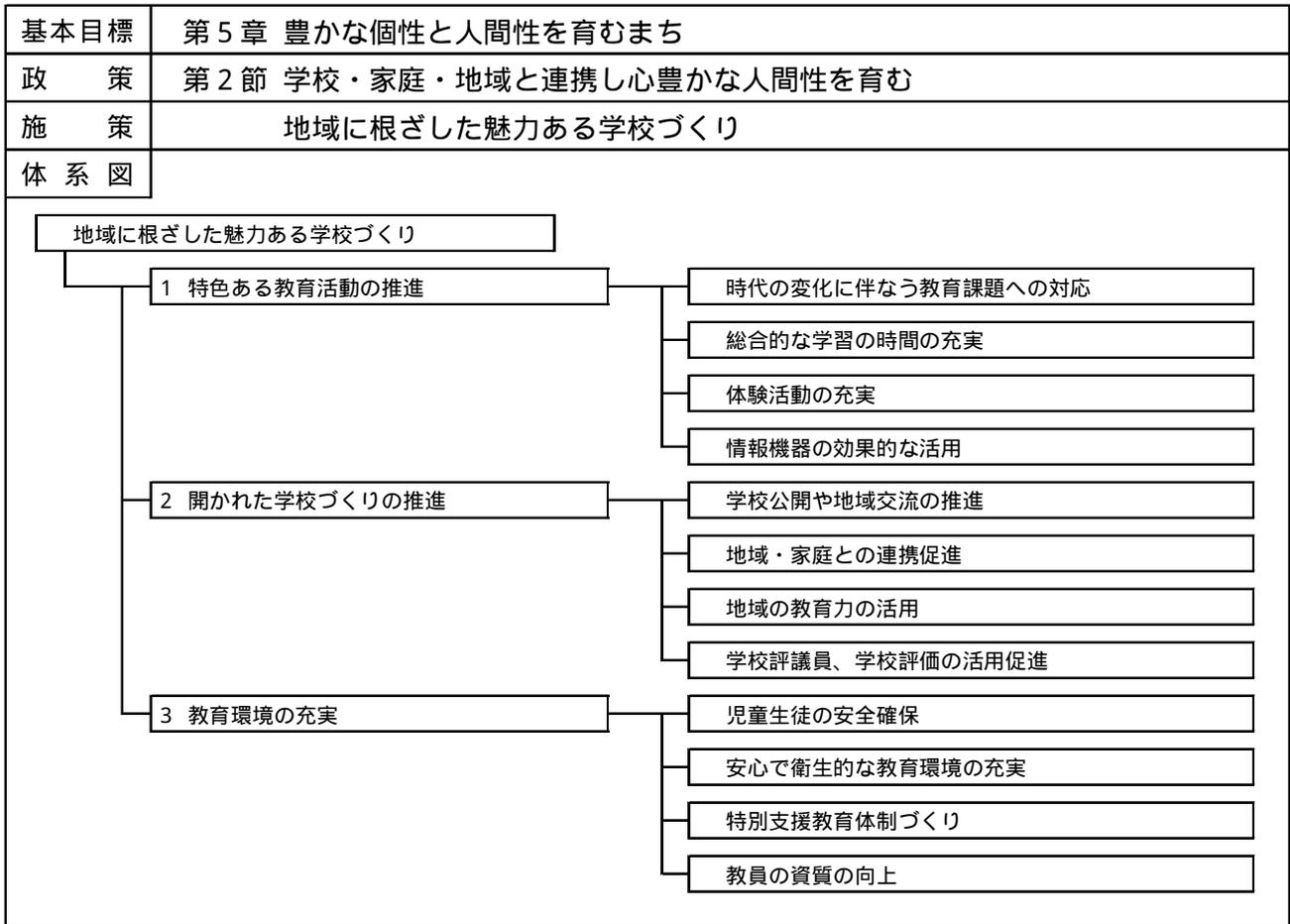
- ・フッ化物洗口によるむし歯予防対策
- ・「学校給食用食器交換事業」による学校給食の衛生管理を徹底するための学校給食用中カップの交換
- ・「学校医等表彰経費」による市内の小中学校の児童・生徒等の健康増進と保健教育の振興に貢献した学校医、歯科医、薬剤師への表彰
- ・「中学校体育連盟助成金」による中学校の体育を振興し、健康なスポーツを通して、生徒の健康増進や生徒間交流を図るため、各種大会を主催する中学校体育連盟への助成金の交付など行ってきたところです。

中間点検結果

指標の「不登校児童生徒の割合」は維持、「不登校児童生徒数の復帰率」は遅延、「教育実践研究校の指定率」は達成しており、学力向上に向けた各種事業、不登校・いじめ等対策会議や保護者向けの広報誌の発行、臨床心理士の配置、健康診断の実施など行ってきたことから、全体としては、概ね『維持』していると評価するものです。

今後の推進事項等

校内研修の充実、公開研究会の開催、研修講座等への参加促進、教科との関連を図った「総合的な学習時間」の充実、個に応じた指導の充実、学習評価の充実、生活習慣・学習習慣の形成、創意工夫を生かした教育課程の編成などにより確かな学力の向上に努めるとともに、道徳授業の公開依頼(ふれあいDAY、参観日)や道徳の副読本の児童へ配布など豊かな人間性の育成に引き続き努めます。
不登校の児童・生徒に対する学習や学校復帰を支援する適応指導教室の機能の充実を図ります。また、児童・生徒の発達課題や心の問題に向き合うカウンセリング体制や、心の教室相談員の活動の充実にも努めます。
食育の推進や健康診断及び体育連盟への助成や新学習指導要領に基づく体育学習として、新たに武道(柔道)を開始するなど子どもたちの健康や体力づくりを推進します。



<目標>

地域に根ざした特色ある教育活動を進め、開かれた学校づくりに努める。

目標への接近度を計る指標等

区 分	H16[基準]	H17	H18	H19	H20	H21	H27[目標]	達成度
1 一斉公開参観日の参加率	21.0%	0.0%	18.0%	29.6%	26.9%	13.0%	33.0%	0%
2 学校開放事業の利用者数	34,983人	37,167人	35,534人	32,336人	28,633人	25,248人	35,000人	0%
3 地域との交流件数	36回	36回	37回	37回	34回	14回	54回	0%

これまでの主な取組状況

特色ある教育活動の推進として、

- ・「外国青年招致事業」による生きた英語を指導する外国人英語指導助手(A L T)を活用し、英語を使ったコミュニケーション能力の育成など、外国語教育の充実を図る
- ・「特色ある学校づくり推進経費」による登別温泉入浴体験、総合的な学習の時間(野外での体験学習、企業等の職場体験学習等)、生活科の実施(小動物の飼育、学校菜園等)の3事業を通し各学校の特色ある学校づくりの推進
- ・「特別活動推進経費(小・中学校)」による児童会やクラブ活動など自主的・実践的な活動の助長
- ・「自然体験学習推進経費」によるネイチャーセンター『ふおれすと鉱山』を活用し、児童・生徒が動植物の観察などの自然体験の実施
- ・「小中学校情報教育推進事業費」による児童生徒がパソコンなどの情報通信機器を使い、さまざまな情報を主体的に選択・活用することができる能力の育成を図るべく、各学校の情報機器の整備、情報通信網の構築・管理、ネットワーク機器の保守など行ってきたところです。

開かれた学校づくりの推進として、

- ・「私立高等学校振興費補助金」による保護者の負担軽減と、軽減による入学者の増加及び生徒数確保を目的とした経費補助の実施

これまでの主な取組状況

- ・「PTA連合会助成金」による登別市PTA連合会の活動（研究大会、母親研修会、広報誌の発行等）を通して、市内各学校のPTAの緊密な連絡調整と、教育の充実発展を図るため、助成金の交付
- ・「開かれた学校づくり推進事業」による校長の求めに応じ、教育活動の実施、地域社会及び課程と学校の連携の促進等、校長の行なう学校運営に関して意見、助言を行なう学校評議員の設置など行ってきたところです。

教育環境の充実として、

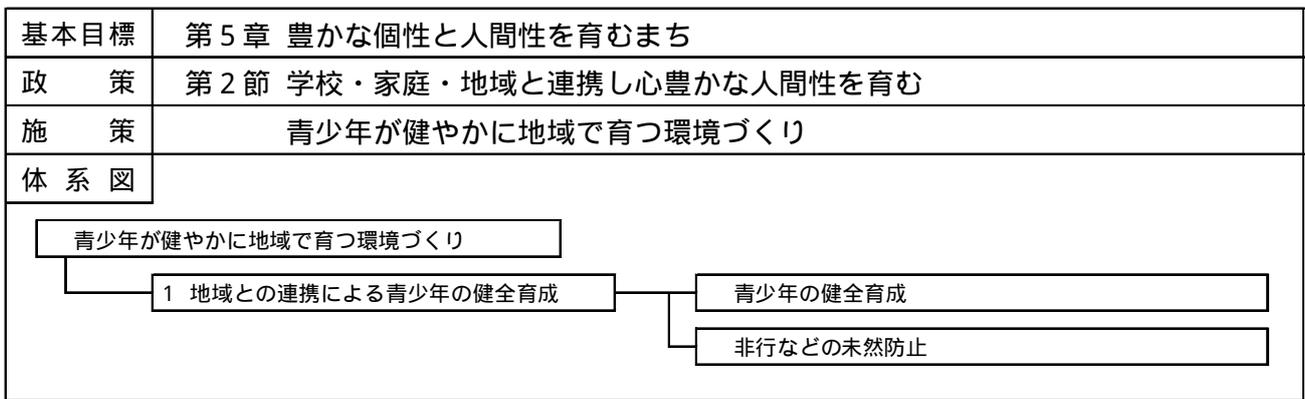
- ・「児童生徒遠距離通学費補助金」によるバスで通学する小・中学生の保護者の経済的負担の軽減を図るため、補助金の交付
- ・「スクールバス運行事業」による登別温泉町、カルルス町、札内町、来馬町に居住し、登別小学校、幌別小学校、幌別中学校に通学する児童生徒を送迎するためのスクールバスの運行
- ・「小中学校周辺整備事業」、「小中学校暖房設備改修事業」、「小中学校屋根・外壁改修事業」など教育環境の整備
- ・「登別市特別支援教育振興協議会交流学習事業補助金」による心身に障がいのある児童生徒の能力と個性を最大限に伸ばし、将来社会人としての自立と参加を目指すため、特別支援教育指導内容の研究と実践を図る協議会への補助
- ・「特別支援教育就学奨励費（小・中学校）」による特別支援学級に在籍している児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため就学経費の一部助成（学用品、通学費、給食費、校外活動費など援助）
- ・「特別支援教育推進経費（小・中学校）」による特別支援学級設置に伴う、消耗品、備品などの整備
- ・「登別市教育研究会運営事業費補助金」による職務遂行上必要な専門性の維持向上を図るため、教職員自ら教育のあり方を研究している登別市教育研究会の運営支援など行ってきたところです。

中間点検結果

指標の「一般公開参観日の参加率」及び「地域との交流件数」は平成21年度に数値が減少しているが、これは新型インフルエンザの影響によることとあり、それを考慮するとそれぞれ進展及び維持、「学校開放事業の利用者数」も減少傾向にはあるが施設自体の予約は好評であり、体育館改修に伴う体育館の利用機関の減少等の影響も想定されることから、維持とすることであります。また、ALTの活用による外国語教育の充実や教育環境の充実としての各事業の展開など行なっているところであり、全体としては、概ね『**維持**』していると評価するものです。

今後の推進事項等

外国青年招致事業による英語指導助手（ALT）を増員し、小学校低学年からの国際理解活動や中学校でのコミュニケーション能力の更なる向上を目指します。
特色ある学校づくり推進経費による登別温泉入浴体験、総合的な学習の時間、生活科の実施の3事業を通し各学校の特色ある学校づくりを推進するとともに、私立高等学校振興費補助金による保護者の負担軽減、PTA連合会への助成、スクールバスの運行助成、特別支援教育推進経費の実施など様々な事業を展開し、引き続き地域に根ざした魅力ある学校づくりを推進します。
各学校の耐震化、トイレの洋式化など施設設備の状況を把握し、計画的な整備充実に努めます。
学校支援地域本部事業を全中学校区で推進し、学校と地域、家庭の連携に努めます。



<目標>

青少年の非行の未然防止に努める。

目標への接近度を計る指標

区 分	H16[基準]	H17	H18	H19	H20	H21	H27[目標]	達成度
1 児童・生徒のボランティア活動参加率	3%	3.0%	3.2%	3.3%	3.3%	-	5%	-
2 児童・生徒の街頭補導(指導)件数	2011件	1,037件	880件	698件	405件	328件	1,000件	166%

これまでの主な取組状況

地域との連携による青少年の健全育成として、

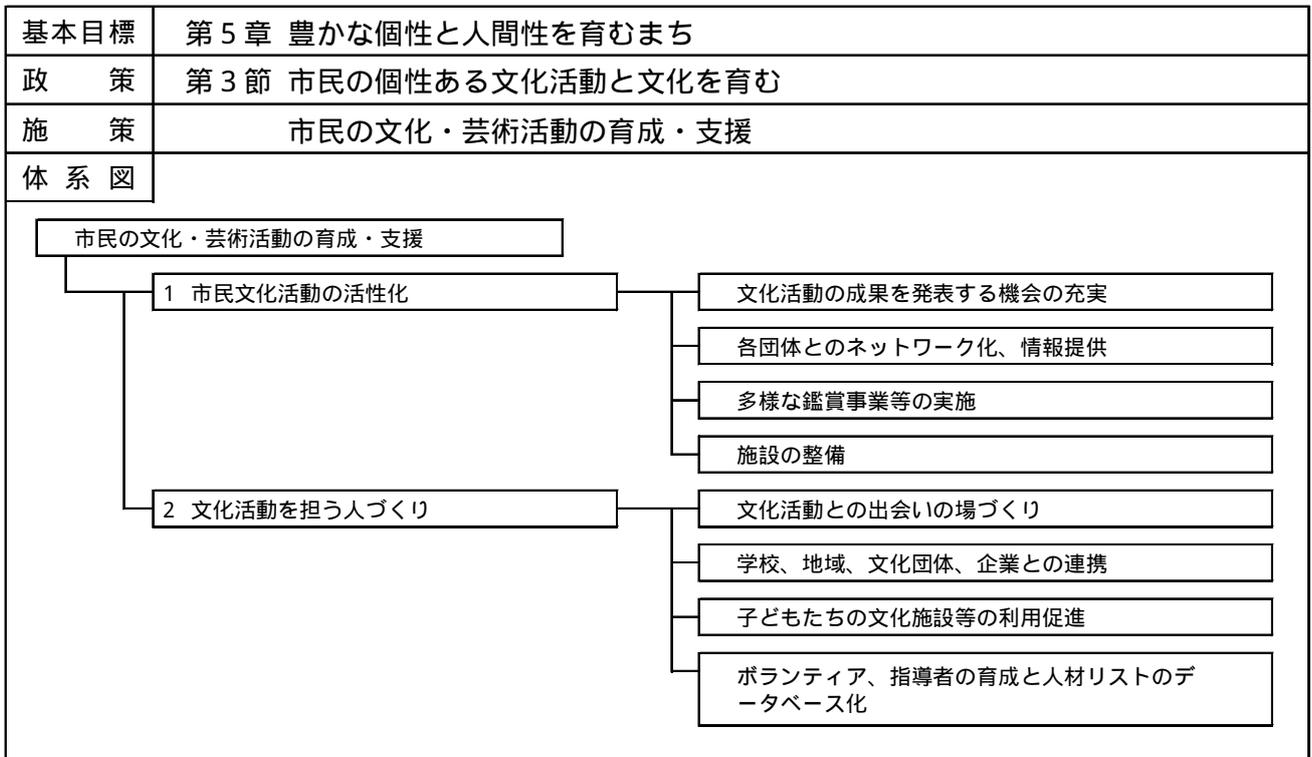
- ・中学生(各校代表2名)が、自分の意見を発表し市民に広く訴えることにより、少年の健全育成に対する理解を深めるとともに、同世代の少年の意識高揚を図る少年の主張大会の実施
- ・「青少年育成指導経費」による青少年非行の未然防止を図り、青少年が健やかに育つ環境を構築するとともに、登別市の担い手として模範となる青少年の健全育成を図るために青少年表彰の実施、青少年補導センターによる巡回活動、広報活動の実施、こども110番の家の拡充、青少年問題協議会の開催
- ・市内に在住する若者達数名から構成される成人祭実行委員会を立ち上げ、教育委員会と協力しながら会場や式典の内容等を決定する成人祭の開催
- ・「登別市子ども地域交流プラザ事業補助金」による『ふれあい農園』や『巡視船体験乗船』などの事業を行っている登別市子ども地域交流プラザ運営委員会へ補助金交付
- ・「子ども会活動振興助成金」による登別市子ども会育成連絡協議会が開催する『こいのぼりマラソン大会』や『かるた大会』などの活動支援
- ・登別市青少年指導センターによる街頭指導、少年相談、被害実態調査等を行っているほか、各学校の指導担当教諭、胆振西部青少年補導連絡協議会、室蘭地区高等学校生徒指導連絡協議会、警察署、PTAと協力し、通常巡回及び列車添乗指導、祭典等での巡回実施など行ってきたところです。

中間点検結果

指標の「児童・生徒のボランティア活動参加率」は維持、「児童・生徒の街頭補導件数」は達成であること、少年の主張大会の実施や成人祭(成人式)など青少年の健全育成を図っているところであり、全体としては、概ね『進展』していると評価するものです。

今後の推進事項等

少年の主張大会、青少年の育成指導、成人祭の開催、登別市子ども会育成連絡協議会が開催する各種行事への活動支援、登別市青少年指導センターによる街頭指導、少年相談、被害実態調査等の実施など、引き続き青少年が健やかに地域で育つ環境づくりを推進します。
地域交流や子どもの健全育成を目的に活動してきた「子ども地域交流プラザ」は学校支援地域本部事業に統合し、新たな形で地域と家庭、学校の連携や青少年の健全育成、地域安全パトロールなどを推進します。



< 目標 >

文化情報の収集と周知に努めるとともに、文化の創造的な活動を活性化するため、優れた芸術文化の鑑賞機会の提供に努める。

目標への接近度を計る指標

区 分	H16[基準]	H17	H18	H19	H20	H21	H27[目標]	達成度
1 文化振興事業への参加者数	2,845人	2,988人	2,484人	1,738人	2,045人	1,996人	3,000人	0%
2 文化に関心がある市民の割合	54.8%	-	51.0%	-	44.9%	-	65.0%	-
2 文化・芸術団体やサークル等への加入率	18.2%	-	9.6%	-	8.5%	-	25.0%	-

これまでの主な取組状況

市民文化活動の活性化として、

- ・市民会館大ホールを会場に、市内5中学校の代表クラスや合唱部、吹奏楽部、マンドリンギター部などの生徒が、合唱や合奏など、日ごろの練習の成果を披露する中学校音楽祭の実施
- ・「登別市文化振興助成金」による市民文化祭や胆振芸術祭、文化表彰などを実施している登別市文化協会の活動支援
- ・「市民会館改修事業」、「市民会館街灯整備事業」などによる市民会館の整備など行ってきたところです。

文化活動を担う人づくりとして、

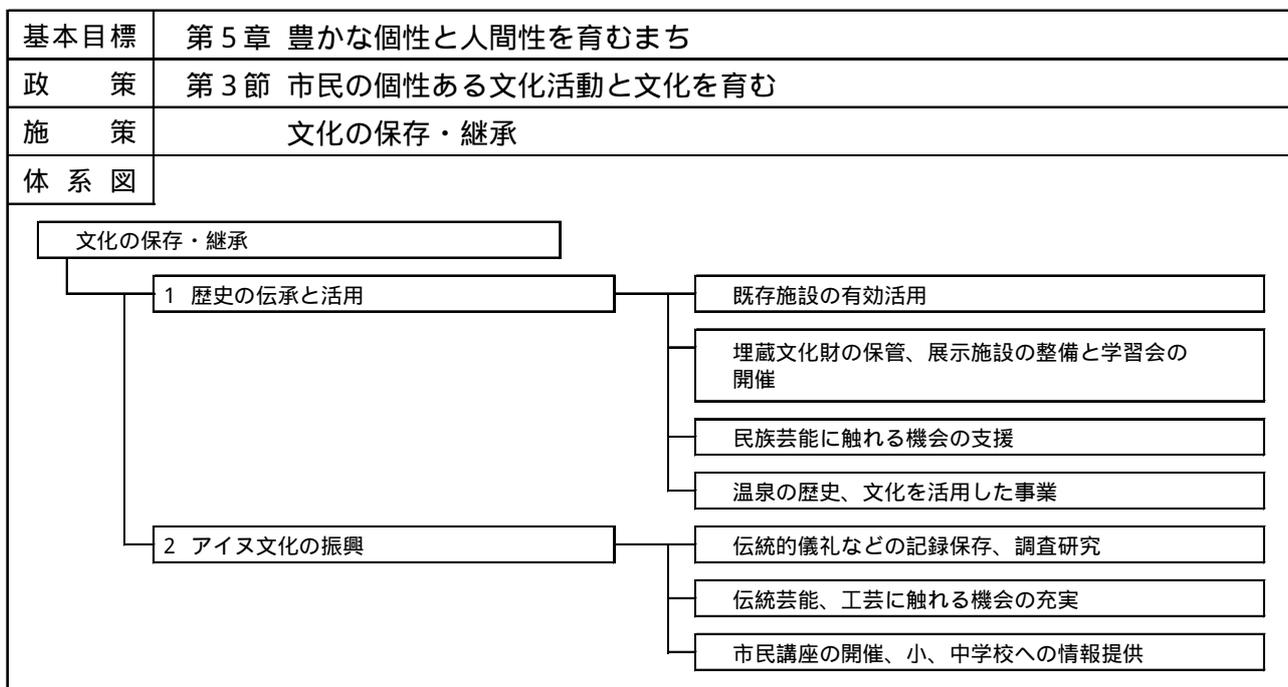
- ・「児童・生徒文化振興助成金」による市内の小・中学校、高等学校に在籍する児童生徒が、全道・全国大会に出場する際に、保護者の負担を軽減のため、経費の一部助成
- ・「三市合同文化事業負担金」による登別市・室蘭市・伊達市の3市合同で舞台芸術鑑賞の機会の提供など行ってきたところです。

中間点検結果

各指標は全て基準より減少傾向にあり停滞していること、中学校音楽祭や、市民会館ロビーやのぼりべつ文化交流館（カントレラ）等の施設において各団体の作品展示など文化活動の成果を発表する機会の充実など実施しているところから、全体としては、概ね『維持』していると評価するものです。

今後の推進事項等

各団体の作品展示などを市民会館ロビーやのぼりべつ文化交流館（カントレラ）等の施設での実施や、登別市文化協会の活動支援、平成21年度に更新した「生涯学習人材バンク」による情報の提供に努めるなど市民の文化・芸術活動の育成・支援を推進します。



< 目標 >

文化財や郷土芸能などの文化遺産の積極的な保護と活用に努める。

目標への接近度を計る指標

区 分	H16[基準]	H17	H18	H19	H20	H21	H27[目標]	達成度
1 歴史や文化講座の参加者数	1,047人	718人	954人	1,203人	1,132人	1,021人	1,400人	0%
2 歴史文化施設(郷土資料館・埋蔵文化施設等)入館者数	3,400人	2,769人	3,540人	4,012人	4,204人	4,562人	4,500人	106%

これまでの主な取組状況

歴史の伝承と活用として、

- ・「郷土資料館運営管理経費」及び「文化伝承館運営管理経費」による郷土資料館等の運営管理
- ・「文化財保護経費」による市民に対する指定文化財等の周知、文化財の保護活動、活用等の実施
- ・「のぼりべつ文化交流館開設経費」による貸館、運営・管理に必要な備品の整備。また、「のぼりべつ文化交流館運営管理経費」による埋蔵文化財の収集と保管及び展示、資料に関する説明・助言・指導の実施、資料に関する調査研究を行うとともに、埋蔵文化財に関する体験学習会の開催や講習会、研究会の開催など行ってきたところです。

アイヌ文化の振興として、

- ・「アイヌ文化講座経費」による地域の方にアイヌ伝承文化の理解を深めるための講座の開催
- ・「アイヌ民族文化祭補助金」によるアイヌ民族の社会的地位の向上と文化の保存や伝承、普及、発展を図るため、北海道アイヌ協会が行っている事業の支援
- ・「アイヌ文化普及啓発事業補助金」によるアイヌ民族の社会的地位の向上と文化の保存や伝承、普及、発展を図るため、北海道アイヌ協会登別支部が行っている事業の支援
- ・「知里真志保生誕100年記念事業補助金」による登別市出身のアイヌ語学者である知里真志保の生誕100年を迎えるにあたり、業績を通してアイヌ文化を未来につなぐため、記念事業の開催の支援など行ってきたところです。

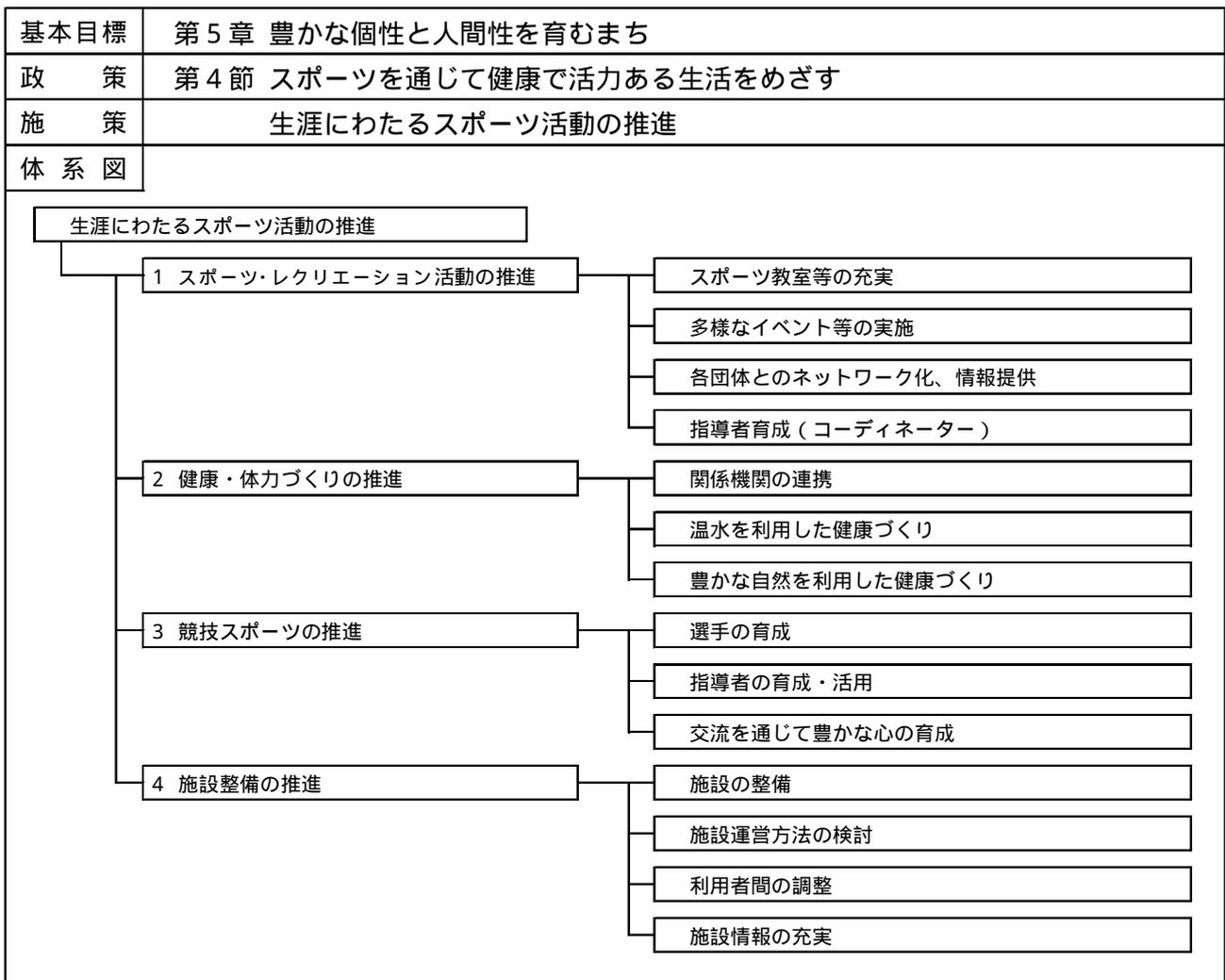
中間点検結果

指標の「歴史や文化講座の参加者数」は年ごのバラツキはあるものの基準を維持、「歴史文化施設入館数」は達成していること、登別市文化財審議会の開催や文化財保護に関する調査研究、のぼりべつ文化交流館、郷土資料館、文化伝承館等の運営など行ってきたところであり、全体としては、概ね『進展』としていると評価するものです。

今後の推進事項等

先人の残した文化財や郷土芸能などの文化資源は、登別の歴史や先人達の生活を理解するうえで欠くことのできないものであるとともに、将来の文化振興の礎となる貴重な財産であることから、郷土資料館等の運営管理やアイヌ文化の振興などにより、積極的な保護と活用を図ります。また、郷土史関係者との連携や、デジタル化等による資料の保存を図ります。

地域文化を学ぶ機会を提供するとともに、地区の歴史を知る方との懇談会等を開催し地区の歴史を伝承していきます。



< 目標 >

体力づくりを推進し、健康で活力ある生活を目指す。

目標への接近度を計る指標

区 分	H16[基準]	H17	H18	H19	H20	H21	H27[目標]	達成度
1 月に1回以上、スポーツ(ウォーキングを含む)をしている人の割合	39.0%	-	53.6%	-	53.8%	-	50.0%	-
2 市民プールの利用者数	116,000人	118,726人	117,792人	114,219人	118,850人	114,372人	120,000人	0%

これまでの主な取組状況

スポーツ・レクリエーション活動の推進として、

- ・文化・スポーツ振興財団が実施しているスポーツ振興事業や各種スポーツ教室、総合型地域スポーツクラブが展開する事業等
- ・「青少年会館運営管理経費」による青少年会館の運営管理
- ・平成22年2月に総合型地域スポーツクラブの設立
- ・「登別市体育協会助成金」によるスポーツ指導者の育成などを行う登別市体育協会の活動を支援し、スポーツの振興を図るため、助成金の交付など行ってきたところです。

健康・体力づくりの推進として、

- ・「市民プール運営管理経費」による市民プールの運営管理
- ・「市民プールバスパック業務委託事業」による市民プールの利用者増を図るため、路線バス運賃とプール入館料をセットしたバスパックの実施など行ってきたところです。

これまでの主な取組状況

競技スポーツの推進として、

- ・「登別市スポーツ少年団育成助成金」によるリーダー養成事業や競技別交流会などを行う登別市スポーツ少年団の活動を支援し、スポーツの振興を図るため、助成金の交付
- ・「児童生徒スポーツ振興助成金」による市内の小・中学校、高等学校に在籍する児童生徒や市内のスポーツ団体が、全国・全道大会に参加する際、参加者の負担を軽減するため、経費の一部の助成
- ・「体育指導委員会経費」によるラジオ体操会の体操指導、体力テスト会、委員会各部会の実施、市民スポーツ・健康フェスティバルへの参画、(財)登別市文化・スポーツ振興財団への参画、自主事業の実施(講習会、講演会等)
- ・「三市スポーツ大会事業経費」による登別市・室蘭市・伊達市の三市の子どもたちがスポーツを通し、交流を深めるために室蘭市入江陸上競技場を会場に陸上競技の開催など行ってきたところです。

施設整備の推進として、

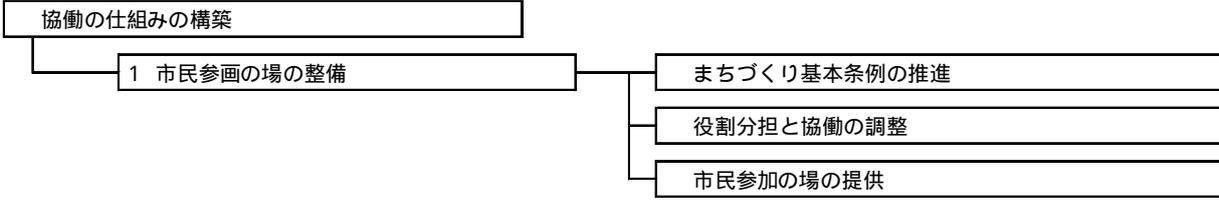
- ・「陸上競技場整備事業」による陸上競技場のトラック整備の実施
- ・「体育施設維持管理経費」による総合体育館、若山浄化センターパ・ゴルフ場などの維持管理
- ・「岡志別の森運動公園運営管理経費」による運動公園(パークゴルフ場、テニスコート、野球場等)の維持管理
- ・「登山道維持管理経費」によるカムイヌブリや来馬岳の登山道の笹狩りの実施
- ・「学校開放事業」による市内に居住又は通勤している方を含む10人以上のグループに、学校の体育施設を開放し、スポーツ活動の場の提供など行ってきたところです。

中間点検結果

指標の「月に1回以上、スポーツをしている人の割合」は達成、市民プールの利用者数は平成21年度の数値は下がっているものの、平成20年度の数値は高く、平均116,792人(H17-H21)と基準を維持していること、市民プールの運営や各協会等助成金、事業の実施など行なってきたところであり、全体としては、概ね『**進展**』していると評価するものです。

今後の推進事項等

総合型地域スポーツクラブが展開する事業等への支援、青少年会館や市民プール等の運営管理、陸上競技の整備や学校開放事業など各種事業の展開により、引き続き生涯にわたるスポーツ活動を推進します。国保医療給付・健康推進・環境対策グループなどとの連携によりウォーキング教室を開催し、生涯スポーツの振興や市民の健康増進、医療費の抑制に努めるとともに、地域資源の再発見や環境教育の推進に努めます。総合体育館については、中央通の拡幅に伴い実施設計を行い進入路や駐車場の位置等を検討するとともに、当面はしっかりとした修繕を行いその活用を図ります。

基本目標	第6章 担いあうまちづくり
政 策	第1節 協働のまちづくりの推進
施 策	協働の仕組みの構築
体系図	

<目標>

市民と行政との情報共有を進め、協働のまちづくりを推進する。

目標への接近度を計る指標

区 分		H16[基準]	H17	H18	H19	H20	H21	H27[目標]	達成度
1	市民自治推進委員会開催回数	-	-	20回/年	88回/年	74回/年	71回/年	10回/年	710%
2	地区懇談会等開催回数	9回/年	10回/年	10回/年	4回/年	10回/年	10回/年	20回/年	9%

これまでの主な取組状況

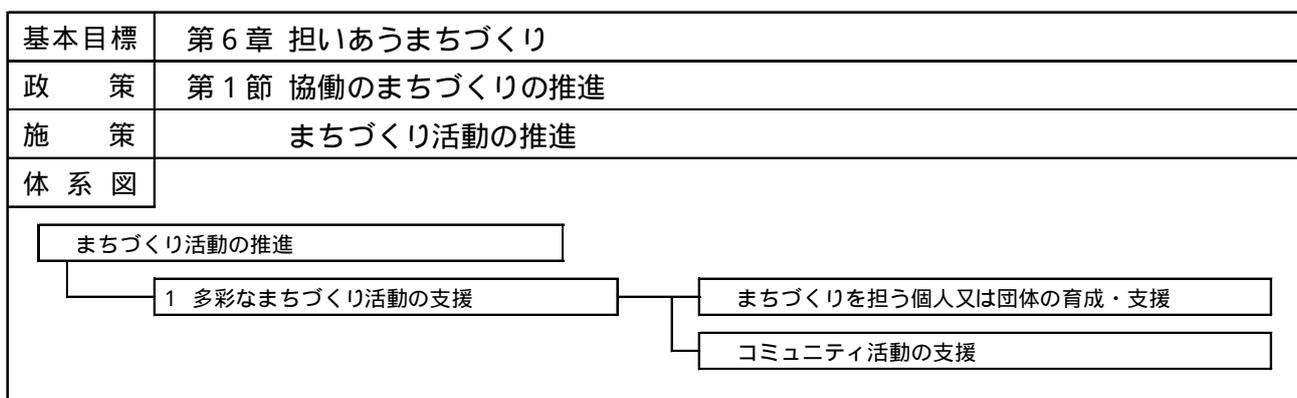
市民参画の場の整備として、「登別市まちづくり基本条例」(平成17年12月制定)に基づき、「市民が市政に参画する拠点の場」としての「登別市市民自治推進委員会」を設置し、まちづくりの問題点や課題について協議したうえで、市に提言を行なうほか、まちづくりについての計画の策定や重要な施策について、企画・立案の段階などで、意見やアイデアを市に提言するなど、まちづくりを推進してきたところです。

中間点検結果

指標の「市民自治推進委員会開催回数」は達成、「地区懇談会等開催回数」は維持していること、登別市まちづくり基本条例を制定し、当該条例に基づき登別市市民自治推進委員会を開催するなど、全体的としては、概ね『進展』していると評価するものです。

今後の推進事項等

協働のまちづくりを推進として、市民ニーズに対応した個々の事業において、市民・行政それぞれの役割を明確にする必要があることから、市民自治推進委員会での協議など、市民と協議しながら、市民と行政の協働の調整を行います。
市民自治推進委員会にて、市民参画の仕組みや役割分担の方法などを協議するとともに、市民と行政の協働について考えるための講演会等を開催するなど、今後の市民と行政の協働のまちづくりを促進する場として、市民自治推進委員会の活動を促進し、協働のまちづくりを進めます。
まちづくり基本条例については、さらなる推進を図るため、条例のあり方や充実について、市民自治推進委員会と協議しながら取り組みます。



<目標>

まちづくり活動団体に対する支援を強化するとともに、地域担当職員を定め、町内会との連携を図ります。

目標への接近度を計る指標

区 分		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H27[目標]	達成度
1	地域担当職員協議回数	-	-	-	-	-	-	各地区 12回	-

これまでの主な取組状況

多彩なまちづくり活動の支援として、

- ・ ボランティア活動や青少年育成のための活動、環境美化のための活動、まちおこしイベント等、社会や地域に貢献している市民活動の支援をするべく平成22年3月に「登別市市民活動センター」の開設
- ・ 「コミュニティ助成事業補助金」による財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用し、コミュニティ組織への支援の実施
- ・ 「登別市市民憲章推進協議会助成金」による市民憲章の周知を図るとともに、より豊かな郷土づくりを目指し、市民憲章だよりを発行している「登別市市民憲章推進協議会」の活動を支援するため助成金の交付
- ・ 「のぼりべつ・クリーン&フレッシュ事業」による公共施設（道路、公園、広場、河川）を養子に見立てて、市民や企業が里親（アダプト）となって公共施設の清掃美化を行い、市は市民・企業の清掃美化活動を支援

など行ってきたところです。

中間点検結果

指標の「地域担当職員協議回数」は未実施であるが、市民活動の支援の場となる市民活動センターが、平成22年3月から開設されるなど、全体としては、概ね『進展』していると評価するものです。

なお、地域担当職員制度は、計画策定時に検討していた行政組織である地域担当職員ではなく、自らが自発的に行動する組織（ボランティア）に改変されていることから、指標の取り扱いについて検討が必要と考えます。

今後の推進事項等

まちづくりを担うのは、行政ばかりではなく、NPO法人や各種団体、専門的な知識や技能を持つ個人など多方面にわたります。これら各種団体間の活動情報の共有や各種制度等の情報提供により、団体活動をサポートし、協働のまちづくりを更に推進します。

市民活動の支援拠点である「登別市市民活動センター」を核とした市民活動団体のネットワーク化など促進するとともに、当該センターの管理運営について、機能がより充実したものになるよう、指定管理者制度の導入の検討を行います。

基本目標	第6章 担いあうまちづくり
政 策	第1節 協働のまちづくりの推進
施 策	協働のまちづくりを支える情報の公開と共有
体系図	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">協働のまちづくりを支える情報の公開と共有</div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">1 情報提供と公聴広報活動の充実</div> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">情報公開条例・個人情報保護条例の見直し</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">行政の情報化推進</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">公聴広報活動の推進</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">パブリックコメント制度の確立</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">まちづくり活動団体における情報発信と共有</div> </div> </div> </div>

<目標>

協働のまちづくりを進め、市民の意見が的確に行政に反映することを目的として、パブリックコメント制度を確立します。

目標への接近度を計る指標

区 分		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H27[目標]	達成度
1	パブリックコメント発議回数	-	-	-	-	-	-	10回	-

これまでの主な取組状況

情報提供と公聴広報活動の充実として、

- 平成18年中に情報公開条例・個人情報保護条例の見直しを行い、登別市情報公開条例の全部改正、登別市個人情報保護条例の一部改正を実施
- 西いぶり広域連合では、平成20年1月より室蘭市、登別市、伊達市、壮瞥町の3市1町にて住民記録、住民税、国民健康保健等の電算業務を共同で運用
- 「地域情報化推進事業」による地域情報センターの維持管理
- 「北海道電子自治体共同システム運用事業」による電子自治体の実現に向けて構築した各種システムの共通基盤や市町村電子申請システムを北海道と道内市町村が共同での運用
- 「ネットワークセキュリティ強化事業」による登別市のネットワークが抱えるセキュリティ管理上の問題を解決し、セキュリティレベルの強化を図る
- 「広報等経費」による市広報紙の発行、マスコミを通じた市政情報の発信、単位町内会を対象とした地区課題（要望）の把握、地区懇談会の開催、市職員出前フリートークの開催等の実施
- 「市民ニーズアンケート調査事業」による市民ニーズの把握として、3年に1度、20歳以上の市民から地区別、年代別に抽出した2000人にアンケート調査の実施
- 市の基本的な構想・計画や市民生活に大きく影響する条例の策定・改廃の案を決定前に事前に公表し、市民から寄せられた意見を考慮しながら最終案を決定する制度である「パブリックコメント制度」を平成22年3月に定めるなど行ってきたところです。

中間点検結果

指標の「パブリックコメント発議回数」に係る動きはないが、当該指標のパブリックコメント制度が、平成22年3月に制定されたことや、西いぶり広域連合として電算業務の共同運用など、全体としては、概ね『**進展**』していると評価するものです。

今後の推進事項等

協働のまちづくりを推進するため、市長や部長職等が各種懇談会や地域のまちづくり会議などの積極的参加による直接市民と対話する機会の拡充、メール配信システムの構築、ホームページの見直し、パブリックコメント制度の積極的な活用や報道機関を通じての積極的な情報提供など情報提供媒体の多様化や広聴手法・開催機会の拡大を推進し、情報提供と広報広聴活動の充実に取り組むとともに、市民の利便性向上のため、各種証明書の自動交付機の設置を検討します。
パブリックコメント制度の活用及びルールの遵守を徹底するほか、より多くの意見をいただくための手法について検討します。

基本目標	第6章 担いあうまちづくり
政 策	第2節 交流によるまちづくりの推進
施 策	国内における交流の場と機会の拡大
体 系 図	

< 目標 >

広域交流を推進し、地域の活性化に努めるとともに、新しいまちづくりを推進する。

目標への接近度を計る指標

区 分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H27[目標]	達成度
1 げんきかい等における参加者数	198人	222人	191人	223人	175人	210人	250人	23%

これまでの主な取組状況

国内の様々な地域との交流の推進として、

- ・「登別・白石姉妹都市交流推進協議会助成金」による姉妹都市である宮城県白石市と産業や経済、文化、スポーツ、福祉などの活動を通して友好・親善を図っている同協議会に助成金を交付し、活動を支援
- ・「姉妹都市スポーツ交流事業助成金」による姉妹都市である白石市と少年サッカー大会等や水泳大会を通して交流を深めるため、『登別・白石姉妹都市少年スポーツ交流団』と『姉妹都市国際親善水泳大会参加交流団』に助成金を交付し、活動を支援
- ・「姉妹都市小中学校交流事業」による姉妹都市である白石市との児童・生徒の積極的な交流のもとに友情を育み、かつ相互のまちを理解し、併せて学校間の交流の推進を図る
- ・「東京登別げんきかい交流事業」による首都圏などに在住する登別市出身者やゆかりのある方で構成される「東京登別げんきかい」の活動を支援
- ・「札幌のぼりべつ会交流事業」による札幌圏在住の登別市出身者やゆかりのある方達で構成される「札幌のぼりべつ会」の活動を支援
- ・「登別市ふるさと大使事業」による登別市にゆかりのある方に「登別市ふるさと大使」（通称：鬼大使）を委嘱し、さまざまな機会に登別市を宣伝してもらおうとともに、まちづくり情報などを提供など行ってきたところです。

中間点検結果

指標の「げんきかい等における参加者数」は、平成21年度の値の上昇の傾向にあるものの、年度ごとに変動があり平均値を考慮すると維持していること、地域間交流としては、姉妹都市である白石市との交流事業の展開や、東京及び札幌における登別市出身者やゆかりのある方で構成される会の活動支援など行ってきたところであり、全体としては、概ね『進展』していると評価するものです。

今後の推進事項等

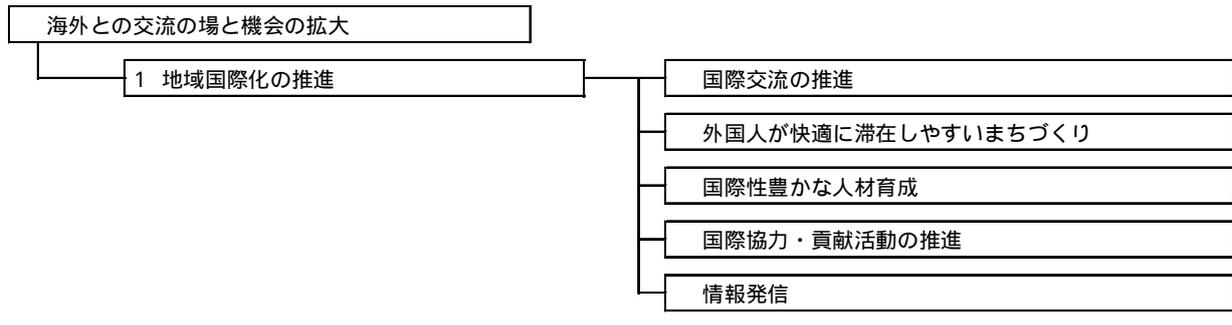
中心市宣言をした室蘭市と定住自立圏の形成協定を締結し、相互に役割を分担し連携を図りながら、定住自立圏の構築を推進していきます。

白石市・海老名市・登別市のトライアングル交流について、今後もさまざまな分野において、一層交流を深めるため、三市間の援助・協力関係を強化していきます。

東京登別げんきかい、札幌のぼりべつ会により毎年度開催される総会・意見交換会・交流会などを引き続き市として支援するとともに、市の情報について積極的に提供していくなど、参加者との意見交換を通じて、情報の共有化を図り、関係を強化していきます。

登別市ふるさと大使を委嘱した方にPRカード（名刺）や広報紙などを提供し、ふるさと大使と連携しながら、地域ブランドやふるさとの情報を発信してまいります。

基本目標	第6章 担いあうまちづくり
政 策	第2節 交流によるまちづくりの推進
施 策	海外との交流の場と機会の拡大
体系図	



< 目標 >

国際交流に積極的に取り組むとともに、市民意識の高揚を図る。

目標への接近度を計る指標

区 分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H27[目標]	達成度
1 外国人との交流の場における市民参加者数	1,543人	1,887人	2,518人	2,367人	2,372人	2,091人	2,000人	120%

これまでの主な取組状況

地域国際化の推進として、

- ・「自治体職員協力交流事業」による海外の地方自治体等の職員を「協力交流研修員」として受け入れ、自治体のノウハウや技術を習得してもらうとともに、市内で開催される国際交流事業に同研修員を参加させ、市民との交流を通して、地域の国際化を図る
- ・「国際交流推進事業」による登別市の国際交流を推進するため、国際理解講座の開催やデンマークからの研修生受け入れの支援
- ・「友好交流促進都市推進事業」による中国広州市をはじめ、東アジアとの友好交流を促進し、地域レベルでの友好親善を深めるとともに、観光振興を図る
- ・「北海道洞爺湖サミット関係経費」による平成20年7月7日から9日にかけて、洞爺湖町において開催された北海道洞爺湖サミットを契機に、市民や関係団体と協働し、サミット開催を記念して、環境保全、美化などの取り組みを進め、協働のまちづくりを推進
- ・「中学生海外派遣事業」による登別市の次代を担う青少年が、諸外国の生活や異なる文化に接することにより、国際理解を深め、国際社会に対応できる豊かな人間性を身につけることを目的に、市内の中学2年生6人をデンマークに派遣し(7日間)、ホームステイなどを体験など行ってきたところです。

中間点検結果

指標の「外国人との交流の場における市民参加者数」は達成していること、地域国際化の進展として、自治体職員協力交流事業や国際交流推進事業、中学生海外派遣事業を実施してきたところであり、全体としては、概ね『**達成**』していると評価するものです。

ただし、これは現行の指標基準等に基づき判断した評価であり、「達成」=「終了」ということではなく、現行の指標基準を維持、もしくは指標基準をより高度な数値に変更のうえ、引き続き当該施策を推進していくものです。

今後の推進事項等

友好都市との相互交流を発展させるとともに、登別温泉を訪れる外国人観光客や市内の外国人が快適に滞在しやすいまちづくりを進め、国際性豊かな人材育成や市民の国際理解を引き続き促進します。自治体職員協力交流事業や外国語指導助手、国際交流員などの拡充を図るとともに、市内国際交流団体と連携協力し、地域の国際化を推進します。中学生海外派遣事業については、保護者や市内国際交流団体と意見交換を行い、民間団体との連携協力や事業委託など今後の事業実施の方法について検討します。

基本目標	第6章 担いあうまちづくり
政 策	第2節 交流によるまちづくりの推進
施 策	定住の地を求める人の勧誘と定住支援
体系図	<pre> graph TD A[定住の地を求める人の勧誘と定住支援] --> B[1 移住・定住の受入体制の充実] B --> C[移住・定住相談体制の整備] B --> D[移住・定住の情報提供] B --> E[移住体験ツアーやリピーターの受入れ] </pre>

<目標>

移住定住の促進に努めるとともに、交流人口の増大を図る。

目標への接近度を計る指標

区 分		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H27[目標]	達成度
1	ホームページ情報などに対する相談件数	-	2件	12件	14件	24件	17件	50件	34%

これまでの主な取組状況

移住・定住相談体制の整備として、「移住促進事業」により、北海道移住促進協議会に加盟し、北海道の魅力を発信するとともに、登別市独自のパンフレットも作成し、登別市の紹介を行っています。また、移住相談ワンストップ窓口を設置し、移住に関する各種問合せへの対応や移住体験希望者には移住体験用宿泊施設の紹介など行ってきたところです。

中間点検結果

指標の「ホームページ情報などに対する相談件数」は年度ごとの変動はあるものの進展していること、移住促進事業の実施など行ってきたところであり、全体としては、概ね『**進展**』と評価するところです。

今後の推進事項等

移住情報パンフレットの作成、移住相談窓口ワンストップサービスの設置による移住に関する各種問い合わせへの対応や移住体験の受付手続きなど施策に対応した事業を引き続き展開します。なお、観光や余暇の充実を目的とする訪問者が多く見受けられることから、移住・定住はもとより滞在型の移住体験を通じて、交流人口の増加を図ります。市のホームページにより情報を発信するほか、北海道移住促進協議会やNPO法人住んでみたい北海道推進会議などの団体によるラジオやホームページを利用した各市町の移住に関する情報の紹介が行われる際に、宿泊施設の空き状況、登別市の特徴やPRなど随時情報提供を行います。

第 2 期基本計画の中間点検内容について

【施策テーマ別の総合的評価】

施策（44 施策）の評価分布

『達成』	7 件
『進展』	21 件
『維持』	16 件

【各章別の総合的評価】

各章（6 章）の評価分布

第 1 章 やさしさと共生するまち

・達成（2 件） ・進展（4 件） ・維持（5 件）

第 2 章 自然とともに暮らすまち

・達成（3 件） ・進展（5 件） ・維持（2 件）

第 3 章 大地に根ざしたたくましい産業が躍動するまち

・達成（0 件） ・進展（1 件） ・維持（4 件）

第 4 章 調和の中でふるさとを演出するまち

・達成（0 件） ・進展（3 件） ・維持（2 件）

第 5 章 豊かな個性と人間性を育むまち

・達成（1 件） ・進展（3 件） ・維持（3 件）

第 6 章 担いあうまちづくり

・達成（1 件） ・進展（5 件） ・維持（0 件）

基本計画の中間点検における施策（44 施策）の総合的評価としては、約 6 割の 28 件が達成及び進展、約 3 割の 16 件が維持と、計画は概ね進展しているものと評価されます。

また、各章別の推進状況を見た場合、

第 1 章では、子育てや地域医療の関係などは進展の傾向が見られますが、地域で支えあう福祉や男女共同参画などの進捗が低位なものと評価されます。

第 2 章では、環境保全、下水道処理、防災体制、消費者生活などは進展の傾向が見られますが、不法投棄の問題や廃棄物減量などの進捗が低位なものと評価されます。

第 3 章では、農水産業の進展などは進展の傾向が見られますが、観光客の減少、景気の冷え込みによる経済産業の悪化、雇用の問題などの進捗が低位なものと評価されます。

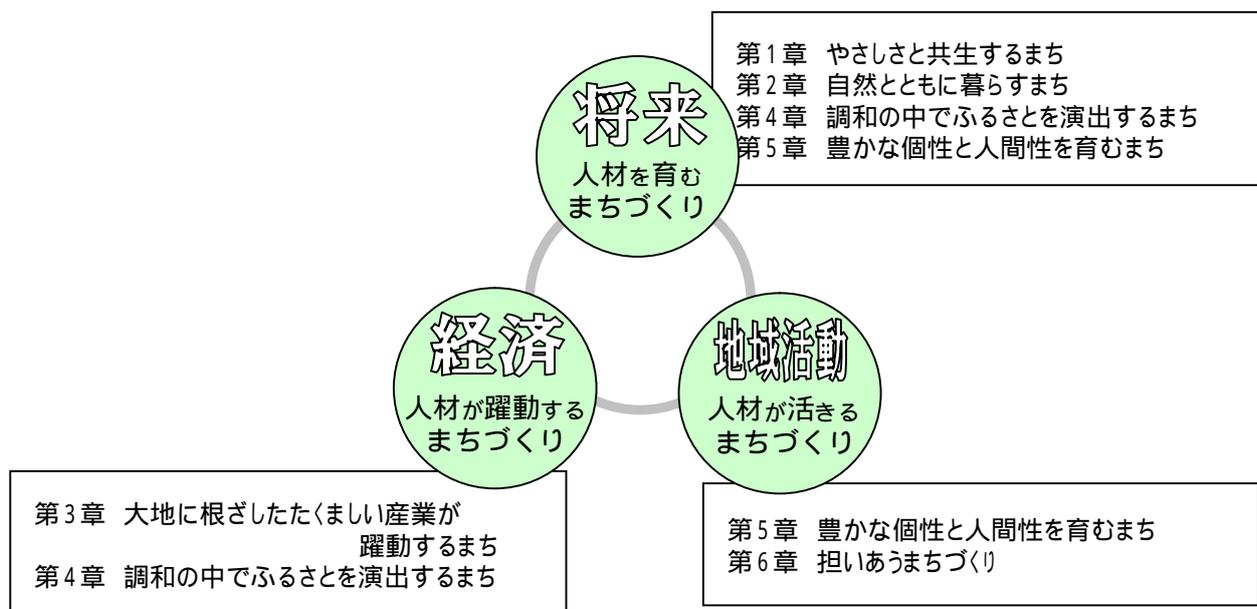
第 4 章では、公園や植栽などの住環境の整備などは進展の傾向が見られますが、景観に関する計画・制度や、歩道に係る満足度などの進捗が低位なものと評価されます。

第 5 章では、生涯学習の活動や環境整備、スポーツ活動などは進展の傾向が見られます

が、市民の文化芸術活動や不登校児童の問題などの進捗が低位なものと評価されます。

第6章では、市民自治推進委員会などの協働の仕組み、市民活動、国際交流などは進展の傾向が見られるところです。

今後5年間の第2期基本計画の方向性について



基本計画の後半である平成23年度以降の5年間で、将来にわたり登別市を支える「人材を育むまちづくり」、経済の活性化を支える「人材が躍動するまちづくり」、地域活動がまちを支える「人材が活躍するまちづくり」という「3つの視点」に基づき、登別市を将来にわたって発展に導く人材育成を通じた、まちづくりを推進していくところです。

このまちづくりを進めるにあたっては、基本計画の施策の推進として、限られた財源の中で計画的に事業の優先度や緊急度を計りながら、基本計画の施策に対応した事業を選択し、「目標への接近度を計る指標」の達成を目指すなど、基本計画の推進に努めるとともに、単年度においては、市政執行方針や実施計画ローリング等により、中期的な展開としては、市民との連携と信頼をもとに市民主体の行政経営の推進を図る「登別市行財政改革プラン2010〔H22-H25〕」や、「中期財政見通し〔H22-H25〕」及びその他分野ごとの計画との連携のもと取り組んでいくところです。

なお、今回の基本計画の中間点検の結果、基本計画の内容自体（目標、目標への接近度を計る指標、施策の基本的な方向等）については、現在の市を取り巻く情勢や、事業の内容、制度・計画等の策定に伴う時点修正などを勘案して、基本計画に反映させたところです。

また、成果を重視する経営型の行政手法を検討しながら、基本計画と評価が連動した新たな行政評価システムの確立を目指します。その際には、政策評価として市民満足度を計るための調査等、外部評価の活用についての検討も行なっていくところです。